

2009 - 2018

第6次 小樽市総合計画

歴史と文化が息づく
健康、
にぎわい、
協働のまち

小樽市民憲章

- 1 健康で働き、心ゆたかな楽しい家庭をつくりましょう。
- 2 自然を愛し、港も町もきれいにしましょう。
- 3 きまりを守り、明るい町をつくりましょう。
- 4 公のものを大切にすよい風習をそだてましょう。
- 5 おたがいにまごころをつくし、あたたかい社会をつくりましょう。
- 6 次代をになうこどもの未来に、ゆめと誇りをもたせましょう。
- 7 郷土小樽を愛し、高い文化をきずきましよう。

小樽市はつらつ長寿憲章

わたしたち小樽市民は、

- 1 高齢者の、人としての尊厳を大切にし、基本的人権を尊重します。
- 1 わたしたちの社会を築いてこられた高齢者に感謝し、敬愛の気持ちを忘れません。
- 1 高齢を迎えても、快適にはつらつと生活できる環境をととのえます。
- 1 高齢者が、個性と能力を發揮して、社会に貢献できるしくみをつくります。
- 1 高齢者の経験と若者の可能性とが、世代をこえて結びつく社会をめざします。
- 1 高齢者が、はつらつとした心身を維持できるような施設や企画を提供します。
- 1 高齢者が、健康で安心して暮らせるしくみをめざします。

はじめに

本市では、平成19年度以来、新たなまちづくりの指針となる総合計画の策定に取り組んでまいりました。

現在、我が国を取り巻く状況は、地球規模での環境問題をはじめ、少子高齢化の進行や情報化、国際化の進展といった社会状況の変化や人口減少による地域活力の低下など大きな変動期を迎えています。

本市におきましても、人口減少や高齢化が全国、全道のペースを上回る勢いで進んでおり、まちづくりや財政運営、さらには経済活動や市民の暮らしなどの面で多くの課題に直面しています。

しかしながら、私たちには、このような厳しい現状を乗り越え、大切な「ふるさと小樽」を豊かな地域に築き上げ、未来を担う子供たちにしっかりと引き継いでいくことが求められています。

こうした状況の中、これら時代の変化と多様化する市民ニーズに的確に対処し、市民福祉の向上を図るため、将来を見据えた新たな目標として「第6次小樽市総合計画」を策定いたしました。

本計画は、「歴史と文化が息づく 健康、にぎわい、協働のまち」を将来都市像として掲げ、市民が快適で安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会を築いていくことを目指すものです。

本計画の着実な推進に向け、このまちのあるべき姿を市民の皆さんと共有し、ともに考え、そしてともに行動し、すべての人が生き生きと輝く、夢と希望が持続するまちづくりを進めてまいります。

なお、本計画の策定に当たりまして、パブリックコメントなどを通じ多くの貴重な御意見や御提言をいただきました市民の皆さん、さらには、熱心に御審議をいただきました総合計画審議会委員の皆さんに対しまして心から感謝とお礼を申し上げます。

小樽市長
山田 勝磨



第6次小樽市総合計画

目次

■計画の策定に 当たって

I 計画策定の趣旨	2
II 計画の名称	3
III 現状と市民意識	3
1 時代の潮流	3
2 小樽市の現状と特性	4
3 市民意識・意見等	9
IV 計画の構成	11

■基本構想

I 計画の基本理念と目的	14
II 構想の目標年次及び将来人口	14
1 構想の目標年次	14
2 将来人口	14
III 将来都市像	16
IV 施策の体系	17
V まちづくり5つのテーマ	18
1 心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）	18
2 とともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）	19
3 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）	21
4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）	23
5 自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）	25
VI 元気づくりプログラム	26
VII 市政運営3つの基本姿勢	27
VIII 土地利用・地区別発展方向	29

■基本計画

I 計画の性格と期間	32
1 計画の性格	32
2 計画の期間	32
II まちづくり5つのテーマ	32
1 心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）	34
1) 学校教育	34
2) 社会教育	38
3) 文化・芸術	40
4) スポーツ・レクリエーション	42
5) 青少年	44
2 とともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）	46
1) 地域福祉	46
2) 子育て支援	48
3) 高齢者福祉	50
4) 障がい者福祉	52
5) 保健衛生	54
6) 地域医療	56
7) 男女平等参画社会	58
3 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）	60
1) 上下水道	60

2) 道路・河川	62
3) 住宅	64
4) 除排雪	66
5) 市街地整備	68
6) 交通	70
7) 防災・危機管理	72
8) 消防	74
9) 生活安全	76
4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）	78
1) 農林業	78
2) 水産業	80
3) 商業	82
4) 工業・企業立地	84
5) 観光	86
6) 港湾	90
7) 雇用・労働	92
8) 国内・国際交流	94
5 自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）	96
1) 環境保全	96
2) 循環型社会	98
3) 公園・緑地	100
4) 都市景観	102
Ⅲ 元気づくりプログラム	104
戦略1)「情報発信の強化」による元気づくり	104
戦略2)「観光波及効果の拡大」による元気づくり	105
戦略3)「産業活動の活性化」による元気づくり	105
戦略4)「人のふれあい促進」による元気づくり	107
Ⅳ 市政運営3つの基本姿勢	108
1 参加・協働によるまちづくりの推進	108
2 効率的な行財政運営の推進	109
3 広域連携の推進	110
Ⅴ 土地利用・地区別発展方向	112
1 土地利用	112
2 地区別発展方向	114

■ 附属資料

1 策定経過	122
2 策定体制	123
3 小樽市総合計画審議会	124
4 市民意向等の把握	127
5 庁内策定組織	128
6 関係規定等	130
7 総合計画基本計画の成果指標について	132

計画の策定に当たって

- I 計画策定の趣旨
- II 計画の名称
- III 現状と市民意識
- IV 計画の構成

I 計画策定の趣旨

小樽市は、昭和43年に最初の総合計画を策定し、以来、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、昭和48年、同55年、平成元年、同10年と総合計画を策定してきました。

前計画の『市民と歩む 21世紀プラン』は、いわゆるバブル経済^{※1}崩壊後の厳しい経済環境の下でスタートしましたが、「未来と歴史が調和した安心、快適、躍動のまち」を将来都市像に掲げ、市民福祉^{※2}の向上を目的として、安らぎのある生活環境、ふれあいと支え合いに満ちた福祉社会、活力と魅力ある経済社会の創出を目指し、計画に基づく事業を着実に実施しました。しかし、人口減少に歯止めをかけるには至らず、また、産業においても製造品出荷額や商業販売額が低迷するなど厳しい結果となりました。

今日、我が国の社会経済情勢、特に地方自治体を取り巻く環境は、大きな変動期を迎えており、人口減少社会の到来と少子高齢化の進行、経済状況の変化などに伴う地域格差の拡大、地方分権改革、さらには国の「三位一体の改革^{※3}」による地方財政の悪化など自治体運営にとって、かつてない厳しい状況に直面しています。

また、人々の意識も、情報化の進展や価値観が多様化する中で、環境問題やボランティア活動などへの関心が高まっていますが、その一方で、地域における連帯感の希薄化などにより、地域コミュニティ機能の低下が懸念されています。

このような時代の変化に適切に対処し、本市の持つ多くの資源を生かし、市民、団体、企業、行政が協働して魅力あるまちづくりを進めるために、将来を見据えた新たな目標の設定が求められています。

この計画は、前計画の理念を継承しつつ新たな視点も導入し、小樽市が目指す将来都市像を明らかにするとともに、その実現に向けた基本的な展開方向や主要施策を指針として示すために策定するものです。

なお、計画の策定に当たっては、以下の点に留意しました。

- (1) 本市を取り巻く社会経済情勢
- (2) 本市の現状と特性
- (3) 市民意向の把握と反映、市民に分かりやすい計画と策定経過
- (4) 庁内における各種個別計画との整合性
- (5) 道央圏、札幌圏、後志圏における広域的視点での発展方向
- (6) 国及び北海道の行財政事情や計画の動向とそれらの市政への影響
- (7) 本市が抱える課題を考慮した重点的な計画づくり

※1 バブル経済 不動産や株式などの資産価額が泡（バブル）のように膨張して生じた経済状況のこと。ここでは1980年代後半の経済状況をいう。

※2 市民福祉 「しあわせ」や「ゆたかさ」を意味する言葉で、広義で「公共の福祉」などと使われる。

※3 三位一体の改革 国庫補助負担金の廃止・縮減、地方への税財源移譲、地方交付税の見直しを同時に推進する改革のこと。

Ⅱ 計画の名称

「第6次小樽市総合計画」

Ⅲ 現状と市民意識

計画の策定に当たり、時代の変化を的確にとらえ、市の現状や特性を分析し、さらには市民意識を把握することが重要であることから、次のように「時代の潮流」「小樽市の現状と特性」「市民意識・意見等」の3つに分類し、整理しました。

1 時代の潮流

◆少子高齢化と人口減少社会の到来

我が国では急速に少子化が進行し、平成17年の合計特殊出生率^{※4}は1.26となり、過去最低を更新するとともに、人口も平成16年をピークとして減少に転じ、人口減少社会が現実のものとなりました。

一方では高齢化が進み、平成25年には国民の4人に1人が65歳以上になるとの推計もあります。

人口の減少は、労働力の不足や消費の縮小など様々な面で、我が国の社会経済に影響や問題を及ぼすと考えられます。

◆環境問題と循環型社会の実現

私たちの生命を支える自然環境では、地球温暖化^{※5}など地球規模の環境問題が深刻化し、その影響が懸念されています。このため、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型といった社会経済構造を見直し、廃棄物の減量化やリサイクルの推進、省エネルギーへの取組など環境への負荷の少ない循環型社会に対応した社会経済システムへの転換が迫られています。

◆グローバル化の進展と国際化

携帯電話やインターネットなど情報通信技術の飛躍的な発達により、短時間で、そして安価に世界

※4 合計特殊出生率 人口統計上の指標で、一人の女性が一生に生む子どもの数のこと。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

※5 地球温暖化 地球表面の大気や海洋の平均温度が上昇する現象のこと。

中と双方向の情報交換が可能となり、あらゆる分野で国や組織を越えたコミュニケーションが可能となっています。

また、経済活動のグローバル化^{※1}が進み、人・もの・情報・資金などの国際的な移動や交流が活発化しています。今後は、海外からの観光客がさらに増加するとともに、経済交流もますます盛んになると考えられます。

◆価値観とライフスタイルの多様化

個人の価値観やライフスタイルの多様化が進み、仕事だけでなく様々な余暇活動や地域活動、ボランティア活動、文化・芸術・スポーツ活動に積極的に参加する人が増えています。

「自分らしさ」や「心の豊かさ」を大切にする意識は、今後さらに高まっていくものと考えられます。

◆安全、安心に対する意識の高まり

地震や異常気象などの自然災害、高齢者や子どもなど弱者をねらった犯罪の多発、また、食の安全、感染症^{※2}といった健康被害など日常生活における不安が広がっています。

それぞれが地域社会の中で、より安全で安心な暮らしを求める意識は、今後ますます高まっていくものと考えられます。

◆地方分権の進展と市民協働

近年、国から地方へと様々な権限や財源が移譲される地方分権の流れが加速し、地方が担う役割がさらに大きくなっています。

今後、自治体は自己決定、自己責任の考え方を基本に、地域の住民をまちづくりのパートナーとして、互いに知恵を出し合い、協力し合いながら、地域独自の伝統、文化、個性などの資源を生かした行政運営ができる仕組みを実現していく必要があります。

2 小樽市の現状と特性

(1) 小樽市の現状

小樽市の「人口・世帯」「産業・経済」「財政」について、現状を各種統計資料に基づき把握しました。その概要は、次のとおりです。

◆人口・世帯

小樽市の人口は、記録にある明治元年の2,230人から昭和39年の207,093人までは一貫して増加していました。しかし、その後は減少が続き、平成19年12月末現在の住民基本台帳人口は138,845人となり、前総合計画がスタートした平成10年12月末現在の人口154,504人と比較すると15,659人、10.1%の減少となっています。

※1 グローバル化 経済活動や社会活動などが国家や地域の境界を越えて地球規模でつながり、広がっていくこと。

※2 感染症 病原体が生体内に侵入、増殖して引き起こす病気のこと。インフルエンザなどの伝染性のものと破傷風や肺炎など非伝染性のものがある。

人口構成を年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口が14,279人(総人口の10.3%)、15~64歳の生産年齢人口が84,347人(同60.7%)、65歳以上の老年人口が40,219人(同29.0%)となっています。平成10年同期と比較すると、年少人口と生産年齢人口は、それぞれ1.6ポイント、5.6ポイント減少し、老年人口は、7.2ポイント増加しています。

世帯数は、平成19年12月末現在、67,745世帯で、平成10年同期と比較して1,333世帯増加しています。この間、世帯数は平成16年まで増加していましたが、その後は減少傾向にあります。1世帯当たりの人員は、一貫して減少しており、平成10年同期の2.33人から2.05人と0.28人減少し、世帯の少人数化が進んでいます。

◆産業・経済

平成17年の国勢調査の結果によると、小樽市の産業別就業者数の割合は、第3次産業が75.4%(46,949人)と最も多く、次いで第2次産業の18.8%(11,730人)、第1次産業の1.4%(871人)となっています。平成7年の国勢調査結果を100とした場合、就業者総数は85.8、第1次産業と第2次産業はいずれも67.3、第3次産業は87.4となっています。

農業については、野菜を中心に多品目を生産する都市近郊型農業^{※3}となっています。耕地面積、農家戸数、従事者数、農業産出額は、いずれも減少傾向にあります。平成17年の農業産出額は、平成10年実績の80.4%となっていますが、そのうち「野菜」は93.4%と、おおむね横ばいの状況にあります。

漁業については、資源水準の悪化などにより、経営体数、従事者数がともに減少傾向にあります。漁獲量は、各年により変動がありますが、漁獲金額では、おおむね横ばいの傾向を示しています。平成18年の実績では、「スケトウダラ」「ホッケ」「カレイ」の3品目で総漁獲量の83.3%、総漁獲高の43.4%を占めています。また、近年は、「とる漁業」から「育てる漁業」に力を入れており、特に「ホタテ稚貝」は平成10年の漁獲金額の2.4倍の伸びを示しています。

工業については、本市の特徴として、食料品製造を中心とした生活関連型産業が多く、また、早くに鉄道が開通したことから機械金属関連産業なども集積しています。製造品出荷額、事業所数、従業者数は、いずれも減少傾向にあり、平成17年の製造品出荷額は1,600億円で、平成10年実績(1,964億円)の81.5%となっています。減少したのは主に「金属製品」「食料品」「衣服・その他の繊維製品」「飲料・たばこ・飼料」で、「鉄鋼業」「化学工業」は増加しています。工場は、港や川沿いの地区を中心に点在、集積していますが、近年では銭函と石狩湾新港地域(銭函4・5丁目)の工業団地に企業の集積が進んでおり、平成19年12月末現在、銭函で99社、石狩湾新港地域で52社が操業しています。

商業については、小売業で、人口減少や個人消費の低迷などにより本市全体の購買力が縮小しているほか、インターネット販売など購買動向の多様化や札幌市への購買力流出などにより厳しい状況に

※3 都市近郊型農業 多くの消費者を擁する都市の周辺において、消費者の需要に対応し、付加価値の高い農産物を生産することを目指す農業のこと。

あります。平成16年の年間販売額は1,592億円で、平成9年実績(1,848億円)の86.2%となっています。減少したのは主に「自動車」「機械・器具」、他に分類されない飲食料品小売の「その他の飲食料品」で、食品スーパーなどの「各種食料品」や「医薬品・化粧品」は増加しています。また、商店数について同様に比較すると90.6%に減少しています。従業者数は、平成11年に築港地区の大型複合商業施設の開業により増加し、平成9年実績の118.9%(1,950人増)となりましたが、平成16年には平成9年実績の102.6%となっています。

卸売業も、流通構造の変化や中小小売店の減少などにより厳しい状況にあり、平成16年の年間販売額、商店数、従業者数は、平成9年実績のそれぞれ72.0%、94.0%、86.8%と減少傾向にあります。

中心市街地の商店街では、市内唯一の百貨店が閉店するなど、厳しさが増えています。このような状況の中で、中心市街地の商店街では、にぎわいづくりのための様々な事業を実施しており、また、いちば市場は市民だけでなく観光客のニーズにこたえられるよう魅力づくりに取り組んでいます。

観光入込客数は、平成10年度の666万人から平成11年度に973万人へと急増し、その後、減少傾向となりましたが、ここ数年は700万人台後半の水準を維持しています。また、近年、諸外国にもインターネットなどを通じて本市の魅力が知られ、東アジア圏を中心とした外国人宿泊客数が増加傾向を示しており、全体としては、観光産業は本市の基幹産業の一つとなっています。

小樽港の取扱貨物量は、平成10年2,539万トンでしたが、平成14年のフェリー航路の休止や減便などで激減し、ここ数年は、1,300~1,400万トン程度で横ばい状態にあります。一方、そのような中でも、平成14年9月には中国との定期コンテナ航路が開設され、さらに平成19年3月からは週2便に増便になっています。

◆財政

本市の財政状況を道内の人口10万人以上の都市と比較すると、収入面では人口一人当たりの市税収入が少なく、地方交付税^{*1}に依存する割合が高いという特徴があります。

一方、支出面では、生活保護費などの扶助費^{*2}や過去に借り入れた市債^{*3}の返済費用の占める割合が高いという特徴があり、財政構造上は、なかなか政策的な経費のための財源を捻出しにくい硬直化した状況が続いています。

このような中、財政の健全化を目指し、これまでも組織機構や事務事業の見直しなど、行財政改革を進めてきましたが、人口の減少や景気の低迷などによる市税収入の減少に加え、平成16年度に地方交付税の大幅な削減があったことから、同年度以降赤字決算となっています。

また、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、平成20年度決算からは、単に一般会計のみならず、全会計を合わせた決算の状況により、財政状況が判断されることとなります。本市では、一般会計のほか、国民健康保険事業特別会計、病院事業会計においても多額の累積赤字を抱えており、この財政再建は、市政の最重要課題となっています。

※1 地方交付税 地方公共団体間の財政不均衡を是正し必要な財源を保障するため、国から地方公共団体に対して交付される資金のこと。

※2 扶助費 生活困窮者や身体障がい者などが生活を維持することができるよう、地方公共団体が支出する経費のこと。

※3 市債 公共施設の建設など、市が一度に多額の出費を必要とする場合に認められる長期の借入金のこと。

(2) 小樽市の特性

本市は、少子高齢化の急速な進行と人口減少、厳しい地域経済と雇用環境、さらに市財政の窮迫など多くの課題に直面しています。また、分権型社会の本格化とともに地域間競争の激化が予想されます。こうした中で、本市が豊かで活気に満ち、自立したまちとして発展していくためには、他地域と比較し、優位にある地域の特性を見だし、それらを「小樽ならではの価値」として共有することが必要です。

◆札幌市や後志圏と隣接する地理的環境

大都市札幌市と隣接し、空港や他都市との交通アクセスも良いことから、通勤や通学、観光客など交流人口^{※4}の拡大が進んでいます。このことは、人口や購買力の流出など本市にとって脅威となる反面、190万人という大きな市場を取り込む機会としてとらえることもできます。

また、安全で安心な食に対する関心や自然志向の高まりから、食と自然の宝庫である後志圏が注目されています。札幌圏から後志圏への入り口に位置する本市においては、交通の要所として、観光や産業といった様々な面で波及効果が期待されます。

◆恵まれた自然環境

日本海に面する長い海岸線は、海水浴やマリンスポーツでにぎわうレジャーポイントとなっています。また、市街地を囲むように広がる山や丘陵地は緑豊かな環境を生み出し、スキーや登山など季節に応じた楽しみを見つけることができます。

アウトドアレジャーが定着し、自然の中で余暇を過ごす人が増える中で、海と山を同時に、そして身近に体感できることは、本市の大きな魅力であるといえます。

◆産業・文化遺産などの歴史的資源

明治後期から昭和初期における北海道経済の中心地として繁栄した時代の貴重な遺産である歴史的建造物や小樽運河などは、本市の魅力の特徴付ける資源となっています。また、平成19年に近代化産業遺産として旧国鉄手宮線や鉄道施設が認定され、これらを活用した新たなまちづくりも始まっています。

本市が有する歴史的資源は、地域のイメージを高める大きな要素となっています。

◆文学館や美術館を有する文化的環境

豊かな自然環境や商都としての繁栄を背景に、作家の伊藤整いとうせいや小林多喜二こばやし たきじ、洋画家の中村善策なかむら ぜんさく、版画家のいちほらありの一原有徳など、文学や美術などの分野で優れた業績を残した芸術家を多く輩出してきました。

本市では、これらの作家や芸術家を中心とした作品や資料などを収蔵、展示した市立小樽文学館と市立小樽美術館を有するとともに、伊藤整文学賞など市民レベルでの文化活動も行われています。

※4 交流人口 その地域に訪れる人のことで「定住人口」に対する概念。訪問目的は、通勤や通学、買い物、観光、レジャーなど内容を問わない。

◆大学などを有する学術的環境

本市には、小樽商科大学、北海道薬科大学、北海道職業能力開発大学校の高等教育機関があり、情報の集積や専門的人材の育成、産・学・官^{*1}連携による共同プロジェクトへの参画など、地域の活性化を推進する上で重要な存在となっています。さらに、北海道立地質研究所海洋地学部は、海に面している本市にとって海洋に関する研究機関として必要な施設となっています。

これらの機関を有することにより、知的、人的な資源を最大限に活用したまちづくりを進めることができます。

◆優れた技術が集積する産業的環境

商工港湾都市として発展した本市には、多くの職人が集まり、創意工夫を重ね、様々な技術が集積しました。現在もその技術は受け継がれ、北海道の気候や風土から生まれた工業製品や新鮮な素材を用いた水産加工品、良質な水を使った酒類の製造など、本市の地場産業の基盤を支えています。

石狩湾新港地域は、大消費地である札幌市と隣接する広大な工業団地です。既に食品や物流を中心とした企業立地が進み、今後、エネルギー関連事業などの進出が期待されます。また、優れた地場産業の技術と進出企業との連携による新たな事業の展開や受注の拡大なども期待できます。

◆多様な機能を有する港湾施設

一世紀にも及ぶ歴史の中で港湾機能の充実を進めてきた小樽港は、港湾運送業務に関して質の高い機能が集積しています。本州との長距離フェリー航路を有し、日本海側の海の玄関口となっておりとともに、経済発展の著しい中国をはじめとする東アジア諸国、ロシア極東地域など対岸諸国との貿易拡大が進んでいます。

また、小樽港マリナーなど海洋レクリエーション基地としての機能を有するとともに、商業施設や観光拠点と近接し、その利便性の高さから大型クルーズ客船^{*2}の寄港地となっており、観光や経済への波及効果も期待されます。

◆まちづくりに対する自主的な市民活動

かつて、小樽運河の保存を訴える市民運動が起こり、市を二分した小樽運河論争がありました。この経験は、その後のまちづくりに対する市民参加へとつながり、「雪あかりの路」に代表される市民主体の活動を生み出しました。

このほか、地域のボランティアによる活動として、「げんき いん ぜにばこ」などによる子育て支援や「ポイ捨て防止！街をきれいにし隊」による清掃・啓発活動、また、高齢者が自主的に活動する「杜^{もの}のつどい」など、様々な場面で市民活動が活発に行われており、今後のまちづくりの重要な役割を担っていくものと考えられます。

※1 産・学・官 「産」は産業界や民間企業、「学」は学会や大学などの高等教育機関、「官」は官界や行政機関を指す。

※2 クルーズ客船 レストランや宿泊設備を持ち、長期間の船旅を提供する旅客船のこと。

◆全国的な小樽の知名度

本市は、新鮮な食材やガラス工芸、独特の景観などが多くの方に支持され、年間700万人を超える観光客が訪れる国内有数の観光都市です。経済研究機関が行った市区町村の魅力度調査（平成19年）では全国で第5位にランキングされるなど、全国的に高い知名度を有しています。

テレビや雑誌などで取り上げられる機会も多く、また、インターネットによる情報の入手が容易になったことから、台湾や香港、韓国など東アジア圏からの宿泊客が増加傾向にあります。

これら国内外での高い知名度は、観光や産業の面での大きな強みとなるとともに、首都圏をはじめとした都市部からの移住促進にも有利に作用すると考えられます。

3 市民意識・意見等

市民意識・意見等は、市民3,000人を対象に実施した「小樽市総合計画策定に係る市民意向調査」（回収数1,261）のほか、地区別・団体別懇談会（15回開催、参加者296人）で寄せられた提言等により把握しました。

◆住み心地

「非常に住みよい」「住みよい」が8割を占め、全体的には、「住みよい」との評価となっています。しかし、今後も住み続けたいと考える市民が3分の2を超える一方、10代では過半数が転出したいと答えています。

住み続けたい理由としては、「小樽市に愛着がある」「自然環境に恵まれている」「食べ物が新鮮でおいしい」が上位を占めています。一方、市外へ転出したいと思う理由としては、「医療・福祉の面が整っていない」「仕事や就学のため」「買い物など日常生活が不便」が上位を占めています。

◆市政と市民要望

「非常に関心がある」「関心がある」と答えた市民が7割を超えており、市政に対する関心の高さがうかがえます。年代が高くなるに従い「関心がある」と答える割合は高く、60代では8割を超える市民が関心を持っていますが、20代以下では4割程度となっています。

市民要望の市政への反映については、「あまり反映されていない」「まったく反映されていない」と回答した市民が半数を超えています。

現在の生活に関する満足度では、「満足」「やや満足」と答えた市民が1割、「普通」と答えた市民が4割弱、「不満」「やや不満」と答えた市民が3割強となっています。「不満」「やや不満」と答えた市民の割合が高いのは、「雇用促進」「除排雪」「医療体制・保健予防」「高齢者・障がい者福祉」「商業振興策」の分野であり、その割合は5割を超えています。

一方、「満足」「やや満足」と答えた市民が、「不満」「やや不満」と答えた市民を上回っているのは、「ごみ・リサイクル」「環境保全」「消防・防災」「まちなみ・景観整備」の分野となっています。

◆市民活動への参加

これまでに市民活動に参加した経験がある市民の数は、参加したことのない市民の数を下回っています。年代別では、年齢が高くなるに従い、市民活動への参加率が高くなる傾向が見られます。また、これまでに参加した市民活動では、「町内会などの地域活動」が最も多く、次に「美化・清掃」が続いています。

市民活動に対する意識では、市民の約8割が市民活動に参加したいと考えており、今後参加してみたい活動としては、「お年寄りや障がい者への支援」「美化・清掃」「町内会などの地域活動」「環境保全」などを挙げています。

また、市民活動に対する行政の支援策としては、「情報提供」が多く、次に「経済的支援」「人材育成」となっています。

◆重点的に取り組むべき分野

「除排雪」「高齢者や障がい者の福祉」「医療体制・保健予防」「雇用促進」の4つの分野について重点的に取り組むべきとの割合が特に高くなっています。この結果は市民要望の項目でも触れたとおり、過半数の市民が不満と答えた分野とも一致しています。このうち、全体では、「雇用促進」の分野が不満と答えた市民が最も多く、また、各年代とも上位に挙げられており、市内における雇用の拡大についての期待がうかがえます。次に「子育て支援策」「商業振興策」「企業の立地・誘致」が関心の高い分野となっています。

◆将来イメージ

全体として「健康と生きがいのある福祉・医療のまち」に対する期待が最も高く、次に「子どもをはぐくむまち」「ふれあい・観光のまち」、そして「地域資源を活用した活力あふれるまち」と続いています。

年代別では、10代では「環境保全」への期待が高かったのに対し、20～30代では「教育・子育て」が、40代以上は「健康・福祉・医療」への期待が高く、年代によって期待する将来イメージが変化していることがうかがえます。

これらのことから、市民が期待する本市の将来イメージとして、歴史的な資源など地域の特性を生かした地場産業の振興を図るとともに、子どもたちや高齢者にもやさしい、福祉・医療が充実したまちという姿が見えてきます。

◆地区別・団体別懇談会での提言・要望

総合計画策定に関しては、「21世紀プランの達成度を分析し、新たな計画に生かす必要がある」「実現可能な計画とすべき」「選択と集中による計画づくりが必要」などの提言がありました。

また、「人口対策」「観光を含めた経済振興」「雇用の確保」「新病院建設」に関する提言等があったほか、「除排雪」「交通安全」「市営プール・パークゴルフ場・コミュニティセンターの建設」に関する要望がありました。

IV 計画の構成

この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

◆基本構想

本市が目指す将来都市像を示し、それを実現するための基本的方向を明らかにするものです。基本構想は、基本計画、実施計画の基礎となるもので、「まちづくり」の指針となります。

目標年次は、平成30(2018)年度とします。

◆基本計画

基本構想の方向に沿って、分野ごとに施策の体系を定め、施策の展開方向と主要な事業を示すものです。

計画期間は、平成21(2009)年度から平成30(2018)年度までの10年間とします。

◆実施計画

基本計画に基づき、計画的かつ効率的にその推進を図るため、具体的な施策や事業を明らかにするもので、別に定めます。

計画期間は、前期(平成21~25年度)、後期(平成26~30年度)の各5年間とします。

なお、前期実施計画では、5年間の施策や事業について明らかにしますが、それぞれの実施年度については「小樽市財政健全化計画(平成18~24年度)」の進ちょく状況を見極め決定することとします。

基 本 構 想

- I 計画の基本理念と目的
- II 構想の目標年次及び将来人口
- III 将来都市像
- IV 施策の体系
- V まちづくり5つのテーマ
- VI 元気づくりプログラム
- VII 市政運営3つの基本姿勢
- VIII 土地利用・地区別発展方向

I 計画の基本理念と目的

この計画は、「市民福祉^{*1}の向上」を基本理念とし、「市民と行政がともに知恵を出し合い、協働のまちづくりを進め、市民が快適で安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会の実現を目指す」ことを目的とします。

II 構想の目標年次及び将来人口

1 構想の目標年次

構想の目標年次は、『平成30(2018)年度』とします。

2 将来人口

本市の人口は、昭和39年の207,093人をピークに減少が続き、平成19年12月末現在の住民基本台帳人口は138,845人となり、この40年余りの間で約7万人の人口が減少しました。

特に近年は、市外転出による社会減のみならず、死亡数の増加と出生数の減少による自然減も拡大しており、人口減に歯止めがかからない厳しい状況が続いています。

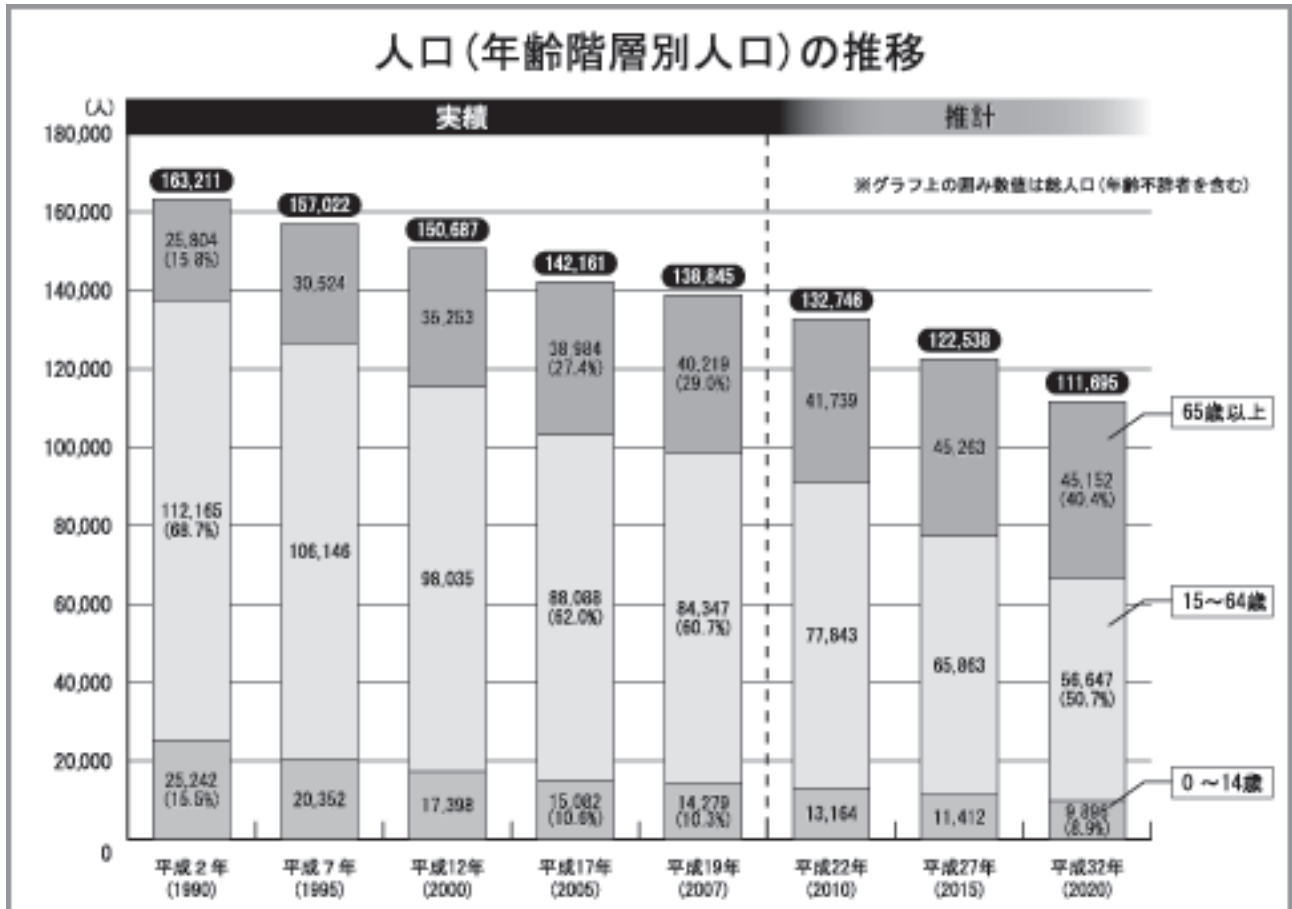
我が国全体でも平成16年をピークに人口減少社会に転じたといわれていますが、研究機関の推計では、おおむね10年後の本市の人口も次のグラフのとおり11万人台に減少すると予測されています。

このような状況を踏まえると、定住人口の増加を望むことは難しく、また、今後も続くと思われる社会・経済の大きな変化の中で、将来人口を設定することは困難ですが、人口は自治体運営の基礎であり、まちを支える力を維持していくためにも、人口対策は最も重要な課題の一つです。

そのため、本計画による各施策の着実な推進はもちろん、効果的な施策として企業誘致の強化による新たな雇用の場の創出を図るとともに、市外からの移住促進に努めます。

※1 市民福祉 「しあわせ」や「ゆたかさ」を意味する言葉で、広義で「公共の福祉」などと使われる。

また、市民がこの「まち」に愛着を持ち、生き生きと充実した生活を送れるよう、地場産業の活性化や新たな起業による働く場の確保のほか、子どもを生み、育てやすい環境づくりなど、各施策を総合的に展開することにより、人口減少を最小限にとどめるよう努めます。



※平成2～17年は「総務省国勢調査人口」。平成19年は12月末現在の住民基本台帳人口。平成22年以降は、財団法人統計情報研究開発センターが平成17年国勢調査結果を基に推計した「市区町村別将来推計人口」。

Ⅲ 将来都市像

本市は北海道開拓とともに鉄道や港を中心に発展し、明治、大正、昭和初期の繁栄の時代に築かれた歴史的文化遺産を有し、日本海特有の変化に富んだ美しい海岸線や緑豊かな山々などの自然景観が一体となった情緒あふれるまちなみは、そこに暮らす人々の郷土に対する誇りや愛着をはぐくみ、訪れる人々を魅了するまちとして歩んできました。

これら、先人たちが築いてきた小樽特有のかけがえのない財産を守りはぐくみ、多彩な資源を効果的に活用しながら、にぎわいや活力に満ちた地域経済の創出に努めるとともに、本市の将来あるべき姿を市民とともに考え、行動する協働のまちづくりを一層推進し、だれもが健康で快適に暮らせる地域社会の実現を目指します。

小樽市の将来都市像は、

『歴史と文化が息づく 健康、にぎわい、協働のまち』

とします。

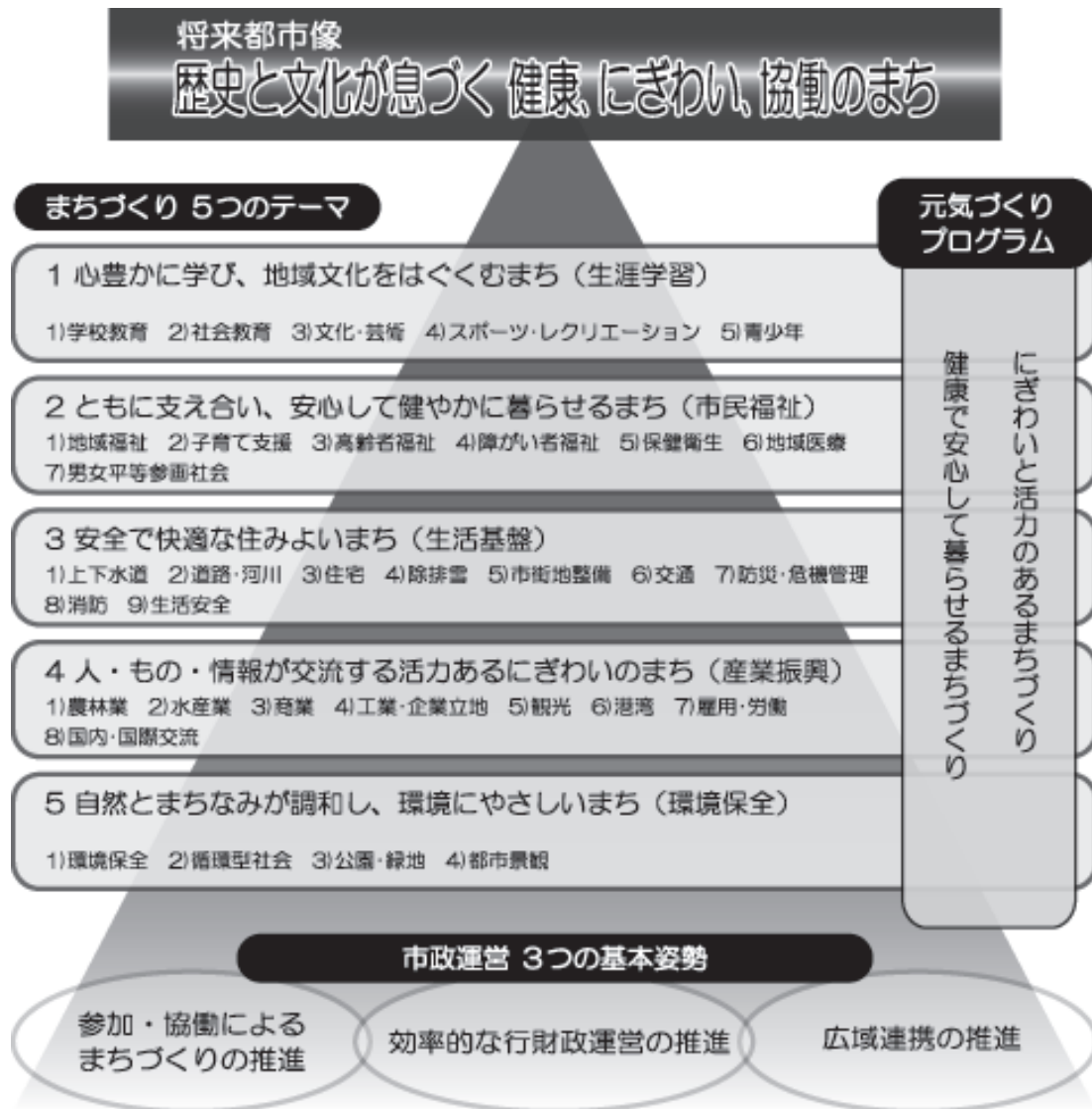


IV 施策の体系

「まちづくり 5つのテーマ」は、将来都市像の実現に向け、バランスの取れた施策を展開するための体系です。

「元気づくりプログラム」は、急速に進行する少子高齢化、低迷する地域経済、厳しい雇用環境などの地域課題や市民意識、要望などに対応するため、施策の分野を超えて横断的に取り組むプログラムです。

「市政運営 3つの基本姿勢」は、上記の施策群を着実に推進していくため、市政運営の基本姿勢として設定したものです。



V まちづくり 5つのテーマ

本市が掲げる将来都市像を実現するために、市政の各分野を「生涯学習」「市民福祉」「生活基盤」「産業振興」「環境保全」に分類し、『まちづくり 5つのテーマ』として体系付けました。

『まちづくり 5つのテーマ』は、33の施策により構成し、施策ごとに目指すべき姿とその展開方向を明らかにしたものです。

1 心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）

1) 学校教育

子どもたちが、自ら考え、行動する能力と他人を思いやり、協調する心などを持って、変化の激しいこれからの社会で「生きる力」を身に付けるため、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良くはぐくむ学校教育を目指します。

このため、一人ひとりの個性を大切にし、社会や自然、環境とのかかわりの中で創意工夫を凝らした特色ある教育活動を行い、学校、家庭、地域との連携を深めながら、信頼される学校づくりを進めるとともに、小中学校の規模・配置の適正化と施設整備の充実を図ります。

また、豊かな人間形成の基礎を培う幼児教育や生徒の個性、適性に応じた高校教育の振興のため、教育活動への支援に努めるとともに、大学が有する知的資源^{*1}を活用し、教育・文化をはじめ、産業振興や国際交流などの様々な分野で地域との連携が図られるように努めます。

2) 社会教育

心豊かで生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、市民一人ひとりが生涯を通じて、いつでも、どこでも、自由に学習の機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会の実現を目指します。

このため、多様化する学習ニーズなど、生涯各期にこたえる学習機会を提供するとともに、その学習成果を社会に生かすことができる社会教育活動の充実を図ります。

また、インターネットや情報誌で学習情報を提供するとともに、社会教育施設などを活用しながら、様々な社会教育関係団体・機関等との連携により内容の充実に努めます。

さらに、市民の学習意欲にこたえられるよう、施設の特性を生かした利活用を進めるとともに、郷土資料の収集、調査を進めます。

※1 知的資源 著作権や商標権などの権利やノウハウといった有用な情報のように創造的活動から生み出されるもの全般を指している。

3) 文化・芸術

市民だれもが生涯にわたり文化芸術に親しみ、個性的で潤いに満ちた市民生活を送ることができる「文化の香り高い街おたる」の実現を目指します。

このため、市民の文化芸術活動を支援するとともに、市民が質の高い文化芸術に接することができるように努めます。

また、郷土の貴重な文化遺産を後世に伝えるため、文化財の保護、活用に努めます。

4) スポーツ・レクリエーション

市民の健康や体力づくりへの関心の高まりとともに、スポーツ・レクリエーション活動の充実が求められており、だれもがスポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境を目指します。

このため、生涯スポーツの普及、振興とスポーツ団体の育成、強化を図るとともに、市民が利用しやすいスポーツ・レクリエーション施設の整備と有効活用に努めます。

5) 青少年

心豊かでたくましく、地域社会で積極的に活動する、豊かな感性と広い視野を持った青少年の育成を目指します。

このため、学校、家庭、地域などとの連携を図るほか、地域子供会などのリーダーの養成や子どもの居場所づくりを進めるとともに、青少年活動への支援など、青少年の健全育成のための環境づくりや非行防止活動の推進に努めます。

また、子どもの基本的人権の尊重と保護に努めます。

2 ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）

1) 地域福祉

「ともに生き、ともに支え合う」という視点に立ち、だれもが生涯を通して、生き生きとその人らしい充実した生活を送ることができる地域社会の実現を目指します。

このため、すべての団体、個人が、それぞれ役割を持って地域福祉活動に参加できるよう、地域社会全体で支え合う仕組みづくりに努めます。

2) 子育て支援

安心して子どもを生み育てることができ、子どもたちが健やかにはぐくまれる環境づくりを目指します。

このため、家庭はもとより、地域社会全体がそれぞれの役割を担うよう働き掛けるとともに、多様な市民ニーズに対応した保育サービスの充実など、子育て支援の推進に努めます。

3) 高齢者福祉

高齢者が生きがいを持ち、元気で安心して暮らせるまちを目指します。

このため、民間事業者やボランティアなどとも緊密な連携を図りながら、高齢者が暮らしやすい環境づくりを進めます。

また、高齢者の生きがいづくりと社会参加を支援するため、高齢者が持つ知識や経験を生かすことができる場の創出と情報提供に努めます。

4) 障がい者福祉

市民一人ひとりが、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合える地域社会の実現を目指します。

このため、社会参加への妨げとなっている要因を取り除き、障がいのある人が自己の能力を最大限に発揮できるように努め、その自立を支援します。

また、障がいに対する市民の理解が深まるように努めます。

5) 保健衛生

市民一人ひとりが生涯にわたって健やかに暮らせるまちを目指します。

このため、健康的な生活習慣と予防医療^{※1}の重要性の理解を深めるよう啓発し、子どもから高齢者までの健康づくりを支援します。

また、食の安全を確保するための情報提供や感染症^{※2}等に対処するための危機管理体制の強化など安全な生活環境づくりに努めます。

6) 地域医療

市民がいつでも必要な医療を受けられ、安心して暮らせる環境づくりを目指します。

このため、医師不足など地域医療を取り巻く環境が深刻化する中で、医療機関相互や福祉施設などとの連携・ネットワーク化を進め、限られた医療資源の効率的な活用に努めます。

市立病院については、担うべき役割を明確にし、両病院を再編します。

7) 男女平等参画社会

男女の人権が尊重されるとともに男女がともに支え合い、社会のあらゆる分野に対等に参画していく男女平等参画社会の形成を目指します。

このため、男女を問わずそれぞれの個性や能力を十分発揮できるように、男女平等参画への環境づくりや男女平等の意識改革を市民とともに進めます。

※1 予防医療 健康診査や保健指導などにより、病気の発生や悪化を防ぐ医療のこと。

※2 感染症 病原体が生体内に侵入、増殖して引き起こす病気のこと。インフルエンザなどの伝染性のものと破傷風や肺炎など非伝染性のものがある。

3 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

1) 上下水道

安全で良質な水道水の安定供給を図るとともに、下水道利用の普及を促進しながら、生活環境の改善や公衆衛生の向上を目指します。

このため、老朽化した施設の改築更新や災害に強い施設づくりを進め、持続可能な上下水道システムの構築と環境に配慮した循環型社会の創出に向けて取り組みます。

また、事業経営の効率化や情報公開を図りながら、市民サービスの向上に努めます。

2) 道路・河川

道路や河川の整備を進め、安全で快適な生活環境の確保を目指します。

このため、幹線道路や生活関連道路の整備については、人にやさしい道路環境に配慮するとともに、円滑な交通の確保に努めます。

また、河川整備については、水害を防除するための治水対策を進めるとともに、親水性などに配慮した水辺環境の創出に努めます。

3) 住宅

自然やまちなみと調和した快適な住環境の形成と安全で安心して暮らせる住まいづくりを目指します。

このため、民間住宅の建設やリフォームの支援に努めるとともに、公的住宅の建替えや改善を進めます。特に、利便性の高い中心市街地については、住環境の充実を図り、まちなか居住の促進に努めます。

また、市外からの移住を促進させるため、住まいの情報の積極的な発信に努めます。

4) 除排雪

北国の厳しい自然環境の中で、安全で快適な市民生活の確保を目指します。

このため、国や北海道との除雪体制の連携を強化するとともに、市民との協働を進めながら、地域総合除雪体制^{*3}の充実に努めます。

5) 市街地整備

歴史や豊かな自然環境との調和を基本とし、人口減少や少子高齢化などの社会動向を考慮した利便性の高いコンパクトで安全、快適なまちづくりを目指します。

このため、これまでに整備されてきた都市基盤を有効に活用しつつ、新しい都市機能を加え、にぎわいあふれる市街地の再生を進めます。

また、今後予定される北海道新幹線の開通に向けて、新幹線を活用した新たな魅力あるまちづくりの検討を進めます。

※3 地域総合除雪体制 歩道や車道の除排雪、路面の管理、砂散布などの管理を一括して実施する総合的な除排雪体制のこと。

6) 交通

地域経済と暮らしを支え、人や地域の結び付きと交流に寄与する交通ネットワークの確立を目指します。

このため、都市内交通については、交通網の計画的な整備や公共交通機関の利用促進など機能の充実に努めます。

広域交通については、幹線道路や鉄道、バス、フェリーなど既存の交通機能の充実に努めるとともに、北海道新幹線や北海道横断自動車道^{*1}など新たなネットワークの実現に努めます。

7) 防災・危機管理

地震や津波などの災害から市民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりを目指します。

このため、がけ崩れなど土砂災害の防止や防災等の情報通信手段の充実に努めるとともに、市民との連携や各自治体との広域応援体制を確立し、災害発生時等の応急体制の強化に努めます。

また、国民保護法^{*2}に示す非常事態が発生した場合には、国や北海道など関係機関と協力して、市民などの保護のための措置を実施します。

8) 消防

市民の生命や財産を火災や災害から守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

このため、火災予防対策の充実と自主防火管理の促進による火災の未然防止や消防体制の整備による災害対応力の向上に努め、特に、高齢者や障がい者などの安全対策や救急救助体制の充実に取り組みます。

また、消防署所、車両などの消防力全体の見直しや近隣消防本部との広域応援体制の確立のほか、消防団組織の活性化を図ります。

9) 生活安全

交通事故や犯罪を未然に防ぎ、市民、特に、高齢者や子どもが安全、安心で豊かな生活を営むことのできる地域社会の実現を目指します。

このため、交通安全や防犯意識の高揚を図り、安全な道路交通環境の確保や市民と一体となった防犯体制の整備を進めるとともに、消費者の保護や消費者が自ら考え行動できるよう支援に努めます。

※1 北海道横断自動車道 起点を寿都郡黒松内町、終点を根室市及び網走市とする国土開発幹線自動車道（国幹道）のこと。

※2 国民保護法 武力攻撃を受けた際の避難方法などについて定めた法律のこと。「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の通称。

4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

1) 農林業

農地の高度利用を図り、生産性の高い農業の確立を目指すとともに、大都市近郊の地理的優位性を生かした都市型農業^{※3}としての発展を図ります。

このため、農業生産基盤の整備、施設栽培の促進や農業経営の改善、遊休農地の利活用を図るとともに、市民農園などを活用し、市民と農業のふれあいを推進します。

林業については、緑地環境の保全や水資源の確保など森林の持つ公益的機能を生かすため、森林の保全、整備を進めます。

2) 水産業

資源管理型漁業^{※4}の推進を図り、将来にわたる水産物の安定供給を目指します。

このため、漁場の造成や漁場環境の保全、栽培漁業^{※5}の技術開発、漁港の整備などを推進します。

また、水産物や水産加工品の高付加価値化を図るとともに、消費者ニーズに対応した新製品の開発などにより、新たな需要の創出と販路の拡大に努めます。

3) 商業

地域と密着した親しみのある小売業の振興を図るとともに、流通環境の変化に対応した卸売業の機能の効率化を進め、地域とともに発展する活力ある商業を目指します。

このため、商店街は親しみのある地域コミュニティの場として、市場^{いちば}は食生活を支える新鮮な食品の提供を、大型店は買い物に対する利便性に加え一層の地域貢献が求められるなど、それぞれが機能と役割を發揮し、多様化する消費者ニーズに対応した商業環境づくりに努めます。

また、商業を取り巻く環境の変化に対応するため、人材育成など経営基盤の強化を図ります。

4) 工業・企業立地

社会経済情勢が大きく変化する中、中小企業を中心とした地場企業の経営基盤の強化を進め、地場産業の振興を目指します。

このため、産・学・官^{※6}や異業種の連携により技術や情報の活用を図るとともに、地場企業が有する技術力と地域資源との融合などにより新商品の開発を進め、地場製品のブランド化と国内外への販路拡大に努めます。

また、積極的に企業誘致を進めるとともに、進出企業と地場企業との連携を図り、新たな事業展開や受注機会の拡大など地域経済への波及効果を高めます。

※3 都市型農業 食糧供給機能だけでなく、都市に求められる緑の供給機能や都市空間機能、環境保全機能、防災機能などの諸機能を果たす農業のこと。

※4 資源管理型漁業 過度な競争や乱獲を防ぎ、資源の維持・増大を図りつつ、最大の経済的利益を実現する漁業のこと。

※5 栽培漁業 魚介類の種苗や稚魚を大量に生産し、中間育成して海に放流し、成魚を漁獲する漁業のこと。

※6 産・学・官 「産」は産業界や民間企業、「学」は学会や大学などの高等教育機関、「官」は官界や行政機関を指す。

5) 観光

恵まれた自然や特有の都市景観をはじめ、ガラスなどの伝統的工芸や新鮮な海の幸など小樽が持つ多様な資源を活用し、四季を通じて何度でもゆっくりと時間をかけてまちの魅力を味わってもらえる「観光まちづくり」を目指します。

このため、観光資源の発掘や観光拠点の整備、多彩なイベントの創出、観光客のニーズに対応した情報やメニューの提供など観光客の回遊性を高めることにより、時間消費型観光^{※1}への移行を進め、基幹産業としての発展に努めます。

また、国内外への情報発信や観光プロモーション^{※2}を推進するとともに、ホスピタリティ^{※3}の向上など受入れ体制の充実を図り、リピーター^{※4}を含む観光客の誘致に努めます。

6) 港湾

小樽港の歴史、立地特性、関連産業の集積などを生かし、物流の活性化を柱とした躍動感あふれる魅力的な港湾の実現を目指します。

このため、港湾機能の充実を進め、国内貨物の誘致や対岸諸国、北米地域などとの貿易の拡大を図るとともに、クルーズ客船^{※5}の寄港促進に努めます。

また、水辺を生かした国際交流や市民交流の場として、まちづくりと連携した港湾空間の形成を図るとともに、関係機関との連携による海洋に関する調査、研究などの推進に努めます。

石狩湾新港については、小樽港とともにそれぞれの特性を生かしながら連携を強化するとともに、背後地域への企業立地を進め、道央圏日本海側の拠点港としての発展に努めます。

7) 雇用・労働

次代を担う若者や高齢者などの雇用創出を図るとともに、すべての勤労者が働きやすい魅力ある職場づくりを目指します。

このため、若年者の市外流出や急速な高齢化の進行などの社会情勢を踏まえ、就業形態の多様化や勤労者の意識変化を的確に把握しながら、関係機関などとの連携を強め、雇用の場の確保、働く意欲のある方への就業支援や職業能力の開発に努めるとともに、労働環境の整備を図ります。

8) 国内・国際交流

本市が有する多彩な資源を生かし、人、もの、情報の交流でにぎわう、国内・国際交流の拡大を目指します。

このため、姉妹都市^{※6}や本市とかがわりの深い地域との人的、文化的、経済的交流を図るとともに、市内に暮らす外国人への支援や市民との交流機会の拡大など身近な交流を進めます。

※1 時間消費型観光 訪れた土地の歴史や文化、自然、人との交流などに時間をかけて楽しむ観光のこと。

※2 プロモーション 促進のための宣伝・広告活動のこと。

※3 ホスピタリティ 心のこもったもてなし。手厚いもてなし。歓待の精神のこと。

※4 リピーター 再訪者のこと。ここでは何度も繰り返し訪れる観光客のことをいう。

※5 クルーズ客船 レストランや宿泊設備を持ち、長期間の船旅を提供する旅客船のことをいう。

※6 姉妹都市 親善や文化交流を目的として特別の関係を結んだ、国を異にする都市同士のこと。

5 自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）

1) 環境保全

地球温暖化^{※7}に対する国際社会での我が国の役割を理解し、市民一人ひとりが、人と地球の未来のために、自ら考えて地域で行動することにより、快適な環境を将来の世代へ引き継いでいける社会の実現を目指します。

このため、環境への関心や意識を高め、地球にやさしい行動を実践する市民の育成に努めるほか、市民、事業者、行政が互いに協力して、資源、エネルギーの無駄をなくすことにより、温室効果ガス^{※8}排出量の削減を図るとともに、自然エネルギー^{※9}などの活用に向けた情報収集や研究を進めます。

また、多様化する市民ニーズに対応しながら、公害の未然防止に努め、恵まれた豊かな自然とふれあう環境づくりを進めます。

2) 循環型社会

環境にやさしい循環型社会の形成を図るとともに、快適な生活環境の確保を目指します。

このため、市民、事業者、行政それぞれが役割を相互に理解しながら、循環型社会形成の基本的な考え方であるごみの3R^{※10}「発生抑制（Reduce）」「再使用（Reuse）」「資源化（Recycle）」への積極的な取組を進めていくとともに、環境に配慮した廃棄物の適正な処理体制の構築に努めます。

3) 公園・緑地

人と自然が共生する、緑にあふれ、潤いと憩いのあるまちづくりを目指します。

このため、今ある豊かな自然環境を守るとともに、魅力ある公園・緑地の整備を進め、緑をはぐくみ、緑とふれあう機会の充実を図ります。

4) 都市景観

小樽の歴史や文化が息づくまちなみや四季の移ろいを楽しめる変化に富んだ海岸線、坂、山並みなどの景観資源を本市固有の財産として守り育て、魅力ある都市景観の形成を目指します。

このため、景観法^{※11}を活用し、市民や事業者との協働により新旧が調和した景観づくりに努めます。

※7 地球温暖化 地球表面の大気や海洋の平均温度が上昇する現象のこと。

※8 温室効果ガス 水蒸気、オゾン、フロン、二酸化炭素など温室効果をもたらす気体のことで、地球温暖化の主な原因とされている。

※9 自然エネルギー 太陽光や熱、風力、潮力、地熱など自然現象から得られるエネルギーのこと。

※10 3R 廃棄物の発生を減らし、資源を有効利用するための取組を三段階（発生抑制=Reduce、再使用=Reuse、資源化=Recycle）に分けて表したものを。

※11 景観法 良好な景観の形成を促進するため、国、地方自治体、住民の責務や各種の規制などについて定めた法律のこと。

Ⅵ 元気づくりプログラム

急速に進行する少子高齢化、低迷する地域経済、厳しい雇用環境などの地域課題や市民意識、要望などに対応するため、「まちづくり 5つのテーマ」の各施策を着実に進めることと併せて、施策の分野を超えて横断的に取り組むために『元気づくりプログラム』を設定します。

このプログラムでは、「元気づくり」をキーワードに、にぎわいと活力に満ちたまちで、だれもが健康で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

【にぎわいと活力のあるまちづくり】

人、もの、情報などが活発に行き交い、元気で活力のあるまちづくりを進めるためには、他地域と比較し、優位にある地域特性を見だし、それらを最大限に生かしていくことが求められています。

このため、恵まれた自然環境、魅力的な産業遺産や文化遺産、優れた産業技術、多様な機能を有する港、さらには全国的にも高い知名度、札幌市との至近性など、多くの財産や特長を生かし、にぎわいと活力のあるまちづくりを推進します。

【健康で安心して暮らせるまちづくり】

今後予想される一層の少子高齢化社会に備えるため、子どもを安心して生み、健やかに育てることができる地域づくりと、高齢者が住み慣れた場所で豊かな経験と知識を生かしながら、生き生きと暮らせる環境づくりが求められています。

このため、福祉、教育、保健、医療など様々な分野において、行政と地域住民や団体、ボランティアなど多様な主体が連携し、協働して取り組み、だれもが健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

Ⅶ 市政運営 3つの基本姿勢

『市政運営 3つの基本姿勢』は、「まちづくり 5つのテーマ」「元気づくりプログラム」を着実に推進するために、今後の市政運営に当たっての基本的な姿勢として取りまとめたものです。

1 参加・協働によるまちづくりの推進

地方分権改革により、自治体はこれまで以上に自らの責任で自主的に行政を運営しなければなりません。

価値観やライフスタイルの多様化により、市民の求める行政サービスの範囲は拡大しており、行政のみで対応することは難しくなっています。

一方で、福祉、観光、教育、まちづくりなど様々な分野で市民の自主的活動の幅が広がりつつあります。

これからも、市民、地域、団体、行政、それぞれがパートナーとして、より一層の信頼関係を築き、自らの責任と役割分担の下で活力ある地域社会を築いていくことが求められています。

このため、情報公開の推進や市民参加の機会を拡大し、透明性の高い市政運営に努め、地域の住民や団体など多様な主体と連携する地域コミュニティの強化を図ります。

また、民間の経営力やノウハウ、大学など研究機関が有する知的資源^{※1}を活用した地域振興に取り組みます。

2 効率的な行財政運営の推進

国の三位一体の改革^{※2}による地方交付税^{※3}の削減、地域経済の低迷や人口減などによる市税収入の減少により本市の財政は厳しい状況にあり、将来にわたって安定した財政運営を行っていくためには、人口や財政の規模に見合った市政運営が必要となります。

このため、組織機構や事務事業の見直しなど、引き続き行財政改革の取組を進めるとともに、緊急性や必要性を踏まえた「選択と集中」により事業を推進し、健全な財政基盤の確立を目指します。

※1 知的資源 著作権や商標権などの権利やノウハウといった有用な情報のように創造的活動から生み出されるもの全般を指している。

※2 三位一体の改革 国庫補助負担金の廃止・縮減、地方への税財源移譲、地方交付税の見直しを同時に推進する改革のこと。

※3 地方交付税 地方公共団体間の財政不均衡を是正し必要な財源を保障するため、国から地方公共団体に対して交付される資金のこと。

3 広域連携の推進

主要幹線道路の整備や新幹線の札幌延伸など関係自治体が共同して取り組む課題、住民生活に密着した医療・消防分野での広域連携の検討など近隣自治体が協力し、取り組んでいくことが必要となっています。

また、交通網や情報網の整備が進み、市民の日常生活圏が拡大しています。住民サービスの向上を効率的に推進するため、道央圏や後志圏の関係市町村と協力した行政運営はもとより、市民交流、経済交流、公共施設の相互利活用など行政区域を越えた広域連携の推進に努めます。

Ⅷ 土地利用・地区別発展方向

1 土地利用

〈基本的な方針〉

海と山に囲まれ平地が少ない本市の地形的な特性や土地利用の経緯、実態などを考慮し、豊かな自然環境の保全、快適な生活環境の確保、活力ある産業の振興などが適切に図られるよう、調和の取れた土地利用を進めます。

〈利用区分〉

土地の利用については、都市機能の集積や市街地の形成に向けた「都市的利用」と自然環境の保全と活用に向けた「自然的利用」に分けられます。

利用区分については、下記のとおりとします。

◆都市的利用

住居系：安全で快適な居住環境の創出に向けた利用に努めます。

商業系：魅力ある商業機能の集積とにぎわいのある空間の創出に向けた利用に努めます。

工業系：地場産業の振興と企業立地を促進するため、都市型工業^{*1}の集積や流通機能の充実にに向けた利用に努めます。

◆自然的利用

農業系：都市型農業^{*2}の振興に向け、農地の高度利用を図ります。

自然環境系：緑地が持つ4つの機能（環境保全、レクリエーション、防災、景観構成）が補完し合うような配置と調和の取れた利用に努めます。

2 地区別発展方向

〈基本的な方針〉

地区ごとに特性や課題などを把握し、将来に向けての発展の基本方向を明らかにします。

各地区が持つ特性や役割分担、生活圏のまとまりなどを考慮した地区の区分設定をするとともに、「まちづくり 5つのテーマ」に示される分野別施策を基に、特に地区との関係が深いものについて、地区別の発展方向としてその概略を示します。

※1 都市型工業 市街地やその周辺に立地し、公害防止や環境整備に配慮した工業のこと。

※2 都市型農業 食糧供給機能だけでなく、都市に求められる緑の供給機能や都市空間機能、環境保全機能、防災機能などの諸機能を果たす農業のこと。

〈地区の現状・発展方向〉

本市の市街地は、海岸線に沿った細長い平地と一部の丘陵地により形成されており、その地形上の制約とも相まって、それぞれの地区において、自然・歴史的特性や産業面での特色を有しています。

これらの要因を考慮し、本市を大別すると、「北西部地区」「中部地区」「東南部地区」の3地区に分けられ、各地区の現状と発展方向については、下記のとおりとします。

・北西部地区

農業や漁業の主要な地域となっていることから、農業、漁業に関する環境整備や国定公園地域を抱えた観光ゾーンとしての整備に努めます。また、基盤整備の進んだ住宅地では、今後とも暮らしやすい住環境づくりに努めます。

・中部地区

人口、産業などの集積や都市機能の整備が進んできましたが、特に中央地区などで空洞化が進行していることから、中心市街地活性化基本計画の推進により、商業拠点、観光拠点、交通拠点としての整備や中心市街地への居住促進に努めます。

・東南部地区

計画的に基盤整備が行われた住宅地では、今後とも暮らしやすい住環境づくりに努めるとともに、海や温泉郷、スキー場など地域資源を生かした魅力ある空間として、観光・レクリエーション機能の向上に努めます。

また、石狩湾新港地区をはじめとする工業地では、札幌に近接した優位性を生かし、生産・物流系の企業やエネルギー関連事業の誘致に努めます。

〈地区区分〉

北西部地区	塩谷地区	蘭島、忍路、桃内、塩谷
	長橋・オタモイ地区	オタモイ、幸、長橋、旭町
	高島地区	祝津、赤岩、高島
中部地区	手宮地区	手宮、末広町、梅ヶ枝町、錦町、清水町、豊川町、石山町、色内3丁目
	中央地区	稲穂、花園、色内1・2丁目、港町、堺町、東雲町、山田町、相生町、入船1・2丁目
	山手地区	富岡、緑、最上、松ヶ枝、入船3～5丁目、天狗山
	南小樽地区	住ノ江、住吉町、有幌町、信香町、若松、奥沢、天神、真栄、潮見台、新富町、勝納町、若竹町、築港
東南部地区	朝里地区	桜、船浜町、朝里、新光、望洋台、新光町、朝里川温泉
	銭函地区	張碓町、春香町、桂岡町、銭函1～3丁目、見晴町、星野町
	石狩湾新港地区	銭函4・5丁目

基本計画

- I 計画の性格と期間
- II まちづくり5つのテーマ
- III 元気づくりプログラム
- IV 市政運営3つの基本姿勢
- V 土地利用・地区別発展方向

I 計画の性格と期間

1 計画の性格

基本計画は、基本構想に掲げた将来都市像『歴史と文化が息づく 健康、にぎわい、協働のまち』の実現に向け、基本構想に示した施策の展開方向に沿って、その具体的な施策の進め方や主な事業を明らかにするもので、実施計画の基本となるものです。

2 計画の期間

計画の期間は、平成21(2009)年度から平成30(2018)年度までの10年間とします。

II まちづくり 5つのテーマ

体系一覧

1 心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち(生涯学習)

- 1) 学校教育
 - (1) 確かな学力の育成
 - (2) 豊かな心の育成
 - (3) 健やかな体の育成
 - (4) 信頼にこたえる学校づくり
 - (5) 教育環境の整備・充実
 - (6) 地域の教育機関と連携した教育の推進
- 2) 社会教育
 - (1) 生涯各期における学習機会の充実
 - (2) 地域学習活動の推進
 - (3) 図書館の利活用
 - (4) 総合博物館の利活用
 - (5) 文学館、美術館の利活用
- 3) 文化・芸術
 - (1) 文化芸術活動の振興
 - (2) 発表や鑑賞機会の充実
 - (3) 文化財などの保護と活用
- 4) スポーツ・レクリエーション
 - (1) 生涯スポーツの普及と振興
 - (2) スポーツ団体等の育成と強化
 - (3) 施設の整備と有効活用
- 5) 青少年
 - (1) 地域活動団体への支援とリーダーの養成
 - (2) 見守り育てる環境づくり
 - (3) 放課後や週末の子どもの居場所づくり
 - (4) 「子どもの権利条約」の普及と啓発

2 ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち(市民福祉)

- 1) 地域福祉
 - (1) 地域福祉活動の推進
 - (2) 福祉意識の啓発・高揚
 - (3) バリアフリーの推進
- 2) 子育て支援
 - (1) 子育て支援の推進
 - (2) 保育サービスの充実
 - (3) ひとり親家庭への支援
- 3) 高齢者福祉
 - (1) 生きがいづくりの推進
 - (2) 生活支援の充実
- 4) 障がい者福祉
 - (1) 自立と社会参加の支援
 - (2) 生活支援の充実
 - (3) 療育と発達支援の充実
- 5) 保健衛生
 - (1) 保健予防策の充実
 - (2) 健康危機管理体制の整備
 - (3) 食と生活環境の安全確保
- 6) 地域医療
 - (1) 良質で安全な医療の提供
 - (2) 救急医療体制の充実
 - (3) 市立病院の改革、再編
- 7) 男女平等参画社会
 - (1) 男女平等参画社会の実現に向けた意識の改革
 - (2) あらゆる分野への男女平等参画の促進
 - (3) 働きやすい環境づくり
 - (4) 男女平等参画社会を可能にする環境整備

3 安全で快適な住みよいまち(生活基盤)

- 1) 上下水道
 - (1) 水の安定供給と下水道の接続促進
 - (2) 上下水道施設の改築更新
 - (3) 事業経営の効率化と市民サービスの向上
 - (4) 資産や資源の有効活用
- 2) 道路・河川
 - (1) 道路の整備
 - (2) 河川の整備等
- 3) 住宅
 - (1) 快適な民間住宅の誘導
 - (2) 安全で良質な住宅地の形成
 - (3) 市営住宅の整備・活用
 - (4) まちなか居住の推進
 - (5) 住宅や暮らしの情報発信の充実
- 4) 除排雪
 - (1) 効率的な雪対策の充実
 - (2) 市民との協働による雪対策の推進
 - (3) 雪たい積場等の拡充
- 5) 市街地整備
 - (1) 中心市街地の整備
 - (2) 周辺市街地の整備
 - (3) 新幹線を活用したまちづくりの取組
- 6) 交通
 - (1) 都市内交通の充実
 - (2) 広域交通ネットワークの拡充
- 7) 防災・危機管理
 - (1) 防災対策の推進
 - (2) 災害応急活動体制の確立
 - (3) 国民保護措置の実施体制の確立
- 8) 消防
 - (1) 消防体制の整備
 - (2) 火災予防対策の充実
 - (3) 救急救助体制の充実
 - (4) 消防団の活性化
- 9) 生活安全
 - (1) 交通安全の推進
 - (2) 防犯活動の推進
 - (3) 消費生活の安定と向上

4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち(産業振興)

- 1) 農林業
 - (1) 農業経営基盤の強化
 - (2) 都市住民に親しまれる農業の推進
 - (3) 森林環境保全の推進
- 2) 水産業
 - (1) 資源管理型漁業の推進
 - (2) 漁業基盤等の整備
 - (3) 水産物の消費と販路拡大
- 3) 商業
 - (1) 小売業の振興
 - (2) 卸売業の振興
 - (3) 卸売市場の機能充実
- 4) 工業・企業立地
 - (1) 地場企業の経営基盤の強化
 - (2) ものづくり産業の活性化と競争力強化
 - (3) 地場製品の販路拡大と新たな市場開拓
 - (4) 企業誘致活動の強化
- 5) 観光
 - (1) 時間消費型観光への移行
 - (2) 受入れ体制の整備・充実
 - (3) 観光客誘致の推進
- 6) 港湾
 - (1) 物流等の活性化
 - (2) まちづくりとの連携
 - (3) 石狩湾新港との連携
- 7) 雇用・労働
 - (1) 雇用の場の確保
 - (2) 就業の支援
 - (3) 職業能力などの開発・向上
 - (4) 労働環境の整備
- 8) 国内・国際交流
 - (1) 観光客との交流拡大
 - (2) 国内外との経済交流の推進
 - (3) 姉妹都市等との都市間交流の推進
 - (4) 外国人との交流機会の拡大

5 自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち(環境保全)

- 1) 環境保全
 - (1) 温暖化対策の推進
 - (2) 環境意識の高揚
 - (3) 生活環境の保全
 - (4) 人と自然との共生
- 2) 循環型社会
 - (1) 3Rの推進
 - (2) ごみ・資源物の適正処理
 - (3) し尿などの適正処理
- 3) 公園・緑地
 - (1) 緑の保全
 - (2) 公園・緑地の整備
 - (3) 緑化の推進
- 4) 都市景観
 - (1) 歴史的建造物の保全
 - (2) まちなみ景観の創出
 - (3) 自然景観等の保全
 - (4) 市民との協働による景観形成

1 心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）

1) 学校教育

■現状と課題

少子化の進行や人間関係の希薄化が進む中で、家庭や地域の教育力、子どもの学ぶ意欲、学力や体力の低下など多くの課題が指摘されています。その一方で、PTAや学校評議員^{※1}、学校支援ボランティアなど、学校、家庭、地域が連携した取組も拡大しつつあります。

基礎的な知識の習得と応用力の育成により「確かな学力」を身に付けさせること、体験的な活動や読書活動などにより「豊かな心」を育成すること、そして食育^{※2}や運動を通じて「健やかな体」を養うことが求められています。

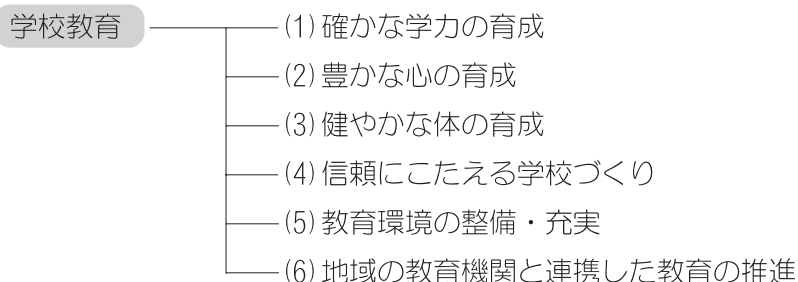
社会全体がそれぞれの役割を担い、その責任を果たすことが必要であるとともに、学校評価^{※3}や情報公開の推進、子どもや保護者からの相談機能の充実など、家庭や地域から信頼される学校づくりが求められています。

少子化による学校の小規模化が急速に進んでいますが、多様な教育活動を進めるためには一定規模の学校が必要です。また、学校施設の老朽化が進んでいることから、学校規模・配置の適正化と学校施設の耐震化や改修など教育環境の充実が求められています。

情報化や国際化の進展、個人の価値観やライフスタイルの多様化など変化の激しい社会の中で、あらゆる状況に対応できる資質や能力を身に付けることが求められています。

また、本市では幼児教育から大学教育まで、それぞれの役割や特徴を持った教育活動が進められていますが、こうした多様な教育財産を生かすとともに、相互に連携、協力した取組が必要となっています。

■施策の体系



※1 学校評議員 校長の求めに応じて学校運営に関し意見を述べる学外の有識者のこと。校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

※2 食育 食材や食習慣、栄養など食に関する教育のこと。

※3 学校評価 学校の教育活動を達成度の観点から評価すること。評価主体により、内部評価、外部評価、第三者評価がある。

1 心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）

■ 施策の内容

(1) 確かな学力の育成

基礎的な知識の定着とその活用により課題を解決する思考力や判断力を養うため、学習状況の把握や指導方法の改善を図るとともに、学習に対する意欲を高めるため、日常生活に生かせる教育活動の工夫や家庭での学習習慣の確立に努めます。

また、障がいのある児童・生徒に対する適切な教育を進めるため、個別の指導計画などの作成や校内支援体制の整備に努めます。

(2) 豊かな心の育成

子どもの社会性や豊かな人間性を育成するため、豊かな感性と表現力を育てる読書活動や命を大切に作る心と規範意識を育てる教育を推進するとともに、本市の自然、文化、ものづくりの技術を活用した体験的な活動やボランティア活動の推進に努めます。

また、いじめや不登校などの早期発見と早期解決のため、校内体制の整備、相談機能を充実するとともに、保護者や関係機関との連携を図ります。

(3) 健やかな体の育成

健やかな体の育成を図るため、体力、運動能力の実態に合わせた指導方法の改善やスポーツ少年団などと連携したスポーツ習慣の育成を図るとともに、学校給食や各教科を通じた食育の推進、「早寝早起朝ごはん運動」の推奨など、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着に努めます。

(4) 信頼にこたえる学校づくり

地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校便り、ホームページなどにより学校運営の方針や授業公開などの情報提供を行うとともに、PTAや学校評議員と連携した学校運営に取り組み、学校の自己評価や外部評価などの結果を公表します。

また、学習指導や生徒指導などにかかわる教職員の資質や能力の向上を図るため、研修会や研究会への参加を促進します。

(5) 教育環境の整備・充実

小中学校の小規模化による諸課題を克服するため、地域ごとの児童・生徒数の推移や学校配置の状況を見極めながら、地区を単位とした検討、協議の下、統廃合など学校再編を進めるとともに、校舎の耐震化や改築など計画的な整備を進め、安全で安心な学校づくりに努めます。

また、緊急性や必要性を勘案した教材、機器、設備などの更新や整備に努めます。

1 心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）

(6) 地域の教育機関と連携した教育の推進

新しい時代を生きていくための実践的な力を育成するため、地域と連携した情報教育、国際理解教育、キャリア教育^{※1}、環境教育などを推進します。

幼稚園においては、幼児教育の振興や就園率の向上に努めるとともに、小学校との連携を図ります。

高等学校においては、入学希望者のニーズや適性に応じた学習機会を選択できるよう、関係機関と連携した取組を進めるとともに、私立学校の支援に努めます。

また、大学が有する知的資源^{※2}を活用し、教育・文化の振興を図るとともに、産業振興や国際交流など様々な分野での連携を強め、地域の特性を生かした取組を進めます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
児童・生徒の学習意欲度	全国学力・学習状況調査（小学校6年生、中学校3年生を対象）において、「国語、算数・数学が好き（「どちらかといえば好き」を含む）」な児童・生徒の割合	52.0% (H20年度)	60%
市立小中学校の校舎等の耐震化率	全棟数に対する耐震化率（文部科学省の「公立学校施設の耐震改修状況調査」の算出方法による）	38.4% (H19年度)	65%

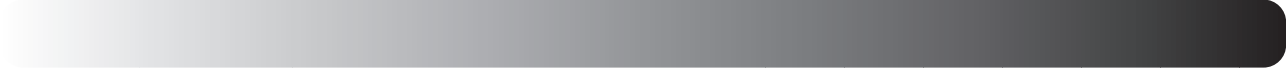
■ 主な事業

- 学力定着推進事業
- いじめ・不登校対策事業
- 食育推進事業
- 開かれた学校づくり推進事業
- 学校施設・設備改修事業
- 学校規模・学校配置適正化基本計画の推進
- 地域と連携した教育の推進

※1 キャリア教育 経験を生かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。

※2 知的資源 著作権や商標権などの権利やノウハウといった有用な情報のように創造的活動から生み出されるもの全般を指している。

1 心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）



生涯学習
市民福祉
生活基盤
産業振興
環境保全



1 心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）

2) 社会教育

■現状と課題

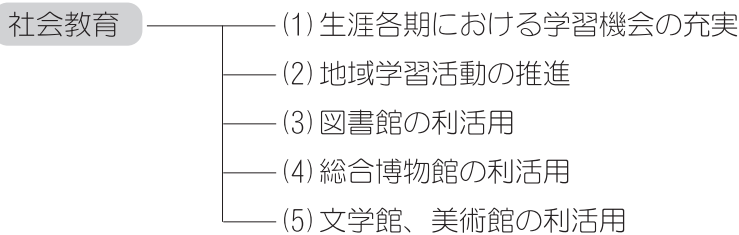
個人の価値観やライフスタイルの多様化が進み、それぞれに適した学習内容を自由に選択して、生涯を通じて学ぶことができる学習機会の充実が求められています。

また、得られた学習成果をボランティア活動などを通じて社会に生かすことができる、心豊かで充実した生涯学習社会の実現が求められています。

あらゆる学習機会を市民が有効に活用できるよう、講座や講演などの情報を積極的に提供していくとともに、学校、家庭、地域などと連携して地域の学習活動を推進していく必要があります。

さらには、市民の学習意欲にこたえる場として、図書館や総合博物館など社会教育施設の特徴を生かした利活用が求められています。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 生涯各期における学習機会の充実

市民の多様な学習ニーズにこたえ、自主的な学習活動を支援するため、趣味や教養に関するテーマのほか、時代の要請に応じた講座を開催するとともに、様々な分野の生涯学習に関する情報をインターネットや情報誌を活用して発信します。

また、自らの学習成果をボランティア活動などを通じて社会に生かすことのできる仕組みづくりのため、小樽市生涯学習ボランティアリーダーの指導者登録を促進するとともに、情報提供に努めます。

(2) 地域学習活動の推進

地域や家庭での教育力の向上を図るため、PTAや婦人学級など社会教育団体への支援に取り組むとともに、家庭教育に関する講座の開催や情報提供に努めます。

また、利用しやすい学習の場を提供するため、生涯学習プラザや学校施設の活用を促進します。

1 心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）

(3) 図書館の利活用

市民の学習活動を支援するため、レファレンス機能^{※1}や大学など他の図書館とのネットワークを活用した情報提供の充実に努めるとともに、郷土資料の収集・保存を進めます。

また、子どもたちの読書習慣や図書館の利用を促進するため、幼児・児童を対象とした事業の充実に努めます。

(4) 総合博物館の利活用

郷土に対する理解や愛着を深める施設として、地域の自然、歴史、文化に関する調査・研究、資料収集を進め、「見て・触れて・確かめる」展示や特別展、各種講座を開催するとともに、科学実験室を活用した体験イベントの充実に努めます。

また、NPO^{※2}やボランティア団体と連携し、重要文化財旧手宮鉄道施設や鉄道車両の保存と修復を進め、特色ある魅力的な博物館づくりに取り組みます。

(5) 文学館、美術館の利活用

優れた文学や美術に触れる機会を拡充するため、小樽に縁のある作家や作品の調査・研究、資料収集を進め、特別展や企画展、講座の充実に努めます。

また、文学館や美術館の整備を進め、市民や関係団体の自主的な活動の場の提供に取り組みます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
図書貸出し冊数	図書館貸出し図書数／人口 (市民一人当たりの年間図書貸出し数)	3.11冊 (H19年度)	3.42冊
社会教育施設入館者数	総合博物館、文学館、美術館、旧日本郵船(株)小樽支店、手宮洞窟保存館、図書館の年間入館者数	381,437人 (H19年度)	400,000人
社会教育施設講座参加者数	総合博物館普及講座、文学館講座、図書館行事、生涯学習プラザはつらつ講座の参加者数	8,330人 (H19年度)	現状を維持する

■ 主な事業

- 各種生涯学習講座開催事業
- 図書館資料整備事業
- ボランティア・関係団体等との連携推進事業
- 文学館・美術館施設整備事業

※1 レファレンス機能 利用者の問い合わせに応じ、図書の照会や検索、資料提供を行う業務のこと。

※2 NPO 民間非営利組織。行政や企業から独立して医療や福祉、教育など幅広い分野の社会活動に従事する組織や団体のこと。

1 心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）

3) 文化・芸術

■現状と課題

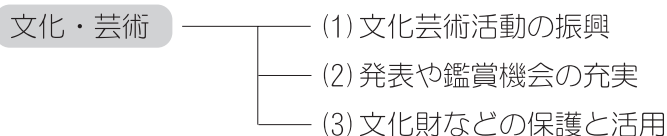
生活水準の向上や高齢化の進行により余暇時間が増大する中で、文化芸術活動を通して精神的な豊かさを求める意識が高まっています。

本市には文化芸術に親しむ個人や団体が数多く存在しており、それぞれの活動成果の発表機会や生活の豊かさを実感できる文化芸術の鑑賞機会の充実が求められています。

また、文化芸術活動を行っている個人や団体が、分野や世代を超えて互いに交流することで活動の活性化が期待されています。

本市には、地域の歴史に根ざした史跡、近代化遺産、有形・無形の文化財など貴重な文化遺産が存在しており、これらを適正に保護し、活用することが求められています。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 文化芸術活動の振興

地域に根ざした創造的な文化芸術活動を推進するため、文化団体等への支援に取り組みます。

また、様々な分野で活動する団体等のアーティスト・バンク^{*1}への登録促進とその活動状況についての情報発信を行うとともに、登録団体の育成に努めます。

市民が郷土に対する誇りや愛着を持ち、加えて多くの来訪者が小樽の歴史や文化に触れることができるよう、関係団体と連携し、本市の特性を生かした文化芸術の振興に努めます。

(2) 発表や鑑賞機会の充実

文化芸術活動の発表や鑑賞機会の充実を図るため、小樽市文化祭への市民参加の拡大を図るとともに、能楽堂など特色ある施設や様々な公共施設を活用し、市民の自主的な活動の場の提供に努めます。

また、音楽、舞台公演などの鑑賞機会を提供する団体やサークルなどと連携し、市民が優れた文化芸術に触れる機会の充実に努めます。

^{*1} アーティスト・バンク プロ・アマを問わず市内で文化芸術活動を行うアーティストの存在を周知するための人材データバンクのこと。

1 心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）

(3) 文化財などの保護と活用

貴重な文化財を保護し、これらを活用した地域づくりのため、文化財や史跡の保存、修復と関係資料の収集、研究を進め、市民が郷土の文化遺産に触れる機会の充実に努めます。

また、無形文化財や伝統文化の保存、継承のため、後継者の育成を図るとともに、保存会などへの支援を進め、市民参加の機会の拡大に努めます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
アーティスト・バンク登録者数	小樽市アーティスト・バンク制度に登録された文化芸術活動者数（団体、個人ともに1件とする）	88件 (H20年11月)	140件
小樽市文化祭入場者数及び出品者数	小樽市文化祭に入場した人数と作品を出品した人数	入場者数 10,133人 出品者数 730人 (H20年度)	入場者数 11,000人 出品者数 750人

■ 主な事業

- アーティスト・バンク登録促進事業
- 小樽市文化祭開催事業
- 文化財の保存・活用事業



小樽市能楽堂

1 心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）

4) スポーツ・レクリエーション

■現状と課題

健康に対する関心が高まる中で、スポーツ・レクリエーション活動に対する市民ニーズも多様化しています。すべての市民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境づくりや様々な情報を提供していく必要があります。

スポーツ・レクリエーション活動の振興のために、団体の育成や強化、指導者の養成に対する支援のほか、子どもから高齢者まで地域のだれもが年齢や興味・関心、技術や技能に応じて楽しめるよう、地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブ^{※1}の創設が求められています。

市民が四季を通じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、施設の整備とその有効活用が必要となっています。

■施策の体系

スポーツ・レクリエーション

- (1) 生涯スポーツの普及と振興
- (2) スポーツ団体等の育成と強化
- (3) 施設の整備と有効活用

■施策の内容

(1) 生涯スポーツの普及と振興

多くの市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、市民体育大会や各種スポーツ教室を開催するとともに、体育施設や学校施設の利活用を推進します。

また、生涯スポーツの振興と地域の交流を図るため、地域とスポーツ団体が連携した総合型地域スポーツクラブ創設への支援に努めます。

(2) スポーツ団体等の育成と強化

スポーツの普及と競技力向上のため、スポーツ団体などの育成に努めるとともに、指導者の養成や選手強化のための講習会等の開催を支援します。

また、競技団体と連携し、全国・全道大会開催の環境づくりに努めます。

※1 総合型地域スポーツクラブ 各自の興味や関心、競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブのこと。

1 心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）

(3) 施設の整備と有効活用

生涯スポーツの振興へ向けた環境づくりのため、市民プールの建設や既存施設の計画的な整備を進めるとともに、スポーツ・レクリエーション施設の利用促進と有効活用に努めます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
社会体育施設利用者数	総合体育館、高島小学校温水プール、銭函パークゴルフ場の利用者数	164,192人 (H19年度)	200,000人
市民体育大会の競技種目数及び参加者数	市民体育大会で実施する競技種目数と年間参加者数	27種目 5,460人 (H19年度)	現状を維持する

■ 主な事業

- スポーツ大会開催事業（市民体育大会、おたる運河ロードレース）
- 新・市民プール整備事業



おたる運河ロードレース

1 心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）

5) 青少年

■現状と課題

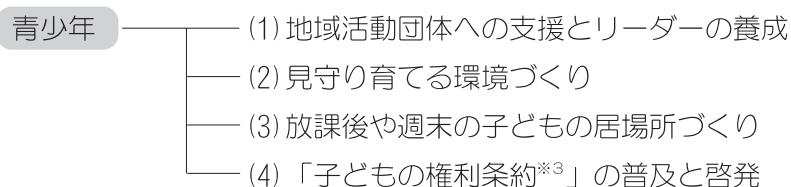
核家族化や少子化の進行などにより、地域社会における連帯感や人間関係の希薄化が進み、青少年の非行や問題行動の低年齢化、複雑化など青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。

心豊かでたくましい青少年の育成を図るためには、学校、家庭、地域などと連携して取り組む必要があります。

青少年の育成活動や善導活動を積極的に行う人材の育成のほか、いじめ、不登校で悩む子どもやしつけに悩む保護者に対して、適切な助言、指導が求められています。

また、子どもたちが安全で安心してスポーツや文化活動などを行う地域子ども教室^{*1}や留守家庭児童の健全育成のために開設する放課後児童クラブ^{*2}の充実が求められています。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 地域活動団体への支援とリーダーの養成

青少年の健全育成を推進するため、子供会など地域で活動する団体への支援に努めるとともに、青少年団体と連携し、地域における活動を担うリーダーの養成に努めます。

(2) 見守り育てる環境づくり

青少年の非行防止のため、学校、家庭、地域などと連携し、補導活動の充実に努めるとともに、青少年や保護者の抱える様々な悩みに適切に応じられるよう、相談事業の充実に努めます。

また、事件や事故などから自分自身を守る能力を養うとともに、地域で見守り育てる環境づくりに努めます。

※1 地域子ども教室 休日の小学校の校舎を利用して、小学生を対象にスポーツや文化活動、地域住民との交流活動などを行う事業のこと。

※2 放課後児童クラブ 仕事などで昼間に保護者のいない小学校低学年の児童を対象に、放課後の教室を利用し、遊びや生活指導、安全管理などを行う事業のこと。

※3 子どもの権利条約 子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約のこと。

1 心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）

(3) 放課後や週末の子どもの居場所づくり

放課後や週末に子どもたちが安全で安心して過ごせる場を提供するため、放課後児童クラブの充実に努めるとともに、地域ボランティアスタッフの協力の下、地域子ども教室の利用拡大を図ります。

(4) 「子どもの権利条約」の普及と啓発

子どもの基本的人権を尊重、保護するため、「子どもの権利条約」の普及と啓発に努めるとともに、その趣旨を踏まえ「子ども会議」などの事業の実施に努めます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
青少年補導者数	補導対象としている青少年(20歳未満)1,000人あたりに占める補導された青少年の人数	33.37人 (H19年度)	22.67人
地域子ども教室児童利用率	地域子ども教室を利用した児童の割合 (利用児童数/5月1日在籍児童数)	8.82% (H19年度)	10%

■ 主な事業

- リーダー養成研修事業
- 家庭児童相談事業
- 放課後児童健全育成事業
- 地域子ども教室推進事業
- おたる「子ども会議」の開催



2 ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）

1）地域福祉

■現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行により、高齢者が高齢者を介護する老老介護の増加など家庭や地域の相互扶助機能が弱体化しています。

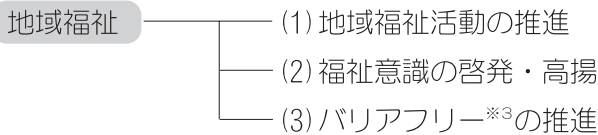
多様化する福祉ニーズに対応し、地域の課題を地域で解決するために、地域に根ざした継続的な活動を担う地域力^{*1}の育成が求められています。

地域には子ども、高齢者、障がい者など支援を必要とする人が多く、また、ライフスタイルの多様化により、福祉サービスもそれぞれの人のニーズに沿ったものへと変容してきています。

地域福祉の推進には、「ともに生きる社会づくり」の視点が重要であり、住民自身が地域社会の生活課題や現状を認識し、地域社会に積極的にかかわり、参加することが求められています。

そのためには、住環境など物質的なバリアだけではなく、偏見や差別といった心のバリアを取り除き、ハードとソフト^{*2}の両面から総合的なまちづくりを進めていく必要があります。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 地域福祉活動の推進

多様化する福祉ニーズに対応し、地域の福祉活動を円滑に推進するため、公的サービスとボランティアによる活動を有機的に結び付けるとともに、地域の実情に応じて様々な団体が相互に連携した地域福祉ネットワークの形成に努めるなど、地域社会全体で支え合う仕組みづくりを進めます。

また、地域に根ざした継続的な活動を担う地域力を育成するため、人材の育成やボランティア、福祉関係団体への支援に努めます。

(2) 福祉意識の啓発・高揚

市民が地域福祉に関する活動に積極的に参加できるよう、福祉制度や福祉活動についての情報提供を充実し、福祉意識の啓発と高揚に努めます。

※1 地域力 住民や組織が地域の公共的、社会的課題に気づき、それぞれが協働しながら、地域課題を解決したり、地域の価値を創出したりする力のこと。

※2 ハードとソフト ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。それに対し、ソフトとは、人、システム、制度など主に運用に関するもの。

※3 バリアフリー 高齢者や障がい者の日常生活の妨げとなる障がいを取り除くこと。

2 とともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）

また、市民が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスや福祉活動にかかわる様々な相談に応じられる体制づくりに努めます。

(3) バリアフリーの推進

年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で自由に活動し、安全で快適な生活ができるよう、市民、事業者、行政が一体となってバリアフリー社会の実現に努めます。

また、公共施設などのバリアフリー化についての啓発活動に取り組みます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
ボランティア団体数	ボランティア活動団体数（小樽市社会福祉協議会登録団体）	83団体 (H15～19年度平均)	100団体
ボランティア人数	ボランティア活動人数（小樽市社会福祉協議会登録人数）	3,731人 (H15～19年度平均)	4,480人

■ 主な事業

- ボランティア活動育成事業
- 地域包括支援センター※4など相談体制の充実
- バリアフリーの推進



※4 地域包括支援センター 地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関のこと。

2 とともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）

2) 子育て支援

■現状と課題

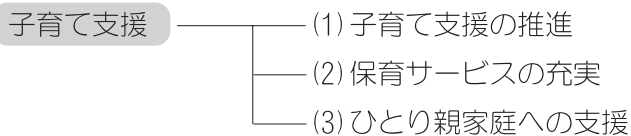
本市における年間出生数は減少傾向にあり、合計特殊出生率^{*1}は、全国、全道の数値をともに下回っています。少子化の進行は全国的な傾向ですが、人口減少が著しい本市においては、人口対策の観点からも安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが求められています。

少子化や核家族化の進行、地域とのかかわりの希薄化などにより、家庭における子育て力が低下してきています。また、育児不安やストレスから児童への虐待につながる事例が見受けられます。このため、従来の子育てと仕事との両立支援に加え、専業主婦家庭への子育て支援、さらには児童虐待を防止する体制の強化などが求められています。

働く女性の増加やライフスタイル、就労形態の多様化に伴い、安心して働くことができる保育環境の整備が求められており、保育サービスの充実や保育施設の改善が必要となっています。

ひとり親家庭^{*2}は、生計維持と子育ての二つの役割を一人で担わなければならない、就労や生活面で様々な課題を抱えることが少なくありません。こうしたことに対する相談機能の強化のほか、母子家庭の経済的な自立を促進するための就労支援策の充実などが求められています。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 子育て支援の推進

子育てに対する不安の解消と児童の健全育成を図るため、親子同士が交流できる場の充実を図るとともに、子育てに関する相談や助言、情報提供に努めます。

また、児童虐待の予防や早期発見、早期解決を図るため、関係行政機関や民間団体と連携した支援体制の充実に努めます。

※1 合計特殊出生率 人口統計上の指標で、一人の女性が一生に生む子どもの数のこと。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

※2 ひとり親家庭 母子家庭や父子家庭の総称。

2 とともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）

(2) 保育サービスの充実

就業形態の変化や多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、一時的保育など各種保育サービスの充実を図るとともに、引き続き待機児童^{※3}の解消に努めます。

また、保育所の在り方について、その規模や地域性、官民の役割などを総合的に検討し、保育環境の整備、充実に努めます。

(3) ひとり親家庭への支援

母子家庭などひとり親家庭の経済的自立や健康保持のため、相談機能の充実や就業支援策などの推進に努めます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
地域子育て支援センターを利用した親子の組数	地域子育て支援センター「げんき」及び「風の子」が開催する各種事業に参加した親子の延べ組数	4,666組 (H19年度)	6,000組
地域子育て力強化事業「あそびの広場」を利用した親子の組数	「あそびの広場」に参加した親子の延べ組数	795組 (H19年度)	現状を維持する
延長保育事業、休日保育事業、一時的保育事業の実施箇所数	保育所で実施する a) 延長保育 b) 休日保育 c) 一時的保育事業 の実施箇所数	a) 6か所 b) 1か所 c) 2か所 (H19年度)	a) 7か所 b) 2か所 c) 3か所

■ 主な事業

- 地域子育て支援センター事業
- 特別保育事業（延長保育、休日保育、障がい児保育など）
- 母子家庭自立支援給付金支給事業

※3 待機児童 保育所の入所を希望し入所資格を有するにもかかわらず、保育所の施設定員を超過する等の理由で入所ができない状態にある児童のこと。

2 ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）

3）高齢者福祉

■現状と課題

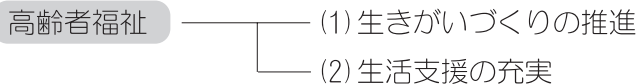
本市の高齢化率は約30%となっており、全国平均の10年先の状態にあるといわれています。このため、高齢社会を支える体制の整備、充実が急務となっています。

長い経験に培われた高齢者の知識や技術を財産として伝承し、活用する場が不足していることから、高齢者の活力や能力を生かせる仕組みづくりや場の創出を図り、高齢者の社会参加を促進する必要があります。

高齢者が生き生きと自立した生活を送るためには、要介護状態への進行を予防する介護予防事業を充実する必要があります。また、高齢化の進行の側面として独居高齢者の増加があり、これらの人々が地域の中で孤立することなく、安心して生活できるような支援体制が求められています。

高齢者の生活にかかわる重要な制度や仕組みは非常に複雑化しており、理解不足によって不利益がもたらされる恐れがあります。高齢者がこれらに対する理解を深めるため、高齢者の視点に立った分かりやすい情報の発信や地域の中で普及、啓発を進めることが重要になっています。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 生きがいづくりの推進

高齢者が生き生きと暮らすまちづくりの実現のため、地域において高齢者を核とした交流の場の創出とその支援に努め、地域におけるネットワークの強化を進めます。

また、高齢者の社会参加の機会を促進するため、幅広い世代にわたるボランティアグループの育成や支援に取り組むとともに、高齢者が生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、高齢者が持つ知識や経験を生かすための仕組みづくりと高齢者による起業への支援に努めます。

(2) 生活支援の充実

保健、医療、福祉との連携の下、高齢者の要介護状態への進行を予防し、健康で高齢期を送るための施策を進めるとともに、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域包括支

2 とともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）

援センター※¹の担当圏域の見直しや介護予防、認知症※²予防の普及、啓発を地域に出向いて行うなど総合的な相談支援体制を確立します。

また、在宅の独居高齢者、高齢者のみの世帯、寝たきりの高齢者を介護している世帯などを支援するため、日常生活支援サービスの整備と充実に努めます。

高齢者の生活にかかわる様々な制度や情報を分かりやすく提供するとともに、身近な地域のネットワークなどを活用した周知、啓発に努めます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
老壮大学の会員数	老壮大学の年間の会員数	380人 (H20年度)	420人
高齢者コミュニティ団体の会員数	「杜のつどい」など高齢者コミュニティ団体の会員数	520人 (H20年度)	700人
地域包括支援センターの相談件数	地域包括支援センターで受けた相談件数	855件 (H19年度)	3,150件

■ 主な事業

- 高齢者の社会参加の促進（老人クラブ・老壮大学への活動費補助、ふれあいパス事業など）
- 介護予防普及啓発事業
- 地域包括支援センター運営事業



※1 地域包括支援センター 地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関のこと。
※2 認知症 成人後期に病的な慢性的な知能低下が起きる状態のこと。物忘れといった精神変調やはいかいなどの行動を起こす。

2 ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）

4) 障がい者福祉

■現状と課題

障がいの種別によらない共通のサービス利用や身近な地域でのサービス利用などを目指した障害者自立支援法が平成18年に施行されましたが、施設に入所している障がい者などは、地域で生活することに対し不安を抱いています。障がい者が地域で安心して生活できるための相談体制や住まいの場の整備など福祉サービスの充実が求められています。

文部科学省の調査では、小中学校の児童・生徒の約6%に発達障がい^{※1}の可能性があるとされています。発達障がいは、人口に占める割合が高いにもかかわらず、制度の谷間になっていたことから、発達障がいへの理解や生活全般にわたる支援の促進などを目指した発達障害者支援法が平成17年に施行されました。幼少期に障がいを発見することは、障がいの予防や軽減につながることから、関係機関との連携による早期発見と一貫した療育など支援体制の整備が求められています。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 自立と社会参加の支援

ノーマライゼーション^{※2}理念の一層の浸透を図るため、障がい者週間など様々な機会を通じた啓発活動に努めます。

また、障がい者の自立を支援し、地域社会との交流を促進するため、相談支援、移動支援、コミュニケーション支援など地域生活支援事業の充実を図るとともに、障がい者の特性に応じた創作的活動や就労支援の場の創出に努めます。

さらに、日常生活における様々な負担を軽減するため、補装具などの福祉用具の給付や障がい者医療制度に基づく支援に努めます。

(2) 生活支援の充実

在宅での生活を希望する障がい者が地域で安心して自立した生活ができるよう、居宅介護（ホームヘルプ）などの訪問系サービスの充実に努めます。

また、在宅での生活が困難な障がい者が、障がいの程度に応じたサービスの提供が受けられるよう、

※1 発達障がい 乳幼児期から幼児期にかけて現れることの多い心身の障がいのこと。代表的なものとして、知的障がい、学習障がいなどがある。

※2 ノーマライゼーション 障がい者などが地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的考え。

2 とともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）

共同生活援助（グループホーム）など居住系サービスの充実に努めます。

(3) 療育と発達支援の充実

障がいの早期発見や発達障がいに対する理解と支援を行うため、相談支援体制を充実するとともに、医療機関や教育機関などとの連携を強化し、療育体制の整備に努めます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
就労支援の利用人数	就労移行及び就労継続の年度末登録人数	92人 (H19年度)	390人
居宅介護の利用時間数	居宅介護の一人当たりの月平均利用時間数	20時間 (H19年度)	70時間
こども発達支援センター等の利用者数	こども発達支援センター、さくら学園、児童デイサービス「わくわく」の年間利用者数	136人 (H19年度)	220人

■ 主な事業

- 障がいの負担軽減と自立につながる支援（自立支援医療給付事業、補装具給付事業など）
- 居宅介護、重度訪問介護、行動援護など訪問系サービスの提供
- 共同生活援助、共同生活介護、福祉ホームなど居住系サービスの提供
- 児童デイサービス事業、こども発達支援センター事業



2 ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）

5) 保健衛生

■現状と課題

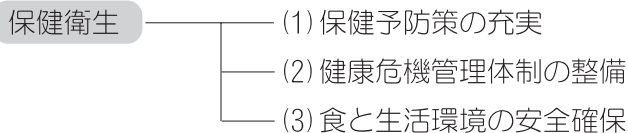
本市では、がんや生活習慣病^{*1}による死亡率が全国平均より高く、また、一人当たりの医療費も高い傾向が見られます。このため、健康的な生活習慣の定着や予防医療^{*2}の促進など生涯を通じた健康づくりが必要となっています。

食中毒や感染症^{*3}など、広域的に拡大する危険性のある健康被害が発生しています。このため、予防に関する正しい知識の普及や関係機関との連携、迅速な原因究明による被害拡大防止対策が求められています。

マスメディアなどを通じ、健康に関する情報や健康関連商品が多く入手できるようになり、健康に対する価値観も多様化しています。市民が健康に関する正しい情報を得て、自らの健康づくりを実践できるように、積極的な情報発信や各種相談の充実を図る必要があります。

食品の偽装表示や有害物質混入事件が多発し、不正食品の流通に対する消費者の不安が高まっています。このため、食品の製造・販売段階での監視指導や検査機能の確保が重要になっています。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 保健予防策の充実

保健予防について広く市民啓発に努めるとともに、健康診査の受診促進と健康状態に応じた保健指導を通して生活習慣病の予防を促進します。併せて、早期発見、早期治療が必要ながん等の疾病について各種検診、検査の受診率向上に努めます。

また、経済的負担の解消など安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めるため、妊婦・乳幼児健診や訪問・相談事業の充実にも努めるとともに、栄養指導や歯科保健、精神保健なども含めて乳幼児から高齢者までのライフサイクルに応じた市民の健康づくりを支援します。

※1 生活習慣病 食習慣や運動習慣、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に深くかかわっている病気のこと。高血圧症、脳卒中、糖尿病など。

※2 予防医療 健康診査や保健指導などにより、病気の発生や悪化を防ぐ医療のこと。

※3 感染症 病原体が生体内に侵入、増殖して引き起こす病気のこと。インフルエンザなどの伝染性のものと破傷風や肺炎など非伝染性のものがある。

2 ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）

(2) 健康危機管理体制の整備

市民に大きな健康被害を与える食中毒や感染症を予防するため、これらに関する知識の普及、啓発に努めます。

また、重大な感染症等が発生した際の被害拡大を防ぐため、状況に応じて必要な情報提供を行うとともに、医療機関など関係機関との緊密な連携の下、危機的事態に迅速かつ効果的に対応できる体制の整備に努めます。

(3) 食と生活環境の安全確保

食品に対する安全を確保するため、監視指導や検査体制の充実に努めるとともに、食に関する相談や情報提供に努めます。

また、生活環境の衛生水準の向上を図るため、市民生活と密接に関係する公衆浴場や理・美容所など環境衛生施設に対する監視や検査指導体制の充実に努めます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
衛生教育の受講者数	保健所が実施している生活習慣病、母子保健、精神、栄養、歯科保健等の衛生教育を受講した人数	8,608人 (H19年度)	10,000人
特定健康診査受診率	40歳以上の国保加入者が一年間に特定健診を受けた人数の割合	13.5% (H18年度)	65%以上
がん（悪性新生物）の標準化死亡比（SMR）	本市におけるがんの死亡状況について、全国水準を100とした場合の死亡比率	男性121.9 女性117.7 (H8～17年平均)	男女とも 100以下

■ 主な事業

- 特定健康診査・特定保健指導事業
- 感染症危機対策ネットワーク事業
- 食品・環境衛生監視指導

2 ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）

6) 地域医療

■現状と課題

本市においては、がん、心疾患、脳血管疾患などの死亡率が高いため、専門的かつ高度な医療が求められています。また、糖尿病や腎疾患などの慢性疾患による死亡率も高いことから、病状に応じた継続的な医療が必要となっています。

地域で急性期医療^{*1}を完結できる機能と回復期、慢性期医療^{*2}に対応できる環境の整備、医療機関と福祉施設との連携体制の構築など、適切なケアが受けられる環境づくりが求められています。

さらには、医療の安全性を脅かす医療事故や院内感染を防止する取組が求められています。

夜間における一次救急医療^{*3}を担う夜間急病センターは、医師確保が困難となってきています。

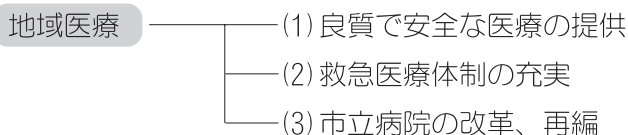
二次救急医療^{*4}体制は、外科を除き、各病院が自由裁量で応需の可否を決めており、明確な輪番制が確立されていないため、受入れ病院が市内で見つからない状況も発生しています。

これらのことから、地域住民にとって24時間安心して受けられる救急医療の確立が求められています。

本市は、小樽・後志地域の中核的医療機関として二つの市立病院を運営しています。しかし、施設の老朽化により医療環境が悪化しており、また、新しい臨床研修医制度^{*5}の影響もあり医師が減少することにより入院、外来患者数が減少しています。さらに診療報酬^{*6}のマイナス改定の影響や病院が二つに分かれていることの非効率性などから、病棟再編や給与の削減により経営改善に取り組んできましたが、経営状況は厳しさを増しています。

そのため、経営形態の見直しを行い、さらなる経営の効率化に努めるほか、市内の他の医療機関との役割分担を明確にする中で、規模や機能を見直すなど病院事業の全体的な改革が求められています。

■施策の体系



※1 急性期医療 主に病気のなり始め、症状の比較的激しい時期における医療のこと。

※2 慢性期医療 症状の激しい時期を過ぎて、症状が安定している時期における医療のこと。

※3 一次救急医療 入院を必要としない比較的軽度の傷病に対する救急医療のこと。

※4 二次救急医療 入院を必要とする重度の傷病に対する救急医療のこと。

※5 臨床研修医制度 幅広い診療能力の習得を目的として、診療に従事しようとする医師に2年間の臨床研修を必修化した制度のこと。

※6 診療報酬 診療行為の対価として医療機関に支払われる料金のこと。

2 ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）

■ 施策の内容

(1) 良質で安全な医療の提供

市民が安心して良質な医療や地域ケアを受けられるよう、医療機関相互や福祉施設などとのネットワーク化による地域医療の連携強化に努めるとともに、医療の安全確保を図るため、医療事故や院内感染の防止に向けた取組を進めます。

また、限られた医療資源の効率的な活用を図るため、医療機関の適切な利用方法等についての啓発や相談体制の充実を図ります。

(2) 救急医療体制の充実

救急患者の症状や程度に応じ、迅速かつ適切な治療を行うため、医師会、公的病院などとの連携を図り、救急医療体制の充実に努めます。特に、安心して子育てできる環境の確保を図るため、小児救急医療の充実、強化に努めます。

(3) 市立病院の改革、再編

地域医療における市立病院の役割を着実に果たすため、地方公営企業法の全部適用を導入し、管理者の下、地域医療連携を推進し経営の効率化を図ります。

また、市内医療機関などとの再編・ネットワーク化を進める中で、市立病院としての役割を明確にし、老朽化した両市立病院を適正な規模、機能の病院として統合新築します。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
病床数（人口10万人当たり）	人口10万人当たりの一般病床数（病院、診療所）	1,270床 (H20年11月)	現状を維持する

■ 主な事業

- 医療機関、福祉施設などとの地域ネットワークの構築
- 夜間急病センター運営委託事業
- 市立病院の統合新築

2 ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）

7) 男女平等参画社会

■ 現状と課題

本市では、平成15年に小樽市男女平等参画基本計画を策定し、男女平等参画社会の実現に向けた総合的な取組を進めています。しかし、男女間の役割分担意識は依然として根強いものがあり、社会通念や慣習などにおいても不平等感が解消されたとは言い難い状況にあります。

真の男女平等を実現するためには、性別にとらわれることなく、一人ひとりが尊重され能力を発揮できるよう、職場や家庭などあらゆる場において制度、慣習の見直しや社会全体の意識改革を進めていく必要があります。

女性の社会進出や地域社会活動などへの参加が進んでいますが、政治や行政、企業などにおける政策や方針決定過程への参画については、十分とはいえない状況にあります。それらに対する女性の参画と家庭や地域活動への男性の参加など、男女双方へ働き掛けていく必要があります。

女性を取り巻く労働環境は、男女雇用機会均等法の改正や育児・介護休業法などの整備により改善が図られてきましたが、採用や配置、昇進、賃金などの男女格差はいまだに存在しています。労働環境における男女平等を確立するためには、均等な雇用機会や待遇の確保のほか、ワーク・ライフ・バランス^{*1}を推進する必要があります。

女性にかかわる問題は、社会環境の変化により、心と体の健康に関するものをはじめ、近年のドメスティック・バイオレンス^{*2}やセクシュアル・ハラスメント^{*3}など広範多岐にわたっています。このため、関係機関や団体などとの連携や相談体制の強化などに対する環境整備が求められています。

■ 施策の体系

男女平等参画社会

- (1) 男女平等参画社会の実現に向けた意識の改革
- (2) あらゆる分野への男女平等参画の促進
- (3) 働きやすい環境づくり
- (4) 男女平等参画社会を可能にする環境整備

■ 施策の内容

(1) 男女平等参画社会の実現に向けた意識の改革

男女平等参画に対する意識づくりを図るため、女性の人権を尊重する機運の醸成に努めるとともに、家庭や地域、学校などで男女平等参画の推進に向けた情報の収集と提供に努めます。

※1 ワーク・ライフ・バランス やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方のこと。仕事と生活の調和。

※2 ドメスティック・バイオレンス 家庭内暴力のこと。特に夫や恋人など親しい関係にある男性から女性が恒常的に受ける様々な暴力をいう。

※3 セクシュアル・ハラスメント 性的ないやがらせ。特に職場など相手の意に反した性的、差別的な言動をいう。

2 ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）

(2) あらゆる分野への男女平等参画の促進

様々な計画の策定に対し女性の参画を促進するため、市が設置する各種審議会などへの登用を進めるとともに、女性リーダーの養成や女性団体等の育成に努めます。

また、家事、育児などや地域活動への男性の参加を促進するため、意識啓発を図る各種講座を開催するなど学習機会の充実に努めます。

(3) 働きやすい環境づくり

就労の場における男女平等とワーク・ライフ・バランスを推進するため、男女雇用機会均等法や育児、介護などの各種制度の周知に努めるとともに、関係機関と連携し、職業能力開発のための研修機会の確保や就労相談体制の充実など女性の就業機会の拡大に向けた支援に努めます。

(4) 男女平等参画社会を可能にする環境整備

男女がともに支え合い、社会のあらゆる分野で対等に参画できる環境づくりを推進するため、自立に向けた生涯学習機会の充実に努めるとともに、性差やそれぞれのライフステージに応じた健康づくりと社会参加の促進に努めます。

また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する様々な暴力の根絶に向け、市民への意識啓発の取組や関係機関との連携による相談機能、緊急保護体制の充実に努めます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
審議会及び附属機関への女性登用率	本市の審議会・委員会等の委員総数に対する女性の割合	32.0% (H20年4月)	40%
男女平等参画推進講演会参加者数	男女平等参画をテーマとする講演会への参加者数	94人 (H15~20年度平均)	100人 (H21~30年度平均)

■ 主な事業

- 男女平等参画意識啓発事業
- 女性登用促進事業
- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 女性相談事業

3 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

1) 上下水道

■ 現状と課題

本市の水道は、大正3年の創設以来、増大する水需要に対応して施設整備が行われてきました。また、下水道は、昭和30年に事業認可を受け、着実に整備を進めるとともに普及に努めてきました。平成19年度末の水道普及率は99.9%、下水道普及率は98.4%であり、これまでの「建設・拡張」から「適正な維持管理」の時代へと移行しています。

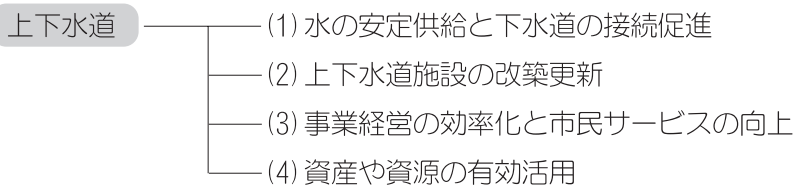
自然環境に恵まれた豊富な水源により、今後も安全でおいしい水を安定的に供給するため、適正な水質管理を図る必要があります。また、下水道利用の普及、促進を図ることによる公共用水域の水質保全の確保と生活環境の向上が求められています。

地形的制約から施設が数多く点在しており、施設の効率的な維持管理を図る必要があります。また、老朽化した施設の計画的な改築更新を進め、施設の省エネルギー化などを行うとともに、災害に強い施設づくりが求められています。

人口減少や社会情勢の変化から、上下水道事業の経営は厳しい状況にあり、効率的な経営が求められています。また、多様化する市民ニーズを的確に把握するため、市民と情報を共有しながら、市民サービスの充実を図ることが求められています。

水道施設の中にある近代化遺産や循環型社会の創出に向けた下水道資源の有効活用が求められています。

■ 施策の体系



■ 施策の内容

(1) 水の安定供給と下水道の接続促進

水源の保全に向けた水源監視や取水から給水までの水質管理を行い、安全でおいしい水の安定供給に努めるとともに、石狩湾新港地域の水需要に対応するため、引き続き用水供給事業に参画します。

また、川や海などの公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上を図るため、生活排水等の下水道への接続促進に努めます。

3 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

(2) 上下水道施設の改築更新

環境への負荷を低減するため、省エネルギー化、省力化に配慮した老朽施設の改築更新を進めるとともに、施設の長寿命化などによるコスト縮減に努めます。

また、施設の改築更新に合わせて、耐震化について検討し、災害に強い施設づくりに努めます。

(3) 事業経営の効率化と市民サービスの向上

経営環境の変化に適切に対応した事業運営を図るため、施設の統廃合や民間活力の導入など経営の効率化に努めます。

また、業務の効率化や市民サービスの向上を図るため、上下水道施設管理システムの導入による台帳図などの電子化を進め、市民への情報提供に努めます。

(4) 資産や資源の有効活用

歴史的価値のある水道施設や下水道施設空間については、関係機関と調整を図りながら、その有効活用に努めます。

また、環境に配慮した循環型社会の創出に向けた取組として、下水道施設から発生する焼却灰などの再生利用可能な資源を有効活用するための調査、研究を進めます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
水道施設更新計画進捗率	事業期間内(H17~30)に更新が必要な水道施設数に対する更新が完了した施設数の割合	17.8%(8か所) (H19年度末)	100%(45か所)
下水道施設更新計画進捗率	事業期間内(H17~30)に更新が必要な下水道施設数(北海道が作成する下水道事業実務要領に基づく分類)に対する更新が完了した施設数の割合	10.2%(48か所) (H19年度末)	100%(470か所)
配水管更新計画進捗率	事業期間内(S46~H30)に更新が必要な配水管路延長に対する更新が完了した配水管路延長の割合	85.6%(226km) (H19年度末)	100%(264km)

■ 主な事業

- 水質管理体制の維持（水質分析機器の整備更新）
- 水道施設（浄水場、配水池等）と下水道施設（処理場、ポンプ場等）の改築更新事業
- 施設の統廃合、上下水道施設管理システムの導入
- 焼却灰などの有効活用についての調査・研究

3 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

2) 道路・河川

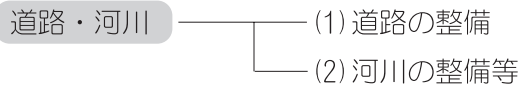
■現状と課題

本市は、古くから自然発生的にまちなみが形成されてきたことに加え、地形的に山坂が多いことから、道幅が狭く急こう配の道路や小規模の橋りょうが数多く存在します。これらの施設の中には老朽化しているものや未整備のもの、また、バリアフリー^{*1}化されていないものもあることから、適切な整備や維持管理により、円滑な交通と良好な歩行空間を確保する必要があります。

市内には中小河川が数多く存在しますが、老朽化した河川施設や未整備の河川も多くあります。このため、水害を防止する河川改修や土砂災害に備えるための砂防ダム^{*2}の整備が必要です。

また、快適な水辺環境が望まれていることから、親水性に配慮した河川の整備や沈砂池^{*3}のしゅんせつ^{*4}による水質の浄化などに努める必要があります。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 道路の整備

円滑な交通の確保のため、老朽化した道路や未舗装の道路の改良を進めるとともに、排水機能強化のため、側溝の整備を進めます。

また、老朽化が進む橋りょうについては、定期的な点検や調査を行い、効率的な維持管理と計画的な整備に努めます。

さらに、歩行者の安全性向上のため、沿道住民などと連携を図りながら歩道の整備を進めるとともに、バリアフリー化に努めます。

(2) 河川の整備等

洪水等の水害を防止するため、河川改修を進めるとともに、砂防区域内を流れる河川については、土砂流出などの災害を未然に防止するため、関係機関と協議の上、砂防ダムの整備を進めます。

また、快適な水辺環境を創出するため、町内会などと連携した修景整備や美化活動を行うとともに、良好な水質確保のため、沈砂池のしゅんせつなどに努めます。

※1 バリアフリー 高齢者や障がい者の日常生活の妨げとなる障がいを取り除くこと。

※2 砂防ダム 山肌の浸食や河川の土砂の流出を防ぐため、上流の山間部に設けたダムのこと。

※3 沈砂池 河川から取り入れた水から砂や泥を沈殿させるための人工池のこと。

※4 しゅんせつ 河川や港湾などの水底をさらって土砂を取り除くこと。

3 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
市道の舗装率	認定道路における舗装の割合	76.4% (H19年度末)	79.2%

■ 主な事業

- 市道整備事業
- 交通安全施設整備事業
- 河川整備事業

生涯学習

市民福祉

生活基盤

産業振興

環境保全



3 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

3) 住宅

■現状と課題

本市は、豊かな自然と歴史や文化が調和した魅力あるまちなみを有していますが、既成市街地では傾斜地が多く、また、敷地や道路が狭いことなどから、老朽木造住宅が密集する状況が見られます。

少子高齢化の進行などに伴い、高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせる住まいづくりや子育て世帯が安心して子どもを育て、快適に暮らせる住環境の確保が求められています。

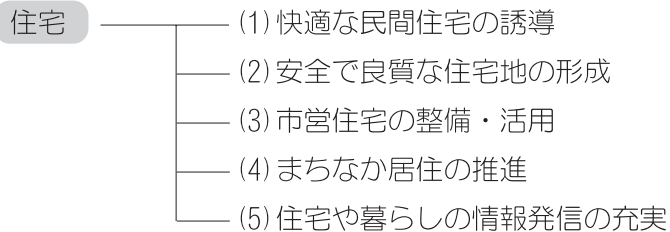
民間住宅については、建設やリフォーム、バリアフリー^{*1}化により住環境の整備や居住水準の向上を図るとともに、安全で良質な住宅地を形成する必要があります。

また、公的住宅については、老朽住宅の建替えや改善を進め、市民の住宅セーフティネット^{*2}としての役割を引き続き担う必要があります。

利便性の高い中心市街地の住環境整備を推進することにより、まちなか居住を促進することが求められています。

また、人口対策の一環として、団塊の世代^{*3}を中心とする移住者や学生に対応する住宅情報の提供について、整備、充実が求められています。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 快適な民間住宅の誘導

快適で環境にやさしい住まいづくりを進めるため、北国に適した住宅の普及を図るとともに、市民ニーズに対応する住宅を促進するため、住宅の建設やリフォームについての情報提供や相談体制の充実に努めます。

※1 バリアフリー 高齢者や障がい者の日常生活の妨げとなる障がいを取り除くこと。

※2 住宅セーフティネット 経済的理由などで住宅を確保できない市民に対し、柔軟かつ公平に賃貸住宅や住宅資金を提供するための仕組みや制度のこと。

※3 団塊の世代 1947～49年のベビーブーム時代に生まれた世代のこと。他の世代に比して人数が特に多い。

3 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

(2) 安全で良質な住宅地の形成

自然や地域の景観と調和した住環境の形成に努めます。

また、災害に強い住宅地づくりのため、老朽化した木造住宅が密集する地区における建替えや共同化、傾斜地にある住宅地の防災対策などの誘導に努めます。

(3) 市営住宅の整備・活用

住宅マスタープランや公共賃貸住宅ストック総合活用計画に基づき、建替事業や改善事業を進め、居住水準の向上や住環境の整備を図るとともに、住宅に困窮する世帯が安心して暮らせるよう住宅供給に努めます。

また、建替事業では、ユニバーサルデザイン^{*4}を取り入れ、だれもが利用しやすい住宅の供給に努めるとともに、改善事業では、既存住宅の維持、保全を図ります。

(4) まちなか居住の推進

利便性の高いまちなかにおける民間住宅の整備、促進を誘導し、まちなか居住の推進に努めます。

(5) 住宅や暮らしの情報発信の充実

市外からの移住を促進するため、ホームページなどを活用し、住宅や暮らしに関する様々な情報の提供に努めます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
市営住宅の建替・改善事業の実施戸数	市営住宅の建替・改善事業により整備した住戸の戸数	280戸 (H10～19年度計)	200戸 (H21～30年度計)
住宅や暮らしの情報提供件数	ホームページにおける移住・住宅情報ページへのアクセス件数	20,461件 (H19年度)	48,000件

■ 主な事業

- 住宅リフォーム支援
- 周囲の環境と調和した住環境づくり
- 市営住宅の建替・改善事業
- ホームページにおける移住情報の充実

※4 ユニバーサルデザイン 年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が使いやすいように工夫された用具や建造物などのデザインのこと。

3 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

4) 除排雪

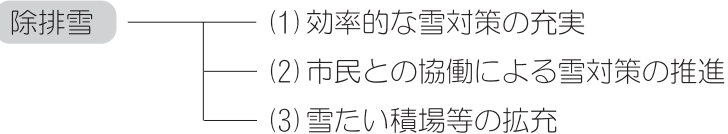
■現状と課題

本市は多雪地域であり、地形的に山坂が多く、道幅が狭いという厳しい環境にあります。ライフスタイルの変化やモータリゼーション^{※1}の進行など多様化する市民ニーズに対応するためには、効率的な除排雪作業の実施や各道路管理者との連携強化、市民との協働による総合的な雪対策の推進が求められています。

ロードヒーティングについては、幹線道路を中心に平成20年3月末現在で219か所設置されていますが、稼働後15年以上経過した施設は100か所以上あり、早急な更新が必要となっています。

陸域では地域的に山坂が多く、雪たい積場の土地の確保が難しいことや海域での雪処理場の一部については、騒音問題などがあることから、恒久的な雪処理施設の確保が求められています。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 効率的な雪対策の充実

安全で快適な冬の生活を確保するため、除排雪体制の強化や適切な路面管理を行うとともに、ロードヒーティングの計画的な更新に努めます。

また、国道、道道の道路管理者との連携を強化し、冬の道路交通網の確保に努めます。

(2) 市民との協働による雪対策の推進

市民と連携し、効率的な除排雪体制の確立を図るとともに、地域の実情に即した総合的な雪対策に努めます。

(3) 雪たい積場等の拡充

雪たい積場については、陸域において土地の確保に努めることや、海域では関係機関との調整を図るとともに、恒久的な融雪施設等の調査、研究を行います。

また、除排雪作業の効率を高めるため、沿線未利用地などの雪置き場の確保に努めます。

※1 モータリゼーション 自動車普及して日常生活に欠かせなくなる現象のこと。自動車の大衆化。

3 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
ロードヒーティング更新率	更新計画予定延長における整備率	0% (H19年度末)	76%
砂まきボランティア登録数	砂まきボランティアの登録数	119件 (H19年度)	180件

■ 主な事業

- 地域総合除雪対制^{※2}の充実
- ロードヒーティングの維持・更新
- 砂まきボランティアの推進
- 貸出しダンプ制度
- 新たな雪処理施設の調査・研究



※2 地域総合除雪体制 歩道や車道の除排雪、路面の管理、砂散布などの管理を一括して実施する総合的な除排雪体制のこと。

3 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

5) 市街地整備

■現状と課題

本市は、多くの急傾斜地を持つ地形的な特性があり、また、古くから形成されてきた市街地では、道幅が狭く老朽化した建築物が多く見られます。都市防災や都市機能の面での課題も少なくないことから、安全で快適な都市基盤の整備が求められています。

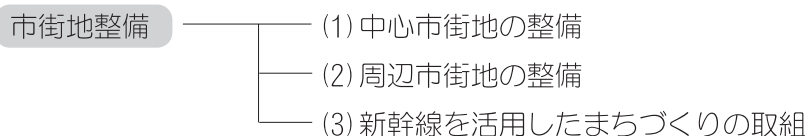
中心市街地においては、定住人口の減少や商業機能の低下に対して、土地の高度利用や市街地機能の再生が求められています。

周辺の市街地においては、低・未利用地を有効活用するとともに、人口の動向や地域の実情を踏まえた上で、多様化するライフスタイルに対応し、自然環境と調和した整備を計画的に進める必要があります。

北海道新幹線は、平成10年に「駅・ルート」が公表され、本市には新小樽（仮称）駅の設置が予定されています。平成17年に新青森～新函館間が着工され、平成27年度の完成が予定されていますが、さらに札幌までの延伸を目指して要望活動が続けられています。

今後予定される札幌までの開通に向けて、新駅とその周辺の整備計画も含めて、新幹線を活用した新たな魅力あるまちづくりを進める必要があります。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 中心市街地の整備

利便性の高いまちなかでの居住推進やにぎわい創出を図るため、空き地・空き家調査に基づき土地等の有効利用を検討し、計画的に開発の誘導を行うなど、よりコンパクトな市街地の形成に努めます。

特に、小樽駅周辺地区においては、土地の高度利用や都市機能の更新、都市防災の向上のため、面的整備の調査、検討を進めます。

また、旧国鉄手宮線等の地域資源を活用し、市民や観光客の回遊性の向上に努めます。

3 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

(2) 周辺市街地の整備

自然環境との調和を図りながら、快適な都市環境と機能的な都市活動を確保するため、低・未利用地の有効活用を促進するとともに、地域の特性を踏まえ、多様化するライフスタイル等に応じた計画的な整備に努めます。

(3) 新幹線を活用したまちづくりの取組

利用者の利便を図るため、新駅と市街地や観光拠点などとのアクセス機能の充実や新駅周辺地域の計画的な整備に向けた取組を積極的に進めます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
中心市街地の居住人口	中心市街地に居住する人口	14,455人 (H19年度)	15,000人
中心市街地の歩行者通行量	平日及び休日における中心市街地の歩行者通行量	29,627人 (H19年度)	31,700人

■ 主な事業

- 中心市街地活性化基本計画の推進
- 周辺市街地の土地の有効活用促進
- 新幹線を活用したまちづくりの取組

小樽駅前第3ビル
「サンビルスクエア」



3 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

6) 交通

■現状と課題

都市内交通は、これまでも基盤整備などが進められてきましたが、今後とも市民の日常生活や経済活動を支える重要な都市機能として、交通の円滑化や利便性の向上が求められています。

このため、既存交通施設の有効利用を図りながら、計画的な交通網の整備を進める必要があります。

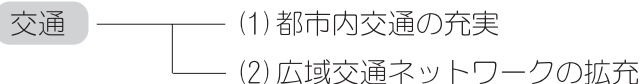
また、高齢者や障がい者など、だれもが安全に安心して移動できる人にやさしい交通環境づくりを進める必要があります。

公共交通機関としてのバス輸送は、市民の足として利用され、渋滞の緩和や環境負荷軽減などの面からも大きな役割を果たしており、自家用車からの利用転換などを促進しながら、バス輸送の機能確保、利便性向上を図っていく必要があります。

広域交通は、陸上交通や海上交通の交通結節点^{※1}として、後志圏、札幌圏をはじめ、国内外を結ぶ機能を有しており、生活圏の拡大への対応、地域間交流や経済活動の促進、また、観光客の受入れなどのため、利便性の高い交通の確保が必要となっています。

また、これらの機能を生かしつつ、北海道内外との連携や交流をより強化するため、北海道新幹線や北海道横断自動車道^{※2}など、新たなネットワークづくりを進めるとともに、都市内交通との連携が求められています。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 都市内交通の充実

都市内交通の円滑化や利便性向上のため、道路や駐車場などの既存交通施設の有効活用を図りながら道路網の計画的な整備を進めるとともに、安全で安心な交通環境づくりや公共交通機関の利便性向上を進め、都市内交通機能の充実に努めます。

※1 交通結節点 道路、鉄道、航空、船舶など異なる交通手段を相互に連結させる場や地域のこと。

※2 北海道横断自動車道 起点を寿都郡黒松内町、終点を根室市及び網走市とする国土開発幹線自動車道（国幹道）のこと。

3 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

(2) 広域交通ネットワークの拡充

国道、道道等の幹線道路や鉄道、都市間バス、フェリーなど既存の交通機能の充実とともに、北海道新幹線や北海道横断自動車道など新たなネットワークの実現に努め、また高速交通と都市内交通との連携を図り、広域交通ネットワークの拡充に努めます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
一人当たりの市内バス利用回数	年間の市内各バス乗車人数を小樽市の人口で除した市民一人当たりの年間利用回数	81.5回 (H19年度)	現状より増加させる

■ 主な事業

- 都市内交通の充実
- 一般国道5号改修促進事業
- 周辺市町村とのアクセス充実
- 高速交通網の整備促進（北海道新幹線、北海道横断自動車道黒松内～小樽間）



3 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

7) 防災・危機管理

■現状と課題

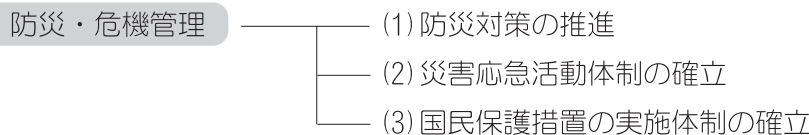
本市は、多くの急傾斜地と長い海岸線を持つ地形的特性から、地震や台風の発生、融雪期の増水などにより、がけ崩れや地滑り、河川のはん濫、津波、高潮などによる災害が起こりやすい環境にあります。

がけ崩れや地滑りなどに対する防災工事や河川改修工事などのハード^{*1}対策を進めるとともに、地震や津波などの災害に備えた警戒避難体制に係るソフト^{*1}対策を含め、総合的な防災対策を図る必要があります。

「自らの身の安全は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」を基本に、地域の自主防災組織の育成や町内会、ボランティアの協力など市民と一体となった防災対策が必要となっています。特に、災害発生時に深刻な被害を受ける恐れのある高齢者や障がい者などへのきめ細やかな対応が求められています。

また、国民保護法^{*2}における非常事態が発生した場合においても、住民等を安全な場所へ避難させるための体制づくりを進める必要があります。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 防災対策の推進

災害を未然に防止するため、急傾斜地の改修工事などを計画的に進めるとともに、建造物の耐震化などの促進に努めます。

また、関係機関と連携し急傾斜地などの危険箇所の点検を進めるとともに、積極的な防災情報の提供に努めます。

さらに、地域住民の自発的な防災活動を促進するため、防災意識の高揚と防災知識の啓発に努めます。

※1 ハード、ソフト ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。それに対し、ソフトとは、人、システム、制度など主に運用に関するもの。
※2 国民保護法 武力攻撃を受けた際の避難方法などについて定めた法律のこと。「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の通称。

3 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

(2) 災害応急活動体制の確立

応急活動体制の整備を図るため、避難所など防災拠点の機能強化を図るとともに、防災訓練の実施や災害情報の収集など、緊急情報連絡体制の強化と他の自治体や関係機関との応援協力体制の確立に努めます。

特に、高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な方に対しては、個別に避難支援プラン^{※3}を作成し、計画的で組織的な支援体制の充実に努めます。

(3) 国民保護措置の実施体制の確立

国民保護法に示す非常事態に備えるため、小樽市国民保護計画に基づいた体制づくりを進めるとともに、国や北海道との連携や災害時の防災体制も活用し、速やかな住民避難体制の確立に努めます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
自主防災組織参加町会数	自主防災組織を結成する町会等の数	45町会 (H19年度)	75町会
自主防災訓練参加者数	自主防災組織や町会等における1年間の防災訓練参加者数	1,073人 (H19年度)	1,750人

■ 主な事業

- 防災意識啓発事業
- 防災拠点機能強化事業
- 災害時要援護者避難支援事業



※3 避難支援プラン 事前に把握した情報に基づき、情報伝達方法や避難場所、避難方法などを一人一人に示す個別計画書のこと。

3 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

8) 消防

■現状と課題

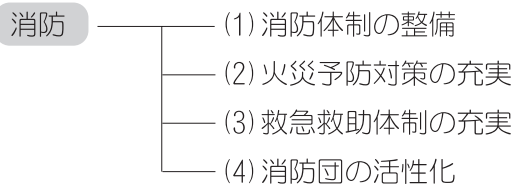
近年、全国各地において大規模地震や大雨などによる被害が発生しており、迅速かつ的確な災害対応が求められています。このため、国が定めた「消防力の整備指針」に基づき、地域の実情に応じた計画的な消防力の整備により、効率的で効果的な消防体制の充実と消防行政の運営を図る必要があります。

火災発生未然防止には一定の成果が見られたものの、住宅火災による死傷者数は高い傾向を示しており、一層の住宅防火対策が必要です。また、放火が原因と思われる火災も多く発生しており、放火対策についても強化が求められています。

救急需要の増大や高度な救急救命処置を必要とする事案が増加しているほか、救助活動に対する市民ニーズも多様化しています。このため、救急救助技術の向上や資機材の充実のほか、市民に対する応急手当の普及、啓発を進めていく必要があります。

地域防災の中核的存在である消防団の役割はますます大きくなっています。このため、団員の確保や装備、資機材の充実などによる活動能力の向上が求められています。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 消防体制の整備

火災や災害に迅速かつ的確に対応するため、消防署所や消防車両などの適正配置を行うとともに、大規模災害に備え、近隣消防本部などとの相互応援や消防救急無線デジタル化の共同整備、消防通信指令施設の共同運用の検討など広域的な連携の強化に努めます。

3 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

(2) 火災予防対策の充実

火災による死傷者の減少など被害を最小限に防ぐため、自衛消防訓練や広報活動等による防火防災意識の高揚と、一般住宅における住宅用火災警報器^{*1}の設置を促進するとともに、高齢者など災害時要援護者の安全対策のため、防火指導の充実に努めます。

また、放火されにくい地域環境づくりを進めるため、市民防火組織との連携や防火査察の強化などにより、市民の防火防災意識の啓発に努めます。

(3) 救急救助体制の充実

複雑多様化する災害や事故に対応するため、救急自動車の高規格化や資機材の充実、救急救助技術の向上を図るとともに、医療関係機関との連携強化に努めます。

また、市民を対象とした救急講習会の開催などにより、応急手当の普及と促進を図ります。

(4) 消防団の活性化

地域に密着して活動する消防団の活性化を図るため、青年層や女性層など多彩な人材の採用や訓練、研修の充実により、団員の確保と育成に努めます。

また、災害時における活動能力の向上を図るため、装備、資機材の整備を進めるとともに、消防本部との連携や平常時における予防活動などの充実に努めます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
独居高齢者の防火査察数	65歳以上の独居高齢者世帯への防火査察や住宅用火災警報器設置のための防火指導などにより状況を把握した件数	4,712件 (H19年度)	全独居高齢者
普通救命講習会の累計受講者数	普通救命講習会（毎月1回開催）の累計受講者数	4,821人 (H19年度末)	8,400人

■ 主な事業

- 消防署所の適正配置事業、消防車両の整備事業
- 独居高齢者等の安全、安心と住宅防火対策の推進
- 救急業務高度化推進事業、応急手当普及啓発事業
- 訓練・研修の充実による消防団員の育成

※1 住宅用火災警報器 火災の際に煙や熱を感知し、音声やブザー音で警報する警報器のこと。寝室や寝室につながる階段への設置が義務付けられた。

3 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

9) 生活安全

■ 現状と課題

本市は、北海道有数の観光や流通の拠点として車両の往来が多い状況にあります。近年、交通事故の発生件数と負傷者数は減少傾向にありますが、死亡者数は減少しておらず、特に高齢歩行者の事故が顕著となっています。

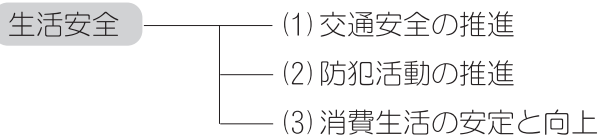
このため、子どもから高齢者まで各世代に応じた交通安全教育や官民一体となった啓発運動の推進、交通安全施設の確保など交通事故防止に向けた取組を進める必要があります。

近年、児童を対象とした犯罪や暴力事件が発生し大きな社会問題になるなど、地域の安全や安心に関する市民意識が高まっており、地域や関係機関が一体となった防犯活動の促進や犯罪の起こりにくい環境づくりが求められています。

経済活動の変化や情報化の進展に伴い、様々な商品やサービス、取引方法が生まれ、消費者の利便性が大きく向上する一方、悪質商法*1など複雑多様化した消費者トラブルも数多く発生しています。

これらの被害拡大を防止するため、消費者への情報提供や相談体制の充実のほか、消費者自らが考え対応できるよう消費者の自立を支援していく必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の内容

(1) 交通安全の推進

交通安全意識と交通ルールやマナーの向上を図るため、子どもや高齢者に対する交通安全教室の開催や高齢者世帯への訪問指導など交通安全教育の充実を図るとともに、学校、職場、地域など関係機関や団体と連携した啓発活動の推進に努めます。

また、交通事故防止や安全確保を図るため、警察署や道路管理者などとの協議を進め、歩行空間の確保や必要性和緊急性を踏まえた交通安全施設の整備に努めます。

※1 悪質商法 消費者を巧みにだまし、不法利益を得る商法のこと。

3 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

(2) 防犯活動の推進

犯罪防止などに対する意識高揚のため、関係機関や団体との連携による啓発活動を進め、自主防犯活動など地域ぐるみの防犯意識向上を図るとともに、町内会、事業所等の自主的な組織づくりを支援し、不審者対策等の推進や連絡体制の確立に努めます。

(3) 消費生活の安定と向上

多様な消費者トラブルに適切に対応するため、消費生活相談体制の充実に努めるとともに、被害防止に向けた情報提供や啓発活動の強化に努めます。

また、消費生活の安定と向上を図るため、適正な計量の推進など健全な取引の確保に努めるとともに、消費者自ら考え、行動できるよう、消費者教育の推進や関連団体の活動支援に努めます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
交通事故の発生状況	a) 年間の交通事故の発生件数	a) 533件	a) 500件以下の定着
	b) 年間の交通事故の死亡者数	b) 12人 (H19年)	b) 10人以下の定着
消費者相談件数	年間の消費者相談件数	1,695件 (H19年度)	1,500件以下

■ 主な事業

- 交通安全啓発事業
- 高齢者交通事故防止対策事業
- 防犯協会連合会など防犯団体等への支援
- 消費生活相談事業
- 消費生活情報提供事業

4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

1) 農林業

■ 現状と課題

本市の農業は、大消費地である札幌圏に近接した地理的条件などから、野菜類を中心に果実、いも類、水稻、花きなどの幅広い生産が行われていますが、傾斜地が多いなど地形的な制約により大規模営農を難しくしており、ほとんどが耕地面積1ha未満の小規模営農となっています。

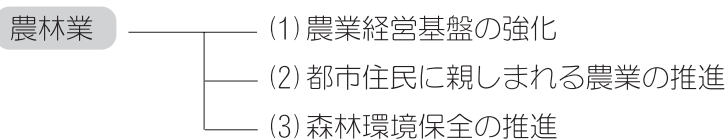
農業を取り巻く環境は、農業経営者や農業従事者の高齢化、後継者不足、これに加え農産物の価格低迷など厳しい状況にあり、耕作放棄地の増加や生産体制の弱体化などにより農業地域の活力低下が懸念されています。

このため、農地の高度利用を図るとともに、農業生産基盤の整備や担い手の育成と確保、農地の利用集積などを進め、地域の特性を生かした生産性の高い農業を推進することが必要です。

都市近郊に位置する本市の農業は、安全で信頼できる農産物の供給が求められているほか、学童農園や市民農園等による農業体験機会や心安らぐ緑地空間の提供など、余暇活動や身近なレクリエーションの場として多面的な役割を担っています。これらに対する関心が高くなってきている中で、農業体験機会を通じた農業に対する理解と市民ニーズに対応した農地の活用が求められています。

林業については、森林が持つ環境保全機能を確保するためにも、植林、保育事業など森林保護や森林整備の推進が必要です。

■ 施策の体系



■ 施策の内容

(1) 農業経営基盤の強化

優良農地の確保と農地の集積を図るため、遊休農地の活用や農地改良など農業基盤の整備に努めます。また、高収益型の農業を目指すため、施設栽培を促進し、農地の効率的利用に努めます。

食の安全と安心を確保するため、農業改良普及センターや農業団体と連携し、減農薬などクリーン農業生産技術の導入や普及を進めるとともに、「北のクリーン農産物表示制度^{※1}」を活用し、農作物のブランド化の推進に努めます。また、地場農作物の宣伝や販路拡大のため、産地直売所の活用を図ります。

※1 北のクリーン農産物表示制度 道内で生産された農作物を対象に、農薬の使用量など一定の基準を満たした農産物について適合マークや栽培情報などを表示する制度のこと。

4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

就農環境の向上や就農意欲の高揚のため、企業的農業経営の確立や農業の担い手としての認定農業者制度^{※2}の普及を図ります。また、担い手の育成、確保や新たな就農者の支援のため、農業協同組合など関係団体との連携強化や北海道担い手センターと連携した情報の収集と提供に努めます。

(2) 都市住民に親しまれる農業の推進

都市住民の農業に対する理解を深めるため、農業者との交流の場である市民体験農園やおたる自然の村などを活用し、農業体験や土に親しむことのできる機会の充実に努めます。

また、都市と農業地域の交流による地域活性化と農地の有効利用を図るため、市民農園等の整備促進と拡充に努めます。

(3) 森林環境保全の推進

緑地環境の保全と将来にわたる水資源や森林資源の確保のため、森林の保護と育成に努めるとともに、安全な居住環境を確保するため、森林の崩壊危険箇所などにおける保安施設や崩壊防止施設の整備を関係機関と連携して進めます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
農家1戸当たりの耕作面積	農家1戸当たりの耕作面積 (総耕作面積/農家戸数)	72アール (H17年)	現状を 維持する
市民体験農園申込件数	市民体験農園への年間参加申込件数	140件 (H20年度)	160件

■ 主な事業

- 農業経営の改善（施設栽培の促進、クリーン農業生産技術等の普及、ブランド化の推進、認定農業者制度の普及、産地直売所の活用）
- 市民農園等による農業のふれあい推進
- 市有林管理業務

※2 認定農業者制度 経営改善を図ろうとする農業者が作成した改善計画を市町村が認定し、その計画達成のために重点的な支援措置を講じる制度のこと。

4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

2) 水産業

■現状と課題

海洋環境の変化などにより水産資源が減少する中で、本市の漁獲量も各年により変動はあるもののおおむね減少傾向にあり、水産物の安定供給を確保するためには資源管理型漁業^{※1}を推進していく必要があります。

また、漁業経営安定のため、漁業技術の開発や向上への支援、良好な漁場の造成、漁場環境の保全などを推進していく必要があります。

燃料費など諸経費の高騰や漁業就業者の減少、高齢化の進行など、漁業経営を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

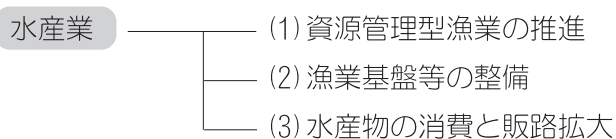
このため、省エネルギーなど効率的な漁業への転換や担い手の育成と確保のために関係団体と連携した取組が求められています。

また、水産物陸揚げ作業の安全確保や作業時間の短縮による鮮度保持、生産コスト縮減のため、漁港施設の整備が求められています。

水産物や水産加工品の高付加価値化と新製品の開発などによる新たな需要の創出と販路拡大が求められています。

また、消費者ニーズにこたえる安全で信頼される水産物や水産加工品を供給するために鮮度の保持や衛生管理を一層高めることが必要です。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 資源管理型漁業の推進

新たな資源づくりと良好な漁場の造成を進めるため、浅海漁業の重要資源であるウニやアワビなどの種苗放流とニシンやヒラメなど稚魚の放流を行うとともに、栽培漁業^{※2}技術の開発や向上、漁場改良などへの支援に努めます。また、効率的で安定的な漁業経営の確立を図るため、関係機関との連携を強化し、漁業者に対する補助制度などの周知を図ります。

水産物を安定的に供給するため、関係機関と連携し、漁獲管理体制の強化を図ります。また、漁場

※1 資源管理型漁業 過度な競争や乱獲を防ぎ、資源の維持・増大を図りつつ、最大の経済的利益を実現する漁業のこと。

※2 栽培漁業 魚介類の種苗や稚魚を大量に生産し、中間育成して海に放流し、成魚を漁獲する漁業のこと。

4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

環境の保全を推進するため、トドなどによる漁業被害防止対策を進めるとともに、海洋レクリエーションなどとの水面の利用調整を図ります。

(2) 漁業基盤等の整備

次代を担う後継者を確保するため、関係団体等と連携し、新しい経営感覚と漁業技術を有する人材の育成に努めます。また、水産物の陸揚げの場、出漁準備の場など漁業基地としての役割を担う漁港については、係船岸壁などの整備に努めます。

(3) 水産物の消費と販路拡大

本市の知名度を有効に活用してブランド化を進め、商品のPRにより、販路拡大を図ります。また、地産地消^{※3}の推進を視野に入れ、地元水産物を利用した水産加工品の新製品開発のため、加工技術の研究や鮮度保持、品質管理への支援に努め、水産物や水産加工品の高付加価値化を推進します。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
1 経営体平均漁獲金額	漁業センサス ^{※4} による漁獲金額	2,798万円 (H15年)	現状を維持する
水産加工品の生産額	製造品出荷額等の水産加工品（水産練製品、塩干・塩蔵品、冷凍水産食品等）の合計金額	282億7,972万円 (H18年)	290億円

■ 主な事業

- 増養殖施設の基盤整備等漁場の造成
- 漁港施設の整備
- 新製品開発とブランド化の推進

※3 地産地消 地域で収穫した農水産物をその地域内で消費すること。

※4 漁業センサス 国内における漁業の生産構造や就業構造を把握するために、農林水産省が5年に1度実施する統計調査のこと。

4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

3) 商業

■ 現状と課題

本市の商業を取り巻く環境は、個人消費の低迷や消費者動向の多様化、大型店の出店等による来街者の減少や空き店舗の増加、近年には市内唯一の百貨店が閉店するなど厳しい状況にあります。小売業と卸売業における商店数、従業者数、商品販売額はいずれも減少傾向にあり、地域経済活性化のための取組を重点的に進める必要があります。

小売業の中核である商店街は、市街地の発展とともに地域ごとに形成されてきました。商業集積が特に高いJR小樽駅周辺では、近年、イベント等の集客事業が活発に行われており、商業者による魅力ある個店づくりや市民に対して市内での買い物意識を高めるための啓発活動を積極的に推進する必要があります。

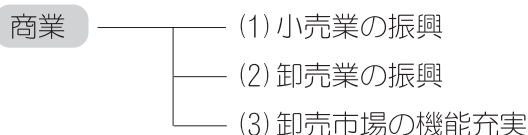
また、年間700万人の観光入り込みがあることから、商店街への回遊性を高めていく必要があります。

小売業が地域と密着し発展するためには、それぞれの機能と役割を担っていくことが必要です。商店街や市場では、商品やサービスの提供はもとより、地域コミュニティの場や地域の伝統、歴史、文化の担い手としての役割、また、大型店では、環境対策や雇用の確保、イベントへの協力など地域貢献についての役割がそれぞれ求められています。

卸売業は流通構造の変化や中小小売店の減少などにより厳しい状況にあり、経営基盤の強化や小売業、製造業が必要とする機能の効率化を図っていく必要があります。

また、卸売市場についても効率的な運営を図り、安定した供給体制の確保が必要です。

■ 施策の体系



■ 施策の内容

(1) 小売業の振興

中心市街地の活性化にとって重要な役割を担う中心商店街のにぎわいづくりのため、快適な買い物空間の整備を図り、市民や観光客の回遊性を高めるとともに、空き地や空き店舗の有効活用とイベント開催などへの支援に努めます。

4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

地域住民の暮らしと密着した周辺商店街や小売市場に対しては、活性化のための支援に努めるとともに、大型店に対しては、地域と連携し、環境対策や雇用の確保、イベントへの協力など地域への貢献を働き掛けます。

商業環境の変化に対応した個店や商店街づくりのため、関係団体と連携した支援と経営基盤や組織の強化に対する支援に努めるとともに、人材育成を図ります。また、市民に対する市内での買い物意識を高めるための啓発に取り組みます。

(2) 卸売業の振興

流通構造の変化に対応するため、関係機関などと連携し、人材の育成や経営基盤の強化に対する支援に努めます。

また、小売業に対する商品の品ぞろえや製造業に対する小売業からの消費者動向の情報提供など、卸売業の機能が十分に生かされるよう、流通機能の効率化に対する支援に努めます。

(3) 卸売市場の機能充実

卸売市場の効率的な運営と安定した供給体制を確保するため、市場機能の充実に努めるとともに、流通環境の変化に対応できる市場の在り方について研究を進めます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
年間商品販売額	卸売業及び小売業の年間商品販売額	2,930億円 (H19年)	現状を維持する

■ 主な事業

- 商店街のにぎわいづくり
- 中小企業設備近代化合理化資金貸付金、中小企業経営安定健全化資金貸付金など融資制度の活用
- 流通環境の変化に対応した市場機能の研究

4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

4) 工業・企業立地

■現状と課題

本市における製造品出荷額、事業所数、従業者数はいずれも減少傾向にあり、工業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。国際化や情報化の進展、価値観の多様化など社会経済情勢が大きく変化する中で、時代や市場のニーズに的確に対応していくことが求められています。

地域経済活性化のためには工業の振興が不可欠であり、産・学・官^{*1}連携や異業種連携などのネットワークの形成を図り、技術や経営に関する外部資源の活用を進めることにより、中小企業を中心とした地場企業の経営基盤の強化や創業の支援、人材の育成が必要です。

国内においては、人口減少や少子高齢化の進行により市場規模が縮小傾向にありますが、中国をはじめとした東アジアなどの対岸諸国では経済成長が続き、日本製品に対する評価が高まっています。市場の開拓に当たっては、国内だけではなく、こうした国や地域を視野に入れ、高い知名度と恵まれた地域資源を活用した新たな商品開発や市場開拓など経営の革新が必要です。

石狩湾新港地域や銭函工業団地では、新たな企業の進出や操業などの設備投資が続いていますが、地場産業の振興や雇用機会の拡大を図るため、今後も積極的に企業誘致を進める必要があります。そのためには、地域間競争が激しい中、本市の特性や地域資源の効果的なPRに努め、優位性を強調することが求められています。

■施策の体系

工業・企業立地

- (1) 地場企業の経営基盤の強化
- (2) ものづくり産業の活性化と競争力強化
- (3) 地場製品の販路拡大と新たな市場開拓
- (4) 企業誘致活動の強化

■施策の内容

(1) 地場企業の経営基盤の強化

中小企業等の健全な発展を図るため、経営の安定化や設備の近代化、合理化に対する支援を行い、経営基盤の強化を進めます。

また、国や北海道のほか、大学など関係機関との連携により、地場産業の新たな活力となる起業の支援に努めるとともに、時代や市場が求めるニーズに対応できる人材の育成を進めます。

※1 産・学・官 「産」は産業界や民間企業、「学」は学会や大学などの高等教育機関、「官」は官界や行政機関を指す。

4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

(2) ものづくり産業の活性化と競争力強化

地域で培われた伝統技術と時代や市場が求めるニーズを融合させ、ものづくり産業の活性化を図ります。

新技術や新製品の開発を推進するため、産・学・官連携や異業種連携など様々なネットワークを形成し、知識、経験、情報などの経営資源を相互に活用することにより、新たな事業の展開や技術力の向上を目指します。

また、本市の地域資源や知的財産を活用した付加価値の高い商品開発を支援し、市内企業の競争力の強化を図ります。

(3) 地場製品の販路拡大と新たな市場開拓

本市の「強み」である知名度を生かし地場製品のブランド化に取り組むとともに、物産展や展示会などへの出品に努め、販路拡大や商圏の確立を図ります。

また、中国をはじめとする東アジア諸国やロシアにおける市場ニーズの把握と流通経路の確保に努め、新たな市場の開拓を進めます。

(4) 企業誘致活動の強化

地場産業の振興と雇用の創出のため、高い知名度や立地特性、地場企業が有する技術力など本市に立地する利点の積極的なPRと小樽市企業立地促進条例の周知に努め、新たな企業の立地を進めるとともに早期操業を図ります。

また、操業後の円滑な企業活動を支援するため、企業訪問による積極的な情報交換に努めるなど地域への定着と操業環境の向上を図ります。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
製造品出荷額等	従業者4人以上の製造業事業所による製造品出荷額等	1,621億円 (H19年)	現状を維持する
操業開始企業数	市内で操業を開始した企業数	53社 (H10～19年度計)	37社 (H21～30年度計)

■ 主な事業

- 中小企業経営安定化資金、中小企業設備近代化資金の貸付けによる金融の円滑化の推進
- ものづくり市場開拓支援事業、小樽ブランド販路拡大推進事業
- 中国をはじめとする東アジア諸国やロシアとの経済交流の推進
- 関係機関との連携強化と小樽市企業立地促進条例の活用による企業誘致活動の推進

4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

5) 観光

■現状と課題

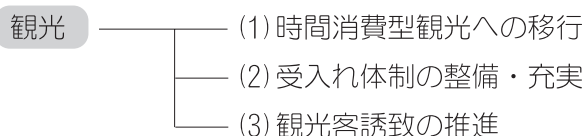
本市は、恵まれた自然景観や運河、石造倉庫群など魅力ある都市景観を有し、また、新鮮な海産物やガラス工芸など多彩な観光資源に恵まれています。観光入込客数は、平成11年度の973万人をピークに減少傾向にあります。毎年700万人を超える観光客が国内外から訪れており、各種の人気観光地調査でも常に上位にランキングされるなど高い知名度と根強い人気を維持しています。観光は、消費や雇用など多岐にわたって大きな経済波及効果を生み出しており、今や本市の基幹産業の一つといえます。

観光入込客数の内訳では、日帰り客数の割合が高く、宿泊客数は10%程度にとどまっており、回遊性の向上や夜の魅力づくりなどによる時間消費型観光^{※1}への移行を推進し、観光における経済波及効果を一層高めることが必要となっています。また、夏季に集中していることから、冬季イベントの充実や創出などにより経済効果や雇用の面で年間を通じ、安定した入り込みが求められています。

近年、台湾や香港、韓国などの東アジア圏を中心に多くの外国人観光客が訪れており、国際観光の動向に対応した観光プロモーション^{※2}の充実や受入れ体制の整備などが必要となっています。また、全国的に、団体・パッケージ型観光から個人・グループ型観光に移行する中で、観光客のニーズも多様化しており、観光資源の発掘や体験型観光^{※3}の推進など新たな提案が求められています。

小樽観光の人気を持続するためには、今後とも観光客を温かくもてなす必要があります。このため、観光関連業界はもとより、市民ぐるみの観光ホスピタリティ^{※4}の向上が求められています。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 時間消費型観光への移行

観光客に多様な魅力を提供するため、運河や堺町通りなど既存の観光資源のほか、海や港、旧国鉄手宮線などの地域資源を発掘し、磨きをかけるとともに、観光施設の整備や観光拠点の充実を図ります。また、法制化を見据えたカジノの誘致など新たな取組を進めます。

おたる潮まつりや小樽雪あかりの路など既存イベントの充実や四季を通じた魅力づくりにつながる

※1 時間消費型観光 訪れた土地の歴史や文化、自然、人との交流などに時間をかけて楽しむ観光のこと。

※2 プロモーション 促進のための宣伝・広告活動のこと。

※3 体験型観光 自然、アウトドアスポーツ、産業、文化などに旅行者自身が直接触れたり、参加したりすることを目的とした観光のこと。

※4 ホスピタリティ 心のこもったもてなし。手厚いもてなし。歓待の精神のこと。

4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

新たなイベントの創出を図るとともに、ガラス工芸などの体験メニューや新鮮な食材を活用した食の充実など観光客が満足感を得られる観光の魅力づくりに努めます。

ゆっくりと時間をかけて本市の魅力を堪能してもらうため、歴史や文化、伝統などを活用したテーマやストーリー性のある回遊・散策ルートを企画し、その提供に努めます。

後志や道央地域の市町村と連携し、新千歳空港を起点とした本市への宿泊滞在型モデルルートの構築とその商品化を促進するため、共通パンフレットの作成や合同キャンペーンの実施などにより、広域的な観光圏の形成に努めます。

(2) 受入れ体制の整備・充実

外国人を含め、観光客が安全で安心して楽しめるよう、観光案内所の機能や観光案内板などの拡充、携帯端末等を利用した案内システムの導入を図るとともに、観光拠点間の円滑な移動を促すため、交通アクセスや駐車場の充実に努めます。

観光事業者はもとより、市民一人ひとりが観光客を温かく迎える意識の向上を図るため、全市的なホスピタリティの啓発と観光ボランティア団体の支援に努めるとともに、小樽観光大学校^{※5}などを活用し、次代の観光リーダーの育成を図ります。

(3) 観光客誘致の推進

観光客の誘致を図るため、ポスターやパンフレット、旅行雑誌のほか、テレビやインターネットなど情報化に対応した誘致宣伝を進めます。また、旅行ニーズの多様化に対応するため、交通や宿泊、イベント、土産品のほか、穴場的な観光情報の収集と情報提供に努めるとともに、予約や購入も可能な総合的な観光ポータルサイト^{※6}の構築を進めます。

北海道内の主要都市や大都市圏でのキャンペーンの実施、観光物産展などへの参加、旅行代理店への情報提供などあらゆる機会を通じて小樽のイメージアップを図るとともに、小樽ふれあい観光大使^{※7}を活用したPRと小樽フィルムコミッション^{※8}による映画やドラマ、コマーシャルなどのロケ誘致の促進に努めます。

体験・参加型観光に対するニーズにこたえるため、体験メニューや学習プログラムの充実に努めるとともに、これらを組み込んだ旅行商品の開発や販売について旅行代理店や教育旅行関係者へ働きかけます。

国際観光の推進のため、外国人観光客の動向を把握し、海外キャンペーンへの参加や海外メディアに対する取材協力など効果的なプロモーション活動に努めます。

※5 小樽観光大学校 観光産業を担う人材の育成やおもてなしの心の醸成などを目的に開設された組織のこと。

※6 ポータルサイト インターネット上で必要な情報を得るための最初の入り口となるような、各種の利便性を備えたサイトのこと。

※7 小樽ふれあい観光大使 小樽の魅力や観光情報等の紹介、宣伝などを広報する人のこと。小樽出身者や縁のある人を任命している。

※8 小樽フィルムコミッション 映画やドラマなどの撮影場所の情報提供やエキストラの手配など、撮影の誘致や支援を行う組織のこと。

4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
観光入込客数	観光を目的として本市を訪れた人数	740万5,800人 (H19年度)	減少傾向に 歯止めをかける
宿泊率	観光客入込客数に対する宿泊客数の割合	9.0% (H19年度)	11%

■ 主な事業

- 夜の魅力づくり推進事業（ナイトマーケット、ロマネスクイルミネーション）
- 広域観光事業（後志や道央圏との連携ルートの設定による広域観光の推進）
- ボランティア団体や観光リーダーの育成
- 市民や観光事業者のホスピタリティの向上
- 観光情報提供体制の充実

4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

生涯学習

市民福祉

生活基盤

産業振興

環境保全

旧国鉄手宮線



小樽雪あかりの路



4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

6) 港湾

■現状と課題

小樽港は、外国貿易港として開港以来100年以上が経過した全国的にも歴史のある港です。この間、防波堤や大型ふ頭の建設のほか、穀物、冷凍貨物の専用施設やフェリー、コンテナに対応した施設など時代の要請を踏まえた港湾整備により近代化を進めてきました。しかし、人口減少や北海道経済の低迷、太平洋側への産業・物流拠点の移行などにより、取扱貨物はピーク時の6割程度に減少しており、かつてない厳しい状況にあります。

このため、既存港湾施設の有効活用と老朽化施設の機能更新のほか、対岸諸国や北米地域などとの貿易拡大により物流の活性化を図っていくことが必要です。

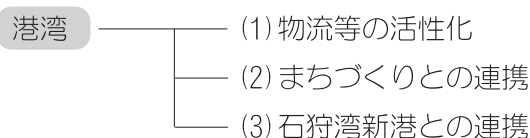
また、食品や飼料の製造業のほか、水産業や観光産業など港湾と関連する産業が集積していますが、それらの振興を図るための港湾空間づくりが求められています。近年は、国際交流や市民ニーズの多様化が進み、歴史や文化、水辺の景観を生かした交流の場としての活用が求められています。

さらに、海洋に関する調査や研究については、北海道立地質研究所海洋地学部と連携した取組を進めるとともに、港内水質など港湾空間の環境保全を図っていく必要があります。

石狩湾新港は、小樽港と一体となって日本海沿岸地域の発展を先導するため、石狩湾新港地域の開発の核となる流通港湾として整備が進められてきました。近年は道央圏のエネルギー基地やリサイクル資源の集積拠点としての機能の充実が進んでおり、小樽港とともに道央圏日本海側の拠点港として発展するために、それぞれの特性を生かし、相互の連携を強化していく必要があります。

また、石狩湾新港地域では、企業の進出が進んでいますが、依然として多くの未利用地を残しており、今後とも札幌圏の地理的・経済的優位性を生かした企業誘致を進める必要があります。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 物流等の活性化

道央日本海側の物流拠点としての発展を図るため、既存港湾施設や港湾業務、港湾機能の集積を生かし、国内貨物の誘致と対岸諸国や北米地域などとの貿易拡大に努めるとともに、老朽化した港湾施

4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

設の計画的な整備を進めます。

また、観光や経済への波及効果が期待される国内外のクルーズ客船^{※1}については、積極的な寄港促進に取り組みます。

(2) まちづくりとの連携

地域産業の振興のため、港の再開発による小樽港の利便性向上を図るとともに、物流や産業機能との調和を図りながら、歴史や文化、水辺を生かした魅力ある国際交流や市民交流の場としての活用を促進し、まちづくりと連携した港湾空間の形成に努めます。

また、市民生活の安全と安心に貢献するため、防波堤の改良など都市機能支援施設の充実に努めます。

港湾景観や水辺環境などの港湾空間の環境保全を図るとともに、北海道立地質研究所海洋地学部など関係機関との連携による海洋に関する調査、研究の推進や市民啓発活動に努めます。

(3) 石狩湾新港との連携

石狩湾新港については、広大な開発空間を活用し、札幌圏に至近の港として、道央圏のエネルギー基地機能の拡充などを進め、小樽港とともに道央圏日本海側の拠点港として発展するよう相互に連携を強化するとともに、石狩湾新港地域の企業立地の促進に努めます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
小樽港取扱貨物量	小樽港の年間取扱貨物量	1,360万トン (H15～19年平均)	現状より 増加させる

■ 主な事業

- 既存港湾施設の有効活用（穀物基地としての機能強化、フェリー航路の活性化、クルーズ客船の寄港促進）
- 中国をはじめとする東アジア諸国やロシアなどとの貿易拡大（極東ロシア・サハリンとの貿易促進、中国定期コンテナ航路の拡充強化、東アジアなどとの貿易促進）
- 港湾施設整備
- 第3号ふ頭周辺再開発、若竹貯木水面の有効活用
- 小樽運河浄化対策事業
- 石狩湾新港との連携強化

※1 クルーズ客船 レストランや宿泊設備を持ち、長期間の船旅を提供する旅客船のこと。

4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

7) 雇用・労働

■現状と課題

少子高齢化が進行し高齢者や女性の就業者の増加が見込まれる中、派遣労働^{※1}やパートタイム^{※2}といった非正規雇用の増加など就業形態の変化のほか、フリーター^{※3}やニート^{※4}の増加など就業に対する意識も変化しています。

本市における有効求人倍率^{※5}は、0.4倍前後と非常に厳しい雇用情勢が続いています。特に、若年者の市外流出が顕著となっており、企業誘致による雇用機会の拡大と地場企業の活性化による安定的な雇用確保のほか、地元定着志向が強い若年者をはじめ、働く意欲のある高齢者、季節労働者などへの就業支援を図る必要があります。また、就業形態の変化や失業者の増加などに対応するため、経営者の意識改革を進めるなど新しい時代に向けた積極的な取組が求められています。

経済活動の国際化、規制緩和による産業構造の変化、技術革新や情報化の進展に伴い、これらに対応できる人材が求められており、職業能力の開発や向上を図っていく必要があります。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進む中で、すべての労働者が健康で快適な生活を送ることができるよう、魅力と働きがいのある職場環境づくりが求められています。

■施策の体系

雇用・労働

- (1) 雇用の場の確保
- (2) 就業の支援
- (3) 職業能力などの開発・向上
- (4) 労働環境の整備

■施策の内容

(1) 雇用の場の確保

雇用機会の拡大と安定的な雇用確保のため、企業誘致の積極的な推進や地元企業の一層の活性化に努めるとともに、国や北海道など関係機関と連携を強化し、雇用の場の確保を図ります。

(2) 就業の支援

若年者の就業支援として、小樽市雇用促進協会やハローワークなど関係機関との連携により、新規高卒者に対する職業指導と職業紹介を進めるとともに、企業への採用要請やフリーターへの職業相談などの充実に努めます。高齢者の就業支援として、シルバー人材センターや高齢者職業相談室など

※1 派遣労働 派遣会社が雇っている労働者を契約先の企業に派遣し、業務に当たらせる労働形態のこと。

※2 パートタイム 標準の労働時間より少ない時間を勤務する労働形態のこと。

※3 フリーター 定職に就かず、アルバイトなどを続けることで生計を立てる人のこと。フリーアルバイトの略。

※4 ニート 職業に就かず、教育や職業訓練等も受けていない無業者のこと。

※5 有効求人倍率 有効求職者数に対する有効求人数の比率のこと。

4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

の活用を図るとともに、定年延長、継続雇用制度の啓発に努めます。季節労働者の通年雇用を促進するため、小樽市季節労働者通年雇用促進協議会の事業活動を支援します。男女雇用機会均等法や育児休業に関する法律などに基づく雇用制度の啓発活動を促進し、女性の働きやすい環境づくりに努めます。障がい者の就業支援として、障害者雇用促進法に基づく雇用制度の啓発活動を促進するとともに、関係機関と連携し、職業相談や求人開拓などのための協力体制の拡充に努めます。

また、ＩＪＵターン^{※6}希望者に対し、関係機関と連携を図りながら情報提供に努めます。

(3) 職業能力などの開発・向上

職業能力の開発や向上のため、北海道職業能力開発大学校と連携し、技術革新や情報化に対応できる人材の育成に努めるとともに、小樽市事業内職業訓練センターを活用し、技能検定や技能訓練などの事業を推進し、各種技能の向上を図ります。

また、職業能力開発促進センターや北海道立高等技術専門学院などを活用し、離職者の職業訓練を進めます。

(4) 労働環境の整備

労働環境の改善のため、労働実態調査による労働環境の実態を把握し、労働時間の短縮、最低賃金制度の周知や労働安全衛生体制の啓発に努めます。

また、勤労者福祉向上のため、共済制度などの充実を図ります。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
企業誘致等による新規雇用者数	進出企業の新規創業や地場企業の工場等の新設による新規雇用者数	227人 (H18～19年度計)	270人 (H21～30年度計)
新規高卒者就職率	新規高卒者の就職者のうち、市内に就職した割合	44.2% (H20年3月)	50%

■ 主な事業

- 若年者就業支援事業
- 高齢者、季節労働者、女性、障がい者、ＩＪＵターン希望者に対する就業対策
- 北海道職業能力開発大学校との連携

※6 I J Uターン Iターンは、大都市出身者が地方へ就職または転職すること。Jターンは、地方から大都市へ就職した後、故郷へ戻らず別の地方に就職すること。Uターンは、地方から大都市へ就職した後、再び故郷に戻って就職すること。

4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

8) 国内・国際交流

■ 現状と課題

本市は、多彩な観光資源と高い知名度を有しており、国内はもとより海外からも多くの観光客が訪れています。多言語表記による観光案内板や観光マップ等の整備は進んでいるものの、観光施設等における外国語対応の充実が求められています。また、小樽港へのクルーズ客船^{※1}の寄港による観光、経済への波及効果や市民との交流拡大に期待が寄せられています。

全国の物産展などへの出展により地場製品の販路拡大を進めていますが、今後は、大消費地である札幌市や近隣市町村との人的な交流を伴う経済交流を促進する必要があります。また、対岸諸国や東アジアなどとの経済交流の推進も求められています。

姉妹都市^{※2}であるナホトカ市（ロシア）やダニーデン市（ニュージーランド）とは、長年にわたり使節団の相互訪問など活発な交流を行ってきましたが、近年は小規模化の傾向にあります。また、フェリーの運航を契機に始まった日本海沿岸都市との人的、文化的な交流についても、現在は休止という状況になっていますが、これまで培ってきた交流を今後も生かしていくことが重要です。

一方、ソウル特別市^{カンソ}江西区（韓国）とは、市民、団体レベルで文化や教育、産業などの面での交流が進められるなど新たな動きが出ており、都市間交流の活性化が期待されています。

本市には、400人を超える外国人が在住しており、ごみの分別や様々な催しなど生活に直結する情報についての提供が求められています。また、国際化が進展する中で、市民が外国文化に触れる機会や本市の文化、歴史などを外国人に紹介する機会の充実のほか、ホストファミリー^{※3}の拡充など身近な交流機会を拡大していくことが必要です。

■ 施策の体系

国内・国際交流

- (1) 観光客との交流拡大
- (2) 国内外との経済交流の推進
- (3) 姉妹都市等との都市間交流の推進
- (4) 外国人との交流機会の拡大

■ 施策の内容

(1) 観光客との交流拡大

国内外の観光客と市民の交流促進のため、おたる案内人^{※4}等の活躍の場の拡大や通訳ボランティア

※1 クルーズ客船 レストランや宿泊設備を持ち、長期間の船旅を提供する旅客船のこと。
※2 姉妹都市 親善や文化交流を目的として特別の関係を結んだ、国を異にする都市同士のこと。
※3 ホストファミリー ホームステイの留学生を受け入れる家庭のこと。
※4 おたる案内人 小樽観光大学が主催する小樽の観光振興と人材育成を目的とした検定試験の合格者のこと。

4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

の拡充を図るとともに、観光案内所や案内板などの整備、充実や携帯端末等を利用した案内システムの導入に努めます。

また、クルーズ客船の寄港を促進し、乗船客と市民の交流拡大に努めます。

(2) 国内外との経済交流の推進

経済交流を推進するため、国内外での物産展や商談会などへの地場製品の出展による販路拡大や商圏の確立を図るとともに、札幌市や近隣市町村などとの連携強化に努めます。

(3) 姉妹都市等との都市間交流の推進

都市間交流を推進するため、姉妹都市であるナホトカ市、ダニーデン市と友好都市であるソウル特別市江西区など本市とかかわりの深い都市において、市民、団体などによるスポーツや芸術、文化、産業など様々な分野の交流の促進に努めます。

(4) 外国人との交流機会の拡大

本市に在住する外国人が安心して快適な生活を送ることができるよう、暮らしや市政に関する情報の多言語による発信を進めます。市民と外国人との交流機会を拡大するため、市内国際交流団体が開催する国際交流イベントなどへのサポートを推進することにより、市民の国際性のかん養^{※5}を図ります。また、外国語指導助手による外国語教育や国際理解教育の充実に努めます。

さらに、来訪する外国人と市民との交流機会を拡大するため、ホストファミリーや通訳ボランティアの拡充を図るとともに、活躍の場の拡大に努めます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
外国人宿泊客数	来樽した外国人観光客のうち市内に宿泊した人数	39,062人 (H19年度)	現状より 増加させる
ホストファミリー登録家庭数	留学生の受入先となるホストファミリーに登録した家庭数	33家庭 (H19年度)	50家庭

■ 主な事業

□中国をはじめとする東アジア諸国やロシアとの経済交流の推進

□姉妹都市や友好都市との交流の推進、国際交流活動への支援、外国人観光客との交流促進

※5 かん養 徐々に養い育てること。

5 自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）

1) 環境保全

■ 現状と課題

地球温暖化^{*1}など地球規模の環境問題が深刻化し、環境保全に対する国際的な取組が進んでいます。我が国に対してもその主導的な立場が期待される中で、地方の果たす役割はますます重要になっていきます。

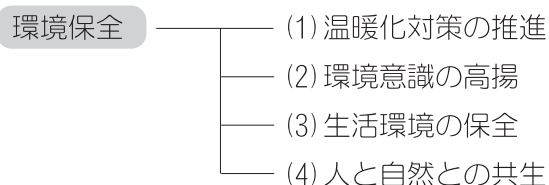
地球温暖化の原因の一つである温室効果ガス^{*2}排出量を削減するためには、市民、事業者、行政が互いに協力して取り組む必要があります。また、自然エネルギー^{*3}などの活用に向けた情報収集や研究を進めていく必要があります。

環境と経済のバランスの取れた社会をつくるためには、市民生活や事業活動など社会全体の変革が必要です。地域の環境が地球全体の環境に結び付いていることを認識し、環境にやさしい行動ができるよう、一人ひとりの意識改革が求められています。

都市化の進展やライフスタイルの多様化により、近隣騒音や悪臭、河川の水質汚濁など都市生活型公害が顕在化しています。より快適な環境を求める意識が高まる中で、監視や指導の強化など未然防止のための対応が求められています。

自然とのふれあいを求め、海や山で余暇を過ごす人が増えていますが、その一方で、自然環境への負担の増大が懸念されています。人と自然が共生していくための意識の普及と啓発により、自然環境の保全を図る必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の内容

(1) 温暖化対策の推進

温室効果ガス排出量の削減のため、地球温暖化に対する意識を一層高めていくとともに、市民、事業者、行政が互いに協力して、資源、エネルギーの効率的活用に努めます。

また、自然エネルギーなどの活用に向けた情報収集や研究を進めます。

※1 地球温暖化 地球表面の大気や海洋の平均温度が上昇する現象のこと。

※2 温室効果ガス 水蒸気、オゾン、フロン、二酸化炭素など温室効果をもたらず気体のことで、地球温暖化の主な原因とされている。

※3 自然エネルギー 太陽光や熱、風力、潮力、地熱など自然現象から得られるエネルギーのこと。

5 自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）

(2) 環境意識の高揚

環境に対する意識の高揚と環境にやさしい行動ができる市民の育成を図るため、様々な機会を活用した環境情報の提供や環境教育・学習の推進に努めるとともに、市民との協働による環境美化活動を進めます。

(3) 生活環境の保全

快適な生活環境を保全するため、大気や水質などの環境調査を実施し、その動向を把握するとともに、工場や事業場の監視や指導の強化に努めます。

また、生活環境に影響を及ぼす恐れのある開発行為などに対しては、事前協議の徹底に努めます。

(4) 人と自然との共生

自然環境に対する保全意識の啓発を図るとともに、国定公園や環境緑地保護地区等の適切な保全に向け、市民との協働により、豊かな自然とふれあう環境づくりに努めます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
大気環境基準値超過件数	大気の常時監視において環境基準値を超過した件数	0件 (H10～19年度計)	0件 (H21～30年度計)
清掃ボランティア参加者数	地域清掃や「ポイ捨て防止！街をきれいにし隊」などへの参加者数	7,159人 (H19年度)	7,800人

■ 主な事業

- 温暖化防止行動の啓発（環境にやさしいエコ・アクション・プログラムの普及）
- 環境情報の提供
- 環境美化意識の啓発（街をきれいにし隊、快適な環境づくり、花いっぱい運動）
- 公害の未然防止（事前協議の徹底、工場事業場の監視指導）

5 自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）

2) 循環型社会

■現状と課題

我が国では平成12年に循環型社会形成推進基本法が施行され、同法に基づく各種リサイクル関連の法律が整備され、循環型社会の形成に向けた取組が進められています。

本市では、平成17年4月の家庭ごみ減量化・有料化の実施に伴い、ごみは約40%減量となる一方、資源物は約10倍の収集量となり、適正処理についての大きな転換が図られました。ごみに対する市民意識にも著しい変化が見られましたが、今後も排出抑制に向けた取組やより効率的な処理体制を構築していくことが必要です。

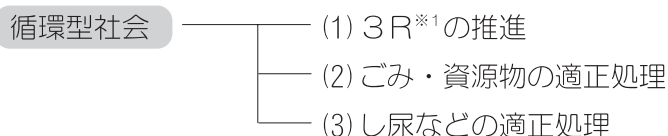
事業系ごみについては、これまでも処分手数料の有料化などにより減量化や資源化を図ってきましたが、各種リサイクル法の改正動向も踏まえ、さらなる発生抑制や適正な処理に向け、指導や啓発を進めていく必要があります。

各種リサイクル法の施行により、今後も増加が懸念される不法投棄や不適正な保管に対しては、啓発活動の充実や監視体制の強化が求められています。

し尿の収集量は減少傾向にありますが、今後も衛生的に処理していくために、老朽化が進むし尿処理場の在り方を含め、効率的な処理体制を構築する必要があります。

公共下水道などに接続されていない建物から排出される生活排水は、周辺の環境に悪影響を及ぼすことから、環境保全へ向けた取組が必要となっており、また、だれもが気軽に利用できる衛生的な公衆トイレの充実も求められています。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 3Rの推進

3Rへの取組を促進するため、関連する情報の提供や先進的な取組事例の紹介のほか、環境イベントの開催やリサイクルプラザの活用などを通して3Rの普及と啓発を推進するとともに、レジ袋削減運動など自主的な活動への支援に努めます。

※1 3R 廃棄物の発生を減らし、資源を有効利用するための取組を三段階（発生抑制=Reduce、再使用=Reuse、資源化=Recycle）に分けて表したものの。

5 自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）

(2) ごみ・資源物の適正処理

適正な排出の促進やより効率的な収集体制の構築を図るため、各家庭から排出されるごみや資源物のより徹底した分別の啓発に努めるとともに、事業者に対しても資源化に関する情報提供や適正な処理への指導と啓発に努めます。

また、北しりべし廃棄物処理広域連合が管理する中間処理施設（ごみ焼却施設、リサイクルプラザ）の効率的な運営を図るとともに、適正な最終処分場の管理に努めます。

不法投棄などの未然防止を図るため、市民や事業者のほか、北海道や近隣市町村と連携し、啓発活動やパトロールなど監視体制の充実に努めます。

(3) し尿などの適正処理

し尿の効率的な処理を図るため、下水道終末処理施設での処理に向けた前処理施設^{※2}などの整備に取り組みます。

また、非水洗化世帯などから排出される生活排水の衛生的な処理の促進を図るとともに、市民や観光客の利便性に配慮した衛生的な公衆トイレの整備に努めます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
市民一人1日当たりの生活系ごみ排出量	市民がごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ）として排出した量を一人1日平均で算出	479g／人・日 (H19年度)	429g／人・日
市民一人1日当たりの生活系資源物排出量	市民が資源物として排出した量を一人1日平均で算出	156g／人・日 (H19年度)	178g／人・日

■ 主な事業

- ごみ減量等市民啓発事業（3Rに関する情報等の普及と啓発）
- 市民・事業者の自主的な活動に対する支援・促進（集団資源回収への支援、エコショップ認定制度の充実）
- 資源物分別収集事業
- 事業系廃棄物減量推進事業
- 啓発活動や監視パトロールによる不法投棄未然防止

※1 前処理施設 収集されたし尿に含まれる異物の除去や濃度、成分の調整など、し尿の主処理に支障のない状態に整えるための施設のこと。

5 自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）

3) 公園・緑地

■現状と課題

本市は、海と山に囲まれた豊かな自然に恵まれ、個性的なまちなみを形成しており、今後もこの貴重な財産を失わないために、緑の保全に努めていく必要があります。

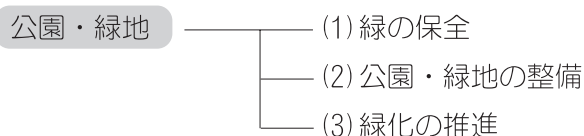
都市公園の市民一人当たりの面積は、全道平均に対して低い水準となっており、計画的な公園、緑地の整備が求められています。

また、少子高齢化の進行などによる社会情勢の変化によって、多様化する市民ニーズに対応するため、子どもから高齢者まで、だれもが快適に利用できるように、既存公園の再整備や市民参加による維持管理の充実が求められています。

市街地には、比較的緑が少ない状況にあるため、公共施設や民有地の緑化を進め、花と緑で潤いのあるまちなみを形成していく必要があります。

また、市民が気軽に緑とふれあうことができる仕組みづくりや緑を育てる活動団体の育成などが求められています。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 緑の保全

豊かな自然環境を形成する山々や海岸線にある自然公園、防風保安林などの緑や市街地に残された貴重な樹木、樹林など、今ある緑の保全に努めます。

(2) 公園・緑地の整備

市民が気軽に利用できる身近な公園や地域の特性を生かした公園など魅力ある公園、緑地の整備を進めます。

また、利用者の安全や快適性などを確保するため、市民とともに公園、緑地の維持管理の充実を図ります。

5 自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）

(3) 緑化の推進

市民と連携しつつ公共施設や民有地の緑化を推進し、市街地の潤いづくりに努めます。

また、緑とふれあう機会の充実を図るとともに、花壇を整備する町内会や植樹団体などの育成と支援に努めます。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
一人当たりの都市公園面積	都市計画区域 ^{※1} 内人口一人当たりの都市公園面積	9.41㎡ (H19年度)	12㎡
森の自然館入館者数	長橋なえぼ公園森の自然館の年間入館者数	16,807人 (H20年度)	18,500人

■ 主な事業

- 緑の基本計画の推進
- 街区公園などの整備
- 既存公園の再整備（遊具などの施設の更新）
- 花と緑のまちづくり事業（緑の活動団体の育成と支援）



※1 都市計画区域 都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発し、保全するために指定された区域のこと。

5 自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）

4) 都市景観

■現状と課題

本市では、昭和58年に北海道で最も早く小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例を制定し、小樽らしいまちなみの保全に努めてきました。

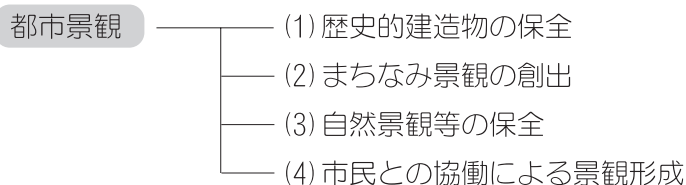
現在は、平成4年に先の条例を発展的に解消し、歴史的景観の保全のほか自然景観や眺望景観などを盛り込んだ、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例を制定し、総合的な都市景観づくりを進めています。また、平成17年度には、歴史景観区域を79.3haから131.6haへと拡大し、小樽らしいまちなみの形成に努めています。

これまで、歴史的建造物の登録や指定のほか、保存が必要な樹木等の指定など、良好な景観の保全に取り組んできました。しかし、歴史的建造物の一部では老朽化が進んでおり、適切な保全のためには、維持補修経費の負担が伴うことから、所有者の理解や市民協働による取組を進めていく必要があります。

近年、歴史的景観を損なうような高層建築物の建設やまちなみに調和しない屋外広告物の設置など景観への悪影響が懸念されています。このため、本市では平成18年度に景観法^{※1}に基づく景観行政団体^{※2}となり、平成20年度には景観行政の指針となる景観計画を策定しました。この景観計画を活用し、周辺の景観との調和が図られるよう、より一層の取組を進めていく必要があります。

市街地背後の山々や海岸線には貴重な自然が残されており、これらの自然とまちなみが調和した景観の形成が求められています。良好なまちなみの形成を図るためには、市民が誇りを持ち、自主的な景観形成活動などに取り組むことができるよう支援していく必要があります。

■施策の体系



※1 景観法 良好な景観の形成を促進するため、国、地方自治体、住民の責務や各種の規制などについて定めた法律のこと。

※2 景観行政団体 景観法により定義される景観行政を担当する行政機構のことで、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。

5 自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）

■ 施策の内容

(1) 歴史的建造物の保全

魅力あるまちなみ景観の構成要素となっている歴史的建造物の保全のため、所有者等への技術的、経済的な支援に努めます。

(2) まちなみ景観の創出

新旧調和の取れた景観の創出を図るため、景観計画を活用することにより、より実効性のある景観施策に取り組むとともに、屋外広告物の設置等については、周囲のまちなみや建築物と調和したものとなるよう誘導に努めます。

(3) 自然景観等の保全

自然とまちなみが調和した景観を形成するため、市街地を取り囲む緑豊かな自然景観などの保全に努めるとともに、地域の緑を維持するため、景観条例に基づき保存樹木などの指定を行います。

(4) 市民との協働による景観形成

魅力ある地域の景観づくりを市内全域に広げるため、歴史的建造物めぐりや八区八景めぐりなどの実施により景観に対する理解と意識の向上を図り、市民の自主的、積極的な景観形成活動を促進します。

■ 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
指定歴史的建造物の件数	登録歴史的建造物の内、特に重要と認めるもので所有者の同意が得られた指定歴史的建造物の件数	66件 (H20年11月)	70件
都市景観意識啓発事業への参加者数	歴史的建造物めぐりと八区八景めぐりの参加者数	46人 (H20年度)	180人

■ 主な事業

- 歴史的建造物等保全の推進（歴史的建造物の維持補修等に係る経費の助成や融資のあっせん）
- 歴史的建造物の登録、指定など
- 都市景観形成啓発の推進（歴史的建造物めぐり、八区八景めぐり、都市景観賞などによる周知啓発）

■戦略の概要

(1) 地場産業活性化の促進

①地場産品の高付加価値化及び販路拡大の促進

- ・地場産品と高度な加工技術を生かした新たな商品開発やブランド化への取組強化及び販路拡大の促進

②地産地消^{*1}の推進

- ・地場産品に対する市民の認知度向上に向けたPR活動やイベント開催時における地場産品の展示販売などによる域内消費拡大の促進

③企業間の交流・連携の促進

- ・新たな技術開発や受注機会の拡大に向けた企業間交流やビジネスマッチング^{*2}の促進

(2) 戦略的企業誘致の推進

①官民の連携による誘致体制の充実・強化

- ・誘致対象企業の掘り起こしや的確で迅速な誘致活動に対応するための体制充実と関係団体等との連携強化

②重点業種を設定した誘致活動の推進

- ・石狩湾新港地区：今後の成長が期待されるエネルギー関連企業をはじめ、地場企業との連携が期待される食品関連や機械・金属関連企業などの誘致
- ・小樽港臨港地区：小樽港の機能の活用や地場産業との連携が期待される食品関連企業等の誘致
- ・まちなか：交通アクセスや情報通信インフラ^{*3}の充実した中心市街地の空きビルやスペースの活用による都市型産業の誘致

③立地条件の向上

- ・他都市や他地域との競争力を高める手法等の検討・実施

(3) 小樽港の利活用

①対岸諸国等との貿易の促進

- ・定期コンテナ航路や在来船^{*4}輸送を活用した対岸諸国等との貿易拡大の促進
- ・国際フェリーやシベリア鉄道を利用する新たな物流ルートの可能性の検討

②臨港地区の土地利用活性化

- ・臨港地区の建物用途の規制緩和や市有地の分譲要件緩和の検討

※1 地産地消 地域で収穫した農水産物をその地域内で消費すること。

※2 ビジネスマッチング 企業の事業展開を支援するために、事業パートナーとの出会いをサポートするサービスのこと。

※3 インフラ 産業基盤、生活基盤を形成する構造物の総称。道路や鉄道、港湾、通信施設、学校、病院、公園などが含まれる。インフラストラクチャーの略。

※4 在来船 コンテナに入らない貨物や重量物を積む船のこと。

IV 市政運営 3つの基本姿勢

1 参加・協働によるまちづくりの推進

■現状と課題

都市化や核家族化の進行、人間関係の希薄化により、子育て環境や災害に対する備えなど、日常生活に不安が広がっています。また、町内会など地域コミュニティの維持が課題となっています。

その一方で、福祉、環境、教育、文化、まちづくりなど多くの分野でボランティアやNPO^{*1}などによる活動が進められているほか、産業振興の分野では、産・学・官^{*2}連携の取組も進められています。

住民の市政に対する参加意識の高まりに伴い、市政情報の積極的な提供や市政運営のルールとなる自治基本条例の制定に向けた取組が求められています。住みよく、活力のある地域社会を築くためにも、地域社会を構成する個人や団体などが連携し、協働によるまちづくりが必要です。

民間企業や大学など高等教育機関、研究機関と連携し、それらが持つ知的資源^{*3}を有効に活用することが求められています。

■基本姿勢の柱

参加・協働によるまちづくりの推進

- (1) 透明性の高い市政運営
- (2) 地域コミュニティの強化
- (3) 民間企業や大学等との連携

■基本的な考え方

(1) 透明性の高い市政運営

市民が求める情報を容易に入手できるようにするため、ホームページや広報誌などの充実により市政情報の積極的な提供に努めます。また、開かれた市政を推進するため、情報公開制度の活用や審議会等の公開を図ります。

市民の意見や提言が反映される市民参加型の市政運営を進めるため、パブリックコメント制度^{*4}の活用や審議会等の委員公募、懇談会の開催など市政参加と意見聴取の機会の拡充に努めます。

また、市民参加の仕組みを定める自治基本条例の制定により、市政運営の在り方や進め方を明らか

※1 NPO 民間非営利組織。行政や企業から独立して医療や福祉、教育など幅広い分野の社会活動に従事する組織や団体のこと。

※2 産・学・官 「産」は産業界や民間企業、「学」は学会や大学などの高等教育機関、「官」は官界や行政機関を指す。

※3 知的資源 著作権や商標権などの権利やノウハウといった有用な情報のように創造的活動から生み出されるもの全般を指している。

※4 パブリックコメント制度 行政機関が政策を決める過程で案を公表し、広く住民の意見を聴いて行政の意思決定を行う制度のこと。

にし、市民、議会、行政が連携したまちづくりを進めます。

(2) 地域コミュニティの強化

市民と行政が一体となったまちづくりのため、地域住民がコミュニティ活動に参加しやすい環境づくりを進めます。また、地域コミュニティの強化を図るため、活動や交流の拠点となるコミュニティ施設の充実に努めます。

様々な分野における自主的なまちづくり活動を促進するため、ボランティア団体やNPOなどの支援に努めます。また、まちづくり活動のリーダー的役割を担う人材の育成支援に努めます。

(3) 民間企業や大学等との連携

地域経済の活性化や教育、文化の振興を図るため、民間企業や大学、研究機関との連携を図るとともに、それらが有する専門技術や専門知識を活用した取組を推進します。

2 効率的な行財政運営の推進

■現状と課題

人件費総額の抑制のため、原則退職者不補充の考えの下、職員数の削減に努めてきました。職員数は、平成10年4月1日現在の2,354人に対し、平成19年4月1日現在で432人減の1,922人となりました。

一般会計の人件費総額は、平成10年度決算141億800万円に対し、平成19年度決算107億8,300万円となりました。また、市税収入額は、平成10年度決算164億7,900万円に対し、平成19年度決算150億9,800万円となりました。

これまで人件費総額の抑制や事務事業の見直しなど行財政改革の取組を進め、財政状況の改善を図ってきましたが、三位一体の改革^{※5}による地方交付税^{※6}の削減や景気低迷による市税収入の減少などの影響により、一般会計は平成16年度以降、赤字決算となっています。

また、国民健康保険事業と病院事業の両会計においても、多額の累積赤字を抱えています。いわゆる地方財政健全化法^{※7}の4指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）にも十分留意しながら、特別会計や企業会計を含め、市全体として収支の改善を図っていかねばなりません。

※5 三位一体の改革 国庫補助負担金の廃止・縮減、地方への税財源移譲、地方交付税の見直しを同時に推進する改革のこと。

※6 地方交付税 地方公共団体間の財政不均衡を是正し必要な財源を保障するため、国から地方公共団体に対して交付される資金のこと。

※7 地方財政健全化法 地方公共団体の財政健全化に関する比率の公表や健全化計画の策定について定めた法律のこと。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の略称。

■基本姿勢の柱

効率的な行財政運営の推進

(1) 市政運営の効率化

(2) 財政の健全化

■基本的な考え方

(1) 市政運営の効率化

本市の財政は厳しい状況にあり、将来にわたって安定した財政運営を行っていくためには、人口や財政の規模に見合った市政運営が必要となります。

このため、組織、機構の見直しや民間と行政の役割分担の見直しのほか、事務事業評価システム^{※1}の確立と活用などを図り、安定した市民サービスの提供ができるよう、市政運営の効率化を引き続き進めます。

(2) 財政の健全化

緊急性や必要性を踏まえた「選択と集中」により事業を推進するとともに、人件費の抑制や事業の見直しなどによる経費の節減、国民健康保険事業や病院事業などの特別会計・企業会計の収支改善などを進めます。

また、併せて市税及び税外収入の確保や遊休資産の売却等に努めることにより、地方財政健全化法^{※2}に基づく早期健全化基準をクリアし、健全な財政基盤の確立を目指します。

3 広域連携の推進

■現状と課題

本市は、道央圏の西部及び後志圏の東端に位置し、両圏域の中核都市として重要な役割を担っています。この両圏域は、JR線や高速道路、国道などの幹線道路で結ばれており、これらの交通網を利用することにより、市民の日常生活圏は広域化が進んでいます。

現在、多くの自治体は財政危機に直面していますが、教育、保健、医療、防災など市民生活に密接な住民サービスは安定的に提供していかなければなりません。人口減少社会の到来を迎え、これまで各自自治体が単独で行ってきた住民サービスを維持することは難しくなっています。今後は、住民サー

※1 事務事業評価システム 行政が実施する事務事業の実施目的を明確にし、事業の成果等を数値化することで客観的に評価・検証を行うシステムのこと。

※2 地方財政健全化法 地方公共団体の財政健全化に関する比率の公表や健全化計画の策定について定めた法律のこと。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の略称。

ビスの維持、向上と効率的な行財政運営を推進するためにも、各自治体が市民交流、経済交流、公共施設の相互利活用など、行政区域を越えた広域連携に取り組むことが求められています。

本市では、石狩湾新港管理組合、石狩西部広域水道企業団、後志教育研修センター組合、北海道市町村備荒資金^{※3}組合、北しりべし廃棄物処理広域連合、北海道後期高齢者医療^{※4}広域連合に参画し、構成団体に共通する行政課題に共同で取り組んでいます。

また、道路交通網の整備や北海道新幹線の札幌延伸など長期的な視点に立って計画的に取り組むべき課題や、国等の方針により広域的な対応が求められる課題が増える傾向にあり、今後ますます広域的な視点が重要となります。

■基本姿勢の柱

広域連携の推進

- (1) 行政区域を越えた協力体制の構築
- (2) 広域的、長期的な課題解決への取組

■基本的な考え方

(1) 行政区域を越えた協力体制の構築

効率的で安定した市民サービスを提供するため、近隣市町村との緊密な連携や機能分担の下、産業、交通、教育、医療、消防、防災など市民生活にかかわりの深い分野についての計画や事業の推進協力体制の構築を図ります。

また、市民サービスの利便性向上のため、行政区域を越えて文化・スポーツ施設などの公共施設を相互利用することができる仕組みづくりを推進します。

特に本市と隣接する市町村との交流については、行政分野や経済分野のみならず、住民レベルでの身近な交流機会の拡大に努めます。

(2) 広域的、長期的な課題解決への取組

高速道路をはじめとする幹線道路の整備や北海道新幹線の札幌延伸など、道央圏や後志圏における共通の行政課題については、関係市町村が共同で要望活動に取り組むなど、広域的な観点により事業の推進に努めます。

また、後志圏においては、管内全市町村が加盟する後志総合開発期成会を通じ、交通ネットワークの形成や観光産業の振興などについて、国や関係機関などへの要望活動に取り組みます。

※3 備荒資金 前もって災害や凶作などに備えておくための積み立て資金のこと。

※4 後期高齢者医療 75歳以上の高齢者等を対象とする他の健康保険とは独立した医療保険制度のこと。長寿医療制度の別称。

V 土地利用・地区別発展方向

1 土地利用

基本構想の「基本的な方針」に基づき、調和の取れた土地利用を進めるため、現状と課題、発展方向を明らかにします。

■現状と課題

本市の行政区域面積は、24,330ha(平成19年10月1日現在)で、このうち都市計画区域^{*1}は約57%に相当する13,888haとなっています。都市計画区域のうち、市街化区域^{*2}は約30%の4,262ha、市街化調整区域^{*3}は約70%の9,626haとなっています。さらに、市街化区域を用途地域別に見ると、住居系が約66%の2,798ha、商業系が約5%の208ha、工業系が約29%の1,256haとなっています。

本市は、約69kmに及ぶ海岸線に沿う形で市街地が形成されており、その背後には山岳丘陵地が迫っているため、平坦な土地が極めて少ない特有の地形をなしています。このような地形的な制約の中で、いかに機能的な市街地の形成を進めていくかが課題となっています。

市街地では、人口減少や景気の低迷などにより、十分な土地利用が図られていない状況となっています。特に、中心市街地においては空洞化が進んでおり、再開発などによる土地の高度利用や地区の特性を生かした良好な都市環境の確保が必要です。

また、貴重な平坦地である銭函地区や石狩湾新港地区、小樽港臨港地区などについては、地域の特性や企業の立地に配慮した土地利用を図る必要があります。

■利用区分と発展方向

(1) 利用区分

基本構想に基づく土地の利用区分は次のとおりです。

都市的利用			自然的利用	
住居系	商業系	工業系	農業系	自然環境系

(2) 発展方向

都市的利用

人口減少、少子高齢化、安全や安心に対する意識の高まりなどの社会情勢の変化を踏まえ、良好な都市環境と機能的な都市活動を確保するため、「住居系」「商業系」「工業系」のそれぞれの特性を生かし、周辺環境との調和を図りながら、計画的で効率的な利用に努めます。

※1 都市計画区域 都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発し、保全するために指定された区域のこと。

※2 市街化区域 都市計画法に定められている都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域やおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域のこと。

※3 市街化調整区域 都市計画法に定められている都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。

◆住居系

既成市街地の老朽家屋などが密集している地域では、建替え等による住環境の改善や未利用地の積極的な活用を誘導し、安全で良好な住環境の創出に努めるとともに、良好な住環境にある住宅地では、その環境の維持に努めます。

また、新たに開発された住宅地では、周辺環境との調和に配慮した住環境の維持とともに、生活利便施設の充実を図り、新規居住者の誘導に努めます。

◆商業系

小樽駅近隣の中心商業地区では、商業やサービス、交通などの機能の集積を生かし、まちなか居住の促進を図るとともに、都市活動の拠点として再開発などによる土地の高度利用や本市特有の景観などの特性を生かした商業地の形成を進めます。

また、周辺の商業地区では、生活利便施設や住宅が複合する地区ごとの特性を生かした商業地の形成を図り、幹線道路の周辺では、交通状況や地区ごとの環境に配慮しつつ、沿道におけるサービス施設の立地に対応し、利便性を高めます。

◆工業系

本市の重要な工業拠点として位置付けられている銭函地区や小樽港臨港地区、石狩湾新港地区では、道央圏に立地する特性を生かした企業誘致の促進により都市型工業^{※4}の集積や流通機能の充実に向けた土地利用に努めます。

また、既に工場等が集積し住宅と共存する地区では、周辺環境との調和による良好な環境の維持に努めます。

自然的利用

良好な自然環境の保全のため、都市的利用との調和を図りながら、優良農地の確保に努めるほか、森林や海浜地などの保全に努めます。

◆農業系

塩谷地区などの農業地については、都市型農業^{※5}の振興に向けて、優良な農地としてその高度利用に努めます。

また、市民が農業にふれあう機会を創出するため、市民農園など農地の有効利用を図ります。

◆自然環境系

良好な自然環境を有する森林や海浜地などについて、その環境の保全に努めるとともに、レクリエーション、防災、景観構成の機能が補完し合うような配慮と調和の取れた土地利用に努めます。

※4 都市型工業 市街地やその周辺に立地し、公害防止や環境整備に配慮した工業のこと。

※5 都市型農業 食糧供給機能だけでなく、都市に求められる緑の供給機能や都市空間機能、環境保全機能、防災機能などの諸機能を果たす農業のこと。

2 地区別発展方向

基本構想の「基本的な方針」に基づき、各地区が持つ特性や役割を生かしたまちづくりを進めるため、今後の発展方向を明らかにします。

■地区区分

基本構想に基づく地区区分は次のとおりです。



北西部地区

- ・塩谷地区：蘭島、忍路、桃内、塩谷
- ・長橋・オタモイ地区：オタモイ、幸、長橋、旭町
- ・高島地区：祝津、赤岩、高島

中部地区

- ・手宮地区：手宮、末広町、梅ヶ枝町、錦町、清水町、豊川町、石山町、色内3丁目
- ・中央地区：稲穂、花園、色内1・2丁目、港町、堺町、東雲町、山田町、相生町、入船1・2丁目
- ・山手地区：富岡、緑、最上、松ヶ枝、入船3～5丁目、天狗山
- ・南小樽地区：住ノ江、住吉町、有幌町、信香町、若松、奥沢、天神、真栄、潮見台、新富町、勝納町、若竹町、築港

東南部地区

- ・朝里地区：桜、船浜町、朝里、新光、望洋台、新光町、朝里川温泉
- ・銭函地区：張碓町、春香町、桂岡町、銭函1～3丁目、見晴町、星野町
- ・石狩湾新港地区：銭函4・5丁目

■地区の概況及び発展方向

北西部地区

(1) 地区の概況

◆地勢

本市の北西方面にかけて位置する地区で、最西部は余市町に隣接しています。

海岸線は、大部分がニセコ積丹小樽海岸国定公園に含まれ、岬や入江、断がいなどが連続する自然景観や忍路、塩谷、祝津の3つの漁港、高島漁港区のほか、夏季には海水浴場が開設されます。

西部に丸山、北部に赤岩山が位置し、市街地は主に海岸線沿いの平坦地から丘陵地の谷あいにかけて形成されており、山あいには農地や山林が広がり、自然と緑が豊かな地区となっています。

◆人口・世帯数

平成17年国勢調査では、人口は32,689人（市全体の23.0%）、世帯数は12,947世帯（市全体の21.5%）となっています。

平成7年国勢調査との比較では、人口は4,790人減少しており、このうち年少人口は1,582人、生産年齢人口が5,424人それぞれ減少し、老年人口は2,216人増加しています。

世帯数は381世帯減少しています。65歳以上の単独世帯は545世帯増加し1,727世帯となっています。

◆産業

本市の農業や漁業など第1次産業の中心地区です。また、この地区内には軽工業が点在しているほか、幹線道路沿いには自動車販売業が集積しています。さらに、国定公園内の高島地区には、道内有数の規模を誇るおたる水族館や小樽市にしんごてん鯉御殿などの観光施設があり多くの観光客が訪れています。

平成17年国勢調査では、この地区の産業別就業者数は、第3次産業10,078人（71.4%）、第2次産業2,904人（20.6%）、第1次産業603人（4.3%）の順となっています。

◆生活関連施設（平成20年1月1日現在）

教育施設は、幼稚園が4園、小学校が6校、中学校が4校、高等学校が1校、体育施設が2か所あります。

福祉施設は、保育所が6か所、児童福祉施設が1か所、老人福祉施設が8か所あります。

保健医療施設は、病院が3か所、診療所が17か所、歯科診療所が11か所、老人保健施設が1か所あります。

生活利便施設は、市のサービスセンターが1か所、郵便局が10か所、金融機関が3か所、大規模小売店舗が1か所あります。

保安防災施設は、交番・駐在所が4か所、消防署所が4か所あります。

(2) 地区の発展方向

自然と調和した良好な住環境の維持、保全や貴重な遺跡、文化財など地域の多彩な資源を生かした観光・レクリエーションの振興、活力ある農業や水産業が展開される地域を目指します。

◆自然環境の保全

国定公園に指定されている海岸線など景勝地としての魅力を生かすとともに、農地や森林など豊かな自然環境の保全に努めます。

◆農業、水産業の活性化

大都市近郊の地理的優位性を生かした都市型農業^{※1}の発展と将来にわたる水産物の安定供給のための資源管理型漁業^{※2}の推進により、農業、水産業の活性化に努めます。

◆良好な住環境づくり

周辺の自然と調和した低層建物を主体とする住宅地として、ゆとりのある良好な住環境の維持や住宅と生活利便施設が適度に混在する利便性の高い住宅地の形成などに努めるとともに、公営住宅の建替えや改善を推進します。

また、道路や公園など既存都市基盤施設の適切な維持、管理に努めます。

◆マリンレジャー等の活性化

海水浴やマリンスポーツなど自然の環境や環境に配慮した魅力の創出を図るとともに、水族館や鯨御殿、遺跡、文化財などを生かした観光・レクリエーションゾーンの形成を図ります。

◆交通アクセス等の整備

地域住民の安全、安心な生活の確保や利便性向上のため、忍路地区の防災対策など道路交通機能の整備、充実を図るとともに、後志圏と札幌圏とのアクセス強化による観光交流や経済活動の促進に寄与する交通ネットワークの充実に努めます。

※1 都市型農業 食糧供給機能だけでなく、都市に求められる緑の供給機能や都市空間機能、環境保全機能、防災機能などの諸機能を果たす農業のこと。

※2 資源管理型漁業 過度な競争や乱獲を防ぎ、資源の維持・増大を図りつつ、最大の経済的利益を実現する漁業のこと。

中部地区

(1) 地区の概況

◆地勢

本市の中央部に位置する地区で、茅柴岬^{かやしば}から平磯岬^{ひらいそ}にかけて石狩湾に面した天然の良港である小樽港があり、背後には天狗山や於古弁山^{おこべん}などの山々が赤井川方面に連なっています。

市街地は、小樽港から山手にかけてせり上がるようにして形成されており、平坦地は主に小樽港臨港地区周辺に集中しています。

北海道経済の中心を担った明治後期から昭和初期の建造物が多く見られ、旧銀行建築や石造倉庫など歴史的建造物が特有の景観を形成しています。

◆人口・世帯数

平成17年国勢調査では、人口は67,011人（市全体の47.1%）、世帯数は31,128世帯（市全体の51.6%）となっています。

平成7年国勢調査との比較では、人口は10,341人減少しており、このうち年少人口は2,471人、生産年齢人口が10,933人それぞれ減少し、老年人口は3,063人増加しています。

世帯数は1,002世帯減少しています。65歳以上の単独世帯は1,441世帯増加し、4,955世帯となっています。

◆産業

本市の商業、金融、観光を主体とするサービス業など第3次産業の中心地区で、特に小樽駅周辺を含む稲穂や花園などに商店街が集積しています。

また、堺町や小樽運河周辺には、飲食店のほか観光関連の商業施設が集中し、多くの観光客でにぎわいを見せています。

さらに、国道5号など幹線道路の沿線にも商店街が形成されているほか、築港には大型複合商業施設が立地しています。

また、港町や色内など小樽港臨港地区には流通関連産業や製造業などが集積しているほか、勝納川沿いには、酒類工場やゴム加工工場などの軽工業の集積が見られます。

平成17年国勢調査では、この地区の産業別就業者数は、第3次産業23,407人（78.0%）、第2次産業5,024人（16.7%）、第1次産業148人（0.5%）の順となっています。

◆生活関連施設（平成20年1月1日現在）

教育施設は、幼稚園が10園、小学校が14校、中学校が7校、高等学校が7校、短大・大学が2校、各種学校が6校、教育文化施設が7か所、体育施設が13か所あります。

福祉施設は、保育所が11か所、児童福祉施設が3か所、老人福祉施設が4か所、総合福祉センター

が1か所、身体障害者福祉センターが1か所あります。

保健医療施設は、病院が9か所、診療所が74か所、歯科診療所が62か所、老人保健施設が1か所、保健所が1か所あります。

生活利便施設は、市役所、市のサービスセンターなどが5か所、郵便局が19か所、金融機関が17か所、大規模小売店舗が7店あります。

保安防災施設は、警察署が1か所、交番が6か所、消防署所が3か所あります。

(2) 地区の発展方向

人・もの・情報が交流する本市経済の中心地区として、景観の保全や歴史的建造物の活用により観光振興を図るとともに、交通結節点^{※1}機能や利便施設の充実など近代的な都市機能が集積した快適な生活環境を有する地区としての発展を目指します。

◆中心市街地のにぎわいづくり

中心市街地の活性化のため、小樽駅周辺の再開発など面的整備を促進し、土地の高度利用を図るとともに、都市機能や生活関連施設の集中する商業地区としての利便性や快適性の向上に努め、中心商店街の活力とにぎわいづくりを進めます。

◆都市景観の保全と観光への活用

小樽運河、旧国鉄手宮線などの産業遺産や歴史的建造物などの地域資源とこれらがつくり出す本市特有の都市景観の保全に努めます。

また、だれもがゆっくと時間をかけて本市の魅力を堪能してもらおうことができるよう、これらを活用し、回遊性の向上を図り、観光拠点としての魅力づくりに努めます。

◆良好な住環境づくり

中心市街地では、高い利便性を生かしたまちなか居住を促進し、周辺の住宅地では、ゆとりのある良好な住環境の維持に努めます。

また、老朽家屋などが密集している地域では、建替え等による住環境の改善を誘導します。

◆交通・物流拠点の形成

将来の新幹線の開通を見据えながら、幹線道路や高速道路のほか、鉄道やバス輸送の充実など利便性の高い交通ネットワークの形成を図るとともに、小樽港の港湾機能を生かした物流の活性化に努め、陸上交通及び海上交通における交通結節点機能を生かした交通・物流拠点の形成を促進します。

※1 交通結節点 道路、鉄道、航空、船舶など異なる交通手段を相互に連結させる場や地域のこと。

東南部地区

(1) 地区の概況

◆地勢

本市の東南方面にかけて位置する地区で、最東部は札幌市や石狩市に隣接しています。背後には毛無山、春香山、天狗岳などの山々が連なり、全体として丘陵地が多い中で、札幌市や石狩市との隣接地区や朝里地区には平坦地が見られます。

市街地は、国道5号沿線や海岸線、朝里地区の扇状地のほか、桜、望洋台、銭函、桂岡などでは平坦地から丘陵地にかけて広く形成されています。

朝里川の上流には、市民の水がめとなっている朝里ダムや保養施設、スポーツ施設があります。また、朝里、銭函などの海岸には、夏季に海水浴場が開設され、道央圏から多くの海水浴客が訪れています。

◆人口・世帯数

平成17年国勢調査では、人口は42,454人（市全体の29.9%）、世帯数は16,209世帯（市全体の26.9%）となっています。

平成7年国勢調査との比較では、人口は263人増加していますが、年少人口は1,217人、生産年齢人口は1,701人それぞれ減少し、老年人口は3,181人増加しています。

世帯数は1,354世帯増加しています。65歳以上の単身世帯は769世帯増加し1,606世帯となっています。

◆産業

銭函地区と石狩湾新港地区には都市型工業^{※2}が集積し、本市の重要な工業拠点として位置付けられています。また、本市唯一の温泉郷である朝里川温泉のほか、ゴルフ場、スキー場、サッカー・ラグビー場などのスポーツ施設を有しており、観光、スポーツ・レクリエーション関連産業の集積が見られます。

平成17年国勢調査では、この地区の産業別就業者数は、第3次産業13,464人（74.2%）、第2次産業3,802人（21.0%）、第1次産業120人（0.7%）の順となっています。

◆生活関連施設（平成20年1月1日現在）

教育施設は、幼稚園が3園、小学校が7校、中学校が4校、大学が2校、体育施設が4か所あります。

福祉施設は、保育所が3か所、児童福祉施設が2か所、老人福祉施設が7か所あります。

保健医療施設は、病院が6か所、診療所が15か所、歯科診療所が18か所、老人保健施設が3か所あります。

生活利便施設は、市のサービスセンターや市民センターが各1か所、郵便局が6か所、金融機関が4か所、大規模小売店舗が3店あります。

保安防災施設は、交番が3か所、消防署所が2か所あります。

※2 都市型工業 市街地やその周辺に立地し、公害防止や環境整備に配慮した工業のこと。

(2) 地区の発展方向

自然と調和した良好な住環境の維持に努めるとともに、企業の立地による活力ある産業が展開する地域を目指します。

また、市民や観光客が楽しめる交流拠点を目指します。

◆良好な住環境づくり

周辺の自然と調和した低層建物を主体とする住宅地として、ゆとりのある良好な住環境の維持や住宅と生活利便施設が適度に混在する利便性の高い住宅地の形成などに努めます。また、道路や公園など既存都市基盤施設の適切な維持、管理に努めます。

◆交通アクセス等の整備

朝里川温泉をはじめとする本市の観光拠点と後志圏や札幌圏の観光地を結ぶ地域特性を生かした広域的な交流や経済活動の促進に寄与する交通ネットワークの充実に努めるとともに、地域住民の安全、安心な生活の確保や利便性の向上が図られる道路交通機能の充実に努めます。

◆企業誘致の推進

札幌市に隣接した地理的優位性を生かした企業誘致と早期操業の促進により、都市型工業^{※1}の集積地としての発展を目指します。

銭函地区では、近隣研究機関などとの連携を図るとともに、周辺環境を考慮した企業立地を誘導します。

また、石狩湾新港地区では、食料品、物流、機械・金属関連のほか、エネルギー関連企業の立地誘導に努めます。

◆観光、スポーツ・レクリエーション機能の向上

海岸線や温泉郷、ゴルフ場、スキー場などの多彩な資源を生かし、森林や海、河川などの自然環境に配慮しながら、観光、スポーツ・レクリエーションなど、市民や観光客が楽しめる交流拠点としての魅力の向上に努めます。

※1 都市型工業 市街地やその周辺に立地し、公害防止や環境整備に配慮した工業のこと。

附 属 资 料

1 策定経過

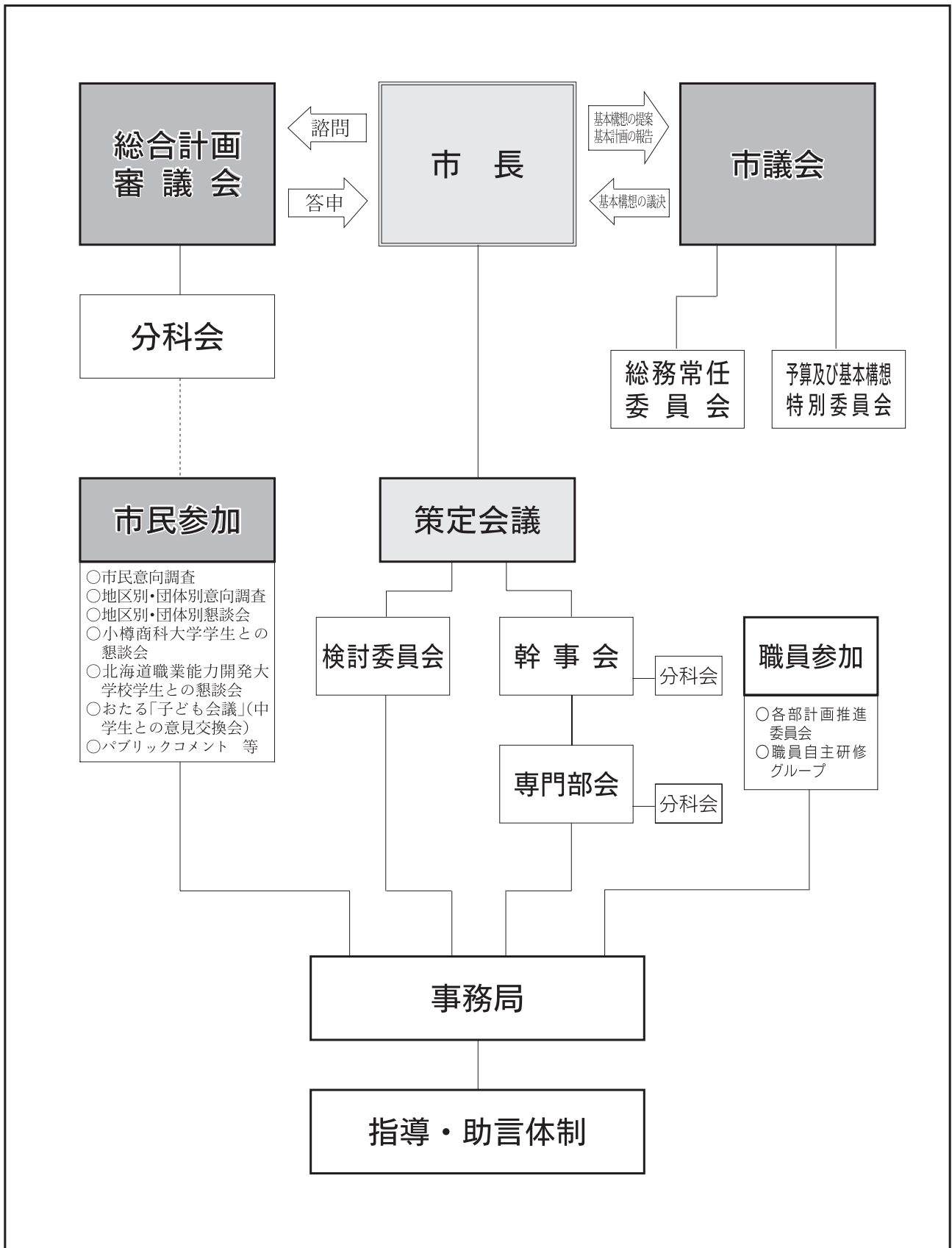
○基礎調査、審議経過等

- 平成18年7月 小樽市総合計画策定会議規則の制定
小樽市総合計画策定会議及び検討委員会の設置
新しい総合計画策定へ向けた論点整理
- 平成19年6月 「新しい総合計画策定のための基本方針」の決定、議会へ報告
8月 小樽市総合計画審議会の設置
地区別・団体別懇談会の開催
8～9月 市民・地区別・団体別・市外在住者意向調査の実施
10月 北海道職業能力開発大学校学生との懇談会、おたる「子ども会議」の開催
11月 小樽商科大学学生との懇談会の開催
小樽市総合計画策定会議幹事会及び専門部会の設置
市民・地区別・団体別・市外在住者意向調査結果の公表
- 平成20年3月 「基本構想(原案)」及び「計画の策定に当たって(原案)」の策定
「基本構想(原案)」の諮問
4～5月 「基本構想(原案)」に対するパブリックコメントの実施
4～6月 総合計画審議会各分科会による「基本構想(原案)」の審議
7月 「基本構想(原案)」に対する答申
8月 「基本構想(案)」の策定
10月 「基本構想」の議決
12月 「基本計画(案)」の策定
「基本計画(案)」の諮問
- 平成21年1～2月 「基本計画(案)」に対するパブリックコメントの実施
総合計画審議会各分科会による「基本計画(案)」の審議
2月 「基本計画(案)」に対する答申
「基本計画」の策定
3月 「基本計画」を議会へ報告

○議会関係

- 平成19年7月2日 第2回定例会 「新しい総合計画策定のための基本方針」の報告(総務常任委員会)
- 平成20年9月9日 第3回定例会 「基本構想(案)」の提案(議案第29号)
9月19～25日 “ 「基本構想(案)」の審議(予算及び基本構想特別委員会)
10月2日 “ 「基本構想」の議決
- 平成21年3月13日 第1回定例会 「基本計画」の報告(総務常任委員会)

2 策定体制



3 小樽市総合計画審議会

○審議会委員（任期：平成19年8月1日～平成21年2月17日）

構成	氏名 (敬称略)	役職等(任期満了時)	所属分科会(◎は分科会長)		備考
			基本構想	基本計画	
市議会議員	高橋 克幸	小樽市議会議員	生涯学習	教育福祉	
	成田 祐樹	〃	市民福祉	教育福祉	
	古沢 勝則	〃	フレーム	教育福祉	
	前田 清貴	〃	フレーム	教育福祉	
	山口 保	〃	生活環境	産業環境	
民間諸団体の代表者	浅原 健藏	小樽港湾振興会 副会長	◎産業振興	産業環境	平成20年11月11日委嘱
	阿部 恭久	社団法人 小樽物産協会 副会長	産業振興	産業環境	
	石川 稔	社団法人 小樽青年会議所 直前理事長	—	教育福祉	
	伊藤 一郎	小樽市商店街振興組合連合会 常任理事	生活環境	産業環境	
	井上 晃	センチュリー・プラザ・オタル 代表幹事	◎フレーム	◎産業環境	
	岩木 剛	小樽市漁業協同組合 代表理事組合長	産業振興	産業環境	
	鎌田 力	小樽商工会議所 会頭	産業振興	産業環境	
	川真田 俊子	小樽市父母と教師の会連合会 顧問	生涯学習	教育福祉	
	川村 治男	小樽市文化団体協議会 会長	生涯学習	教育福祉	
	佐藤 浩一	日本労働組合総連合会小樽地区連合会 会長	市民福祉	教育福祉	
	佐藤 美代子	ネットワーク・らん 幹事	生涯学習	教育福祉	
	眞田 俊一	社団法人 小樽観光協会 会長	産業振興	産業環境	
	柴田 昭夫	NPO法人 小樽体育協会 専務理事	◎生涯学習	◎教育福祉	
	城 守	社団法人 小樽市医師会 会長	市民福祉	教育福祉	
	高田 義人	社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会 会長	◎市民福祉	教育福祉	
田中 一良	東アジア経済研究会 会長	産業振興	産業環境		
学識経験者	秋山 義昭	国立大学法人 小樽商科大学 名誉教授 北海学園大学大学院法務研究科(法科大学院)教授	フレーム	教育福祉	審議会会長
	中渡 憲彦	独立行政法人 雇用・能力開発機構 北海道職業能力開発大学校 助教授	◎生活環境	産業環境	
関係行政機関の職員	相馬 和則	北海道開発局 小樽開発建設部長	生活環境	産業環境	平成20年4月1日委嘱
	橋本 達則	北海道後志支庁 小樽土木現業所長	生活環境	産業環境	
市長が必要と認めた者	田中 貴博	市民公募	市民福祉	教育福祉	
	本間 哲平	〃	フレーム	産業環境	
	湯浅 鶴代	〃	市民福祉	教育福祉	
	和田 式弘	〃	フレーム	産業環境	

○退任した委員

構成	氏名	役職等	所属分科会		備考
民間諸団体の代表者	大植 一弘	前 社団法人小樽青年会議所 直前理事長	生涯学習	—	平成20年11月11日解職
関係行政機関の職員	渡辺 彰彦	前 北海道後志支庁 小樽土木現業所長	—	—	平成20年3月31日解職
市長が必要と認めた者	橋本 悠輝	市民公募	—	—	平成20年3月31日解職

○審議経過

〔全体会議〕

開催回	開催日	議 題
第1回	平成19年8月1日	委嘱状の手交、アンケート等の実施ほか
第2回	平成19年10月10日	小樽市総合計画「市民と歩む21世紀プラン」基本計画の点検報告、小樽市の財政状況ほか
第3回	平成19年11月7日	各種調査及び懇談会の結果報告ほか
第4回	平成20年3月27日	《基本構想》原案の諮問、分科会の設置
第5回	平成20年7月9日	《基本構想》分科会の報告、答申内容の決定
第6回	平成20年12月26日	《基本計画》案の諮問、分科会の設置
第7回	平成21年2月12日	《基本計画》分科会の報告、答申内容の決定

〔分科会～基本構想〕

分科会名	開催回数	所 掌 事 項
フレーム部会	4回	基本理念と目的、目標年次及び将来人口、将来都市像、施策の体系、元気づくりプログラム、市政運営3つの基本姿勢、土地利用・地区別発展方向
生涯学習部会	4回	まちづくり5つのテーマ（心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち～生涯学習）
市民福祉部会	3回	まちづくり5つのテーマ（ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち～市民福祉）
生活環境部会	4回	まちづくり5つのテーマ（安全で快適な住みよいまち～生活基盤、自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち～環境保全）
産業振興部会	4回	まちづくり5つのテーマ（人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち～産業振興）

〔分科会～基本計画〕

分科会名	開催回数	所 掌 事 項
教育福祉部会	2回	まちづくり5つのテーマ(生涯学習、市民福祉)、元気づくりプログラム(戦略4)、市政運営3つの基本姿勢、土地利用・地区別発展方向
産業環境部会	3回	まちづくり5つのテーマ(生活基盤、産業振興、環境保全)、元気づくりプログラム(戦略1～3)、市政運営3つの基本姿勢、土地利用・地区別発展方向

〔答申～会長より市長へ手交〕

区 分	手 交 日	答 申 内 容
基本構想	平成20年7月14日	『第6次小樽市総合計画』基本構想（原案）について
基本計画	平成21年2月17日	『第6次小樽市総合計画』基本計画（案）について

○基本構想(原案)についての諮問・答申

樽 企 第320号
平成20年3月27日

小樽市総合計画審議会
会長 秋山義昭様

小樽市長 山田勝麿

「第6次小樽市総合計画」基本構想(原案)について(諮問)

小樽市総合計画審議会条例第1条の規定に基づき、「第6次小樽市総合計画」基本構想(原案)について、貴審議会に諮問いたします。

(「基本構想(原案)」一省略)

平成20年7月14日

小樽市長 山田勝麿様

小樽市総合計画審議会
会長 秋山義昭

「第6次小樽市総合計画」基本構想(原案)について(答申)

平成20年3月27日付、樽企第320号により本審議会に諮問されました「第6次小樽市総合計画」基本構想(原案)について、全体会議及び5分科会において慎重に審議した結果、おおむね妥当であるとの結論を得ましたので、別紙の意見を付して答申します。

基本構想(案)の作成及び基本計画の立案に当たっては、各分科会の議論経過を踏まえ、別紙意見の趣旨が十分生かされますよう希望します。

(別紙意見一省略)

○基本計画(案)についての諮問・答申

樽 企 第312号
平成20年12月26日

小樽市総合計画審議会
会長 秋山義昭様

小樽市長 山田勝麿

「第6次小樽市総合計画」基本計画(案)について(諮問)

小樽市総合計画審議会条例第1条の規定に基づき、「第6次小樽市総合計画」基本計画(案)について、貴審議会に諮問いたします。

(「基本計画(案)」一省略)

平成21年2月17日

小樽市長 山田勝麿様

小樽市総合計画審議会
会長 秋山義昭

「第6次小樽市総合計画」基本計画(案)について(答申)

平成20年12月26日付、樽企第312号により本審議会に諮問されました「第6次小樽市総合計画」基本計画(案)について、全体会議及び分科会において慎重に審議を重ね、別紙のとおり意見を取りまとめましたので答申いたします。

基本計画の決定及び推進に当たっては、別紙意見の趣旨が十分生かされますよう希望します。

(別紙意見一省略)

4 市民意向等の把握

○市民参加関係

調査名等	内 容
市民意向調査	実施期間：平成19年8月13日～31日 調査対象：市内に居住する18歳以上の男女(平成19年7月25日現在の住民基本台帳より無作為抽出) 標本数：3,000 回収数：1,261 無効数：0 有効回収数：1,261 有効回収率：42.0%
地区別意向調査	実施期間：平成19年8月13日～31日 調査対象：市内各町会及び自治会等 標本数：174 回収数：132 無効数：0 有効回収数：132 有効回収率：75.9%
団体別意向調査	実施期間：平成19年8月13日～31日 調査対象：市内で活動する各種団体 標本数：205 回収数：116 無効数：0 有効回収数：116 有効回収率：56.6%
地区別懇談会	実施期間：平成19年8月1日～29日 実施場所：町内会館、市民会館、市分庁舎ほか 実施地区：9地区(塩谷、高島、銭函、山手、朝里、長橋、手宮、南小樽、中央) 参加町会数：79町会 参加者数：224人
団体別懇談会	実施期間：平成19年8月3日～24日 実施場所：市分庁舎 実施分野：6グループ(①港湾・運輸・建設業・農業・漁業、②青年・女性・労働、③民生・福祉・保健・医療、④教育・文化・体育、⑤まちづくり団体、⑥商業・工業・観光・金融・消費者) 参加団体数：49団体 参加者数：72人
おたる「子ども会議」 (中学生との意見交換会)	実施日時：平成19年10月27日 午後1時 開催場所：サンモール一番街 アネックス館 参加生徒：市内中学校14校28人(意見発表は15校30人) 内 容：「私たちが望む将来の小樽」をテーマとして意見発表形式による自由討議
北海道職業能力開発大学校 学生との懇談会	実施日時：平成19年10月11日 午後2時 実施場所：北海道職業能力開発大学校 参加学生：62人 内 容：学生の研究内容等をテーマとした懇談形式による自由討議
小樽商科大学学生との懇談会	実施日時：平成19年11月26日 午後5時45分 実施場所：小樽商科大学 参加学生：16人 内 容：学生の研究発表(提言)をテーマとした懇談形式による自由討議
基本構想(原案)に対するパブリックコメント	周知方法：ホームページ及び広報おたる(平成20年4月号)にパブリックコメント募集について掲載。町会等を通じ、概要版を配布 募集期間：平成20年4月1日～5月15日 意見等の件数：38件
基本計画(案)に対するパブリックコメント	周知方法：ホームページ及び広報おたる(平成21年1月号)にパブリックコメント募集について掲載 募集期間：平成21年1月5日～2月3日 意見等の件数：39件

○地域外意見聴取

調 査 名 等	内 容
市外在住者アンケート	実施期間：平成19年8月31日～9月15日 調査対象：東京小樽会及び関西小樽会の会員 標 本 数：420 回収数：255 無効数：0 有効回収数：255 有効回収率：60.7%
近隣市区町村アンケート	実施期間：平成19年9月25日～10月15日 調査対象：積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村 札幌市(手稲区)、石狩市 配 付 数：7 回収数：7 回 答 率：100%

5 庁内策定組織

○総合計画策定会議

構 成 員	市長、副市長のほか教育長、公営企業管理者、消防長並びに市長部局、教育委員会、議会議務局及び監査委員事務局の部長職の職員(小樽病院及び第二病院の医師を除く)
構成人員	平成18年度：19人、平成19年度：20人、平成20年度：18人
開催状況	<p>【論点整理、基本方針について】</p> <p>第1回(平成18年7月18日)、第2回(平成18年10月10日)、第3回(平成19年6月25日)、第4回(平成19年6月29日)</p> <p>【基本構想の審議】</p> <p>第5回(平成19年7月9日)、第6回(平成19年7月24日)、第7回(平成19年10月1日)、第8回(平成19年10月10日)、第9回(平成19年10月19日)、第10回(平成19年10月29日)、第11回(平成20年2月4日)、第12回(平成20年2月16日)、第13回(平成20年2月28日)、第14回(平成20年3月18日)、第15回(平成20年3月21日)、第16回(平成20年3月24日)、第17回(平成20年7月17日)、第18回(平成20年7月24日)、第19回(平成20年7月31日)、第20回(平成20年8月7日)、第21回(平成20年8月18日)、第22回(平成20年8月21日)</p> <p>【基本計画の審議】</p> <p>第23回(平成20年10月22日)、第24回(平成20年10月29日)、第25回(平成20年11月14日)、第26回(平成20年11月27日)、第27回(平成20年12月6日)、第28回(平成20年12月17日)、第29回(平成20年12月19日)、第30回(平成20年12月22日)、第31回(平成20年12月24日)、第32回(平成21年2月18日)</p>

○検討委員会

構 成 員	要綱で定める次長職及び課長職の職員
構 成 人 員	平成18年度：22人、平成19年度：22人
開 催 状 況	全 8 回

○幹事会・専門部会

〔幹事会〕

構 成 員	各部かいから推薦のあった次長職及び課長職の職員
構 成 人 員	平成19年度：45人、平成20年度：44人

〔専門部会〕

構 成 員	各部かいから推薦のあった係長職以下の職員
構 成 人 員	平成19年度：47人、平成20年度：42人

開 催 状 況	幹事会・専門部会合同会議：3回
	幹事会全体会議：1回
	専門部会全体会議：1回
	正副幹事長・専門部会長会議：3回

分科会構成	<input type="checkbox"/> フレーム部会(総論、計画の策定に当たって、構想の目標年次と将来人口、将来都市像、施策の体系、市政運営3つの基本姿勢、土地利用・地区別発展方向)
	<input type="checkbox"/> 教育文化部会(生涯学習分野：学校教育、社会教育、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション、青少年)
	<input type="checkbox"/> 福祉保健医療部会(市民福祉分野：地域福祉、子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉、保健衛生、地域医療、男女平等参画社会)
	<input type="checkbox"/> 安全快適部会(生活基盤分野：上下水道、道路・河川、住宅、除排雪、市街地整備、交通、防災・危機管理、消防、生活安全)
	<input type="checkbox"/> 産業港湾部会(産業振興分野：農林業、水産業、商業、工業・企業立地、観光、港湾、雇用・労働、国内・国際交流)
	<input type="checkbox"/> 環境景観部会(環境保全分野：環境保全、循環型社会、公園・緑地、都市景観)

○各部計画推進委員会の構成

構成員、構成人員 各部局等において、必要に応じて構成

○指導助言体制

まちづくり講演会の開催(平成19年6月5日)：小樽信用金庫、北海信用金庫共同事業「小樽市地域活性化への提言」について

6 関係規定等

○地方自治法(関係部分抜粋)

昭和22年4月17日法律第67号

第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

○小樽市総合計画審議会条例

制 定 昭和52年7月26日条例第25号
最近改正 平成15年12月24日条例第34号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、小樽市の総合計画（基本構想及び基本計画をいう。）の策定について審議するため、小樽市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員30名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 審議会の委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選による。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(分科会)

第6条 審議会は、必要に応じ、委員で構成する分科会を置くことができる。

- 2 分科会の委員は、会長が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、所属委員の互選による。
- 4 分科会は、分科会長が招集する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部において行う。

○小樽市総合計画策定会議規則

制 定 平成18年7月18日規則第49号
最近改正 平成20年11月26日規則第55号

(設置)

第1条 小樽市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定のため、小樽市総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、総合計画の案について審議し、これを決定する。

(組織)

第3条 策定会議は、市長、副市長、教育長、公営企業管理者、保健所長及び小樽市職員初任給等規則(昭和46年小樽市規則第23号)別表第1号1(1)の部分7級の項第1号に規定する部長職にある職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条の規定により派遣している職員を除く。）をもって組織する。

(会議)

第4条 市長は、策定会議を招集し、その議長となる。

(補助組織)

第5条 市長が必要があると認めるときは、策定会議に補助組織を置くことができる。

(事務局)

第6条 策定会議の事務を処理するため、総務部企画政策室に事務局を置く。

7 総合計画基本計画の成果指標について

成果指標は、総合計画に示した施策の達成度を測る「ものさし」の役割を果たすものです。市民にとって分かりやすい市政運営のために、施策に対する数値目標を示し、より効率的で効果的に計画を推進します。

本計画では、「まちづくり5つのテーマ」を構成する33の施策に対して、それぞれの達成度を測るために1～3本の指標を設定しています。これらの指標を用いて計画の推進管理を行い、施策の目標に対する成果を検証します。

- (1)指標名：施策全体を総合的に表す指標や施策の一部であっても象徴的な指標を選定しています。
- (2)現状値：指標の実績値です。可能な限り最新の数値で示しています。
- (3)H30目標値：目標年度における目指すべき数値を示しています。これまでの推移や傾向を踏まえ設定したものです。

○成果指標一覧

1 心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）

施策名	指標名	現状値	H30目標値
1) 学校教育 →P36	児童・生徒の学習意欲度	52.0% (H20年度)	60%
	市立小中学校の校舎等の耐震化率	38.4% (H19年度)	65%
2) 社会教育 →P39	図書貸出し冊数	3.11冊 (H19年度)	3.42冊
	社会教育施設入館者数	381,437人 (H19年度)	400,000人
	社会教育施設講座参加者数	8,330人 (H19年度)	現状を維持する
3) 文化・芸術 →P41	アーティスト・バンク登録者数	88件 (H20年11月)	140件
	小樽市文化祭入場者数及び出品者数	入場者数 10,133人 出品者数 730人 (H20年度)	入場者数 11,000人 出品者数 750人
4) スポーツ・レクリエーション →P43	社会体育施設利用者数	164,192人 (H19年度)	200,000人
	市民体育大会の競技種目数及び参加者数	27種目 5,460人 (H19年度)	現状を維持する
5) 青少年 →P45	青少年補導者数	33.37人 (H19年度)	22.67人
	地域子ども教室児童利用率	8.82% (H19年度)	10%

2 ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）

施策名	指標名	現状値	H30目標値
1) 地域福祉 →P47	ボランティア団体数	83団体 (H15～19年度平均)	100団体
	ボランティア人数	3,731人 (H15～19年度平均)	4,480人
2) 子育て支援 →P49	地域子育て支援センターを利用した親子の組数	4,666組 (H19年度)	6,000組
	地域子育て力強化事業「あそびの広場」を利用した親子の組数	795組 (H19年度)	現状を維持する
	a) 延長保育事業、b) 休日保育事業、 c) 一時的保育事業の実施箇所数	a) 6か所 b) 1か所 c) 2か所 (H19年度)	a) 7か所 b) 2か所 c) 3か所
3) 高齢者福祉 →P51	老壮大学の会員数	380人 (H20年度)	420人
	高齢者コミュニティ団体の会員数	520人 (H20年度)	700人
	地域包括支援センターの相談件数	855件 (H19年度)	3,150件
4) 障がい者福祉 →P53	就労支援の利用人数	92人 (H19年度)	390人
	居宅介護の利用時間数	20時間 (H19年度)	70時間
	こども発達支援センター等の利用者数	136人 (H19年度)	220人
5) 保健衛生 →P55	衛生教育の受講者数	8,608人 (H19年度)	10,000人
	特定健康診査受診率	13.5% (H18年度)	65%以上
	がん（悪性新生物）の標準化死亡比（SMR）	男性121.9 女性117.7 (H8～17年平均)	男女とも100以下
6) 地域医療 →P57	病床数（人口10万人当たり）	1,270床 (H20年11月)	現状を維持する
7) 男女平等参画 社会 →P59	審議会及び附属機関への女性登用率	32.0% (H20年4月)	40%
	男女平等参画推進講演会参加者数	94人 (H15～20年度平均)	100人 (H21～30年度平均)

3 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

施策名	指標名	現状値	H30目標値
1) 上下水道 →P61	水道施設更新計画進捗率	17.8% (8か所) (H19年度末)	100% (45か所)
	下水道施設更新計画進捗率	10.2% (48か所) (H19年度末)	100% (470か所)
	配水管更新計画進捗率	85.6% (226km) (H19年度末)	100% (264km)
2) 道路・河川 →P63	市道の舗装率	76.4% (H19年度末)	79.2%
3) 住宅 →P65	市営住宅の建替・改善事業の実施戸数	280戸 (H10～19年度計)	200戸 (H21～30年度計)
	住宅や暮らしの情報提供件数	20,461件 (H19年度)	48,000件
4) 除排雪 →P67	ロードヒーティング更新率	0% (H19年度末)	76%
	砂まきボランティア登録数	119件 (H19年度)	180件
5) 市街地整備 →P69	中心市街地の居住人口	14,455人 (H19年度)	15,000人
	中心市街地の歩行者通行量	29,627人 (H19年度)	31,700人
6) 交通 →P71	一人当たりの市内バス利用回数	81.5回 (H19年度)	現状より増加させる
7) 防災・危機管理 →P73	自主防災組織参加町会数	45町会 (H19年度)	75町会
	自主防災訓練参加者数	1,073人 (H19年度)	1,750人
8) 消防 →P75	独居高齢者の防火査察数	4,712件 (H19年度)	全独居高齢者
	普通救命講習会の累計受講者数	4,821人 (H19年度末)	8,400人
9) 生活安全 →P77	交通事故の発生状況 a) 発生件数 b) 死亡者数	a) 533件 b) 12人 (H19年)	a) 500件以下の定着 b) 10人以下の定着
	消費者相談件数	1,695件 (H19年度)	1,500件以下

4 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

施策名	指標名	現状値	H30目標値
1) 農林業 →P79	農家1戸当たりの耕作面積	72アール (H17年)	現状を維持する
	市民体験農園申込件数	140件 (H20年度)	160件
2) 水産業 →P81	1経営体平均漁獲金額	2,798万円 (H15年)	現状を維持する
	水産加工品の生産額	282億7,972万円 (H18年)	290億円
3) 商業 →P83	年間商品販売額	2,930億円 (H19年)	現状を維持する
4) 工業・企業立地 →P85	製造品出荷額等	1,621億円 (H19年)	現状を維持する
	操業開始企業数	53社 (H10～19年度計)	37社 (H21～30年度計)
5) 観光 →P88	観光入込客数	740万5,800人 (H19年度)	減少傾向に歯止めをかける
	宿泊率	9.0% (H19年度)	11%
6) 港湾 →P91	小樽港取扱貨物量	1,360万トン (H15～19年平均)	現状より増加させる
7) 雇用・労働 →P93	企業誘致等による新規雇用者数	227人 (H18～19年度計)	270人 (H21～30年度計)
	新規高卒者就職率	44.2% (H20年3月)	50%
8) 国内・国際交流 →P95	外国人宿泊客数	39,062人 (H19年度)	現状より増加させる
	ホストファミリー登録家庭数	33家庭 (H19年度)	50家庭

5 自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）

施策名	指標名	現状値	H30目標値
1) 環境保全 →P97	大気環境基準値超過件数	0件 (H10～19年度計)	0件 (H21～30年度計)
	清掃ボランティア参加者数	7,159人 (H19年度)	7,800人
2) 循環型社会 →P99	市民一人1日当たりの生活系ごみ排出量	479g/人・日 (H19年度)	429g/人・日
	市民一人1日当たりの生活系資源物排出量	156g/人・日 (H19年度)	178g/人・日
3) 公園・緑地 →P101	一人当たりの都市公園面積	9.41㎡ (H19年度)	12㎡
	森の自然館入館者数	16,807人 (H20年度)	18,500人
4) 都市景観 →P103	指定歴史的建造物の件数	66件 (H20年11月)	70件
	都市景観意識啓発事業への参加者数	46人 (H20年度)	180人

第6次小樽市総合計画

平成21年9月発行

-
- 発行 小樽市
 - 編集 小樽市総務部企画政策室
小樽市花園2丁目12番1号
0134-32-4111

OTARU